

しめながら考えていかなければいけない問題であらうというふうに思つております。

これの一番の基本というのは、せんじ詰めますと選挙制度という、これは率直に申し上げまして、我が党の場合には、社会党さんも一人出しているところがあるわけですから、これはお二人であり、しかも限られた選挙区であります。我が党の場合には、全国どこの選挙区でも、あるときには、無所属の保守系も入れますと、議席の数より余計に出てしまつておるという、まさに熾烈な争いをしておるということでありまして、そういつたことなんかもあれしたときに、やはり制度そのものについて本当に考えなければならないのじやなかろうかと思つております。

そして、この問題を議論されますときに、常に倫理ということが言われる、あるいは腐敗防止といふことが言われます。これは確かに一部の例をあれしまますと、際立つて政治活動というのではなくて私の生活と混同されてしまつておるという面が非常に厳しく指弾されるわけでありますけれども、しかし、そういうことだけではなくて、今の現状では政治活動にも実際に本当に金がかかっておるということですから、ただ個人の自律ですとかあるいは倫理というものの等だけではなくてもならない。というのは、今まで倫理規定ですか行為規範、これは国会ノートに書いてありますから、ただ個人の自律でありますけれども、私は常にそれを持つておりますけれども、実際にそういうものがありませんおかつこれを犯してしまつておる、あるいはそれを犯すような状態にあるといふことに問題があるんじゃないのかなということを振り返つてみたときに、ただ倫理という、個人を律するというだけにはもう限界がない。そこに便利な言葉といいますか、清濁相あわせのむとかあるいは当選するためにはやむを得ないんだといふような言葉でもう当たり前みたいに使われるようになつてしまつておるということ、このあたりを私たち深く反省しなければいけないと思つております。

その意味で、現在の制度というものが制度疲労であるということを認めながらこの問題に対応する必要があるのかな。そうかといって、私どもが里斯ではかつて一七八〇年代にやつておりますが、これをやる必要がある。そして、当然のことながらまた政治資金の透明性を高めることも必要だと思います。そのことをやるだけでもこれは大形になつてしまつました。これについてきょうは細かく議論する時間はないと思いますから申し上げませんけれども。ですから、私は、制度改革までも、残念ですけれども審議未了とというああいう形になつてしまつました。これについてきょうはある程度やむを得ない。余り先じやしようがあげられませんけれども。歴史を見れば、あれながら、今当面やれる問題は一体何なのかといふことについて議論し、そのかわり、先行きについて制度について触れておく必要があるのじやないのかなと考えております。

○池田(元)委員 今羽田大蔵大臣が真っ先に政治と金の問題についておつしやいました。最近といいますか、ずっと自由民主党も、かつて三木答申とかいろいろありました。最近では政治改革大綱ですか、どうも最近選挙制度の方に傾斜をしつづけているのではないか。私も選挙制度を変える必要が金にまつわって、派閥の会長とかいろいろなことを行つたようではあります。しかし、羽田大臣は選挙制度の問題について宮澤さんは意見が食い違つたようでありまして、そういうこともございましたけれども、官邸で何を進言されたか、お尋ねしたいと思います。

○羽田国務大臣 今お話のございました、どうもすりかえじゃないのかということが第一。それから、何か選挙制度の方に偏つてゐるのじやないのかというようなお話をあつたのですけれども、今までお話をあつた腐敗防止という問題については、それから政治と金の問題については、実はロッキード問題が起つりましたときにもの問題は延々と議論されたものです。その以前にも実はやられたはずです。そこから倫理規定ですか行為規範などはあります。そこからも生まれてきたと思うのです。しかし、結果としてまだそういうものが全然絶たないといふのが現状であり、そして、いろいろな方の調査によりますと、さらにお金がかかっていくということが現状である。

そういうことで、金と腐敗の問題あるいは癒着の問題とか、いろいろな問題がありますけれども、なぜそこが問題が起こつてくるのかということを

件で有罪になつた者や選挙違反の連座制で有罪になつた者すべてに對して立候補を制限する。イギリスではかつて一七八〇年代にやつておりますが、これをやる必要があります。そして、当然のことながらまた政治資金の透明性を高めることも必要だと思います。そのことをやるだけでもこれは大変なことなんです。よく三點セットで全部できなればやらないといふようなことを去年自民党はやりましたけれども、歴史を見れば、あれを三つ一緒にやるというようなことはまず不可能なわけございまして、この政治資金の問題、政治腐敗の防止、これをやつただけでも大変な功績であります。ぜひこの問題に取り組んでいただきたいたい。そうでなければ、やはり国民から非常に反発といいますか、見捨てられるのではないか、このように考えるわけでございます。

羽田大蔵大臣は、つい先ごろ宮澤総理に招かれで官邸に行かれたようですが、入閣する前は選挙制度の問題について宮澤さんは意見が食い違つたようでありまして、そういうこともございましたけれども、官邸で何を進言されたか、お尋ねしたいと思います。

○羽田国務大臣 今お話のございました、どうもすりかえじゃないのかということが第一。それから、なるべく難しい問題というのを避けて通るところになつてしまつて、次の選挙もだめになつてしまつて、どうも政治を語るときにも、自分たちの体に痛みを覚えること、こういった問題についてお話をあつた腐敗防止という問題については、そちら、あのやつがこうしてしまつたからあなた方と一緒にしていくためにはこういうメスを入れなければいけないんだなんという言論をしようものだつたら、あのやつがこうしてしまつたからあなた方と一緒にしていくためにはこうしてしまつて、次のお話をあつた腐敗防止という問題については、そちら、なるべく難しい問題というのを避けて通るところになつてしまつて、どうも政治を語るときにも、自分たちの体に痛みを覚えること、こういった問題についてお話をあつた腐敗防止という問題については、そちら、あのやつがこうしてしまつたからあなた方ができぬことあります。そこで、この時点を将来に向かつて新しく切り開いていくためにはこういうメスを入れなければいけないんだなんという言論をしようものだつたら、あのやつがこうしてしまつたからあなた方ができぬことあります。同じ選挙区から何人かは、残念ですけれども、本当のことは国会の場でもあるいは私たち政黨の中でも議論されない場合なんだという中でそこに至つたということだけは、一応私たちの考え方として御理解をいたいておきたいと思うわけあります。

表に、私は党の中でも別にこれは申しておりますが、せんけれども、ただ總理に申し上げたことは、確かに今の審議未了になつて廢棄になつた、これは実は定数は正も審議未了になつたのですよ。野党さん何とか御一緒になつて出した腐敗防止法も、どういうことか趣旨説明もされずに、質問もなされずに、これも我が党が出したのと一緒に申上げたのは、（池田三元委員「趣旨説明はしました」と呼ぶ）一緒にこれは審議未了にしちやつた。質問は全然ないままになつてしまつたんですね。されども、私が申し上げたのは、總理に一番申し上げたかったことは、やはり今日の状況というものは非常に閉塞してしまつたような状況なんだ、だから、この状況を打破するためには、今幾らどんなど新しい政策を打ち出したってなかなか理解されませんよ、ですから、本当の政治改革をやらなければいけません。そのためにはやはり全体の一つの構想、この選挙制度についてのやり方とか何かこれはまた議論することとしても、いずれにしても、全体の構想で制度まで踏み込まなければいけないという先行きをきちんと示した上で、それで現実に今すぐやらなければならぬこととということをやる必要がありましょう。しかも、将来構想というものはそんな長い期間ではなくて、例えば四年とか五年ぐらいのところまで置きながらやることが大事なんぢやないですかね。そして、当面やることとなると、今の定数は正の問題があります。しかし、これもやはり国民にも、もう国会で決議をやつたことですから、ある程度きちんととしたものをやらなければいけませんよといふようなこと。あるいは政治資金ですとか、そういうことを、大まかに言いましてそういうことを申し上げたということです。

やれと言つたてとても不可能なよということがなんでしょうけれども、しかし、もうそこまで踏み込まないと、今要するに日本の国はここまで来た、この国をさらにいいものに上げていくために、質のいいものに上げるために、あるいは世界的な役割を果たしていくといふような大きな転換の時代に対応できる政治をつくるためには、私は、やはり不可能と言つたのではないのであって、その意識改革をしないと、そしてそういう改革をしないと、国民もやはりなかなか意識改革ができないであらうと思つております。

そして、国民には私どもも大臣のときに、あるいはその前に、農産物の自由化の問題等をお願いしました。あるいは今商店に対しても大店舗法のお願いをしたり、国際化社会である、ボーダーレスの時代であるということいろいろなことをお願いしているにもかかわらず、国会議員はどうもみずから身のことになると、何かつらいことだ、いや、そんな厳しいことできりこないぢやないか。これでは主権在民といつたときに、国会といふものが本当に国民をリードすることができるのだろうかということを思ったときに、不可能と思われたことを今私たちはやはりやらなければいけないのじやないのかなというふうに思つて、率直に勝手なことを申し上げて恐縮であります。

○池田(二)委員 基本論とすればおっしゃるところでござります。しかし、現実論から言うと、やはり三點セットで一括してワンパッケージで通してくれるとか、それから全体像を明示してはつきり決定してそれで始める、もちろん、全体像をつくることは大変結構です。何事も将来の全体像を明示してやるのは大変手法としては、手法といいますが、やり方としては当然だと思います。しかし、現下の情勢からいいまして、それからまた、これまでのそういう方々の力量からいいまして、何はどうあれ政治腐敗防止の立法をこの際今国会中にやる、それをやつただけでも、これまでの内閣の仕事からいえば相当なところまでいくと私は思ひます。もちろん内容によりますが、確固とした

政治腐敗防止と政治倫理の立法を行なへべきである、このように考えております。
もちろん、選挙制度とこの問題が関連しないわけはございませんので、私は、当然その先には選挙制度の改革がある。ただ、自民党の首脳が言つておりますように、政党助成とかそういうものは小選挙区制をやらなければだめなんだ、このようないわば取引みたいなことはやる必要はないのじゃないか、このように考えております。
この問題、いろいろございますが、とにかく今的情勢を受けて、政治と金の問題についてやはり具体的な措置を講すべきではないかということを申し上げて、一応この問題についてはここまでにしたいと思います。
さて、政治改革、国会改革に絡んできのうの本会議の質問でも取り上げたのですが、これは他党のことなんですが、自民党税調のあり方について一言お聞きしたいと思います。これは単に党内問題に干渉するという意味ではなくて、今の日本の政治構造の一つの具体的なあらわれとしてお聞きしたいわけでございます。
確かに自民党税調で専門的にいろいろ検討をされていることは大変結構なことだと私も思いますが。しかし、昨日も申し上げましたが、各種の団体からいろいろな要望をいかに取り入れるか、またどれだけ租税特別措置等の税の例外措置を設けるかというところが作業の中心と言つていんではないか、このように考えます。まあ税金をかけてくれということを組織づくみでやつていると言つたら言い過ぎでしょうか。そういつたものが年々盛んになりまして、きょうはちょっと持つてこなかつたんですが、いわゆる電話帳という各種団体の要望がござります。数えてみたら千七百ぐらい、千六百六十から七十の要望が出されていますね。ほとんどが税金をかけてくれと。もう細かいところまでいろいろな要望が出ておりまして、団体の数がたくさん書いてあります。
私は、これが単にお願いするというだけなら問題はないと思うんですが、どうもその業界、企業

との関係がこれによつて深まるでして、いろいろな好んで
しくない関係もあるんではないか。ある中堅議員
の話によりますと、税制調査事になった途端に、そ
れまで全く関係なかつた業界団体から二つも政治
献金が届いたと、このようなこともございまして、
私はやはり大変問題があるんじゃないのか、このよ
うに考えております。羽田大蔵大臣の御見解をお
尋ねしたいと思います。

○羽田国務大臣 いつも十一月の終わりごろから
税制調査会、始まりまして、きょうはここに、ま
さにそのずっと取り仕切りをやっていらした山
下先生始め皆さんいらっしゃいますけれども、し
かしこれはやっぱり政権与党として幅広く皆様方
の意見を聞くということで、私も実は参考したこ
とはござりますけれども、これはもう何というう
ですかね、あらゆる層の皆様方の意見を聞きま
しょうということで、割合と私は、割合というど
ころか、大変真摯にやつておると思ひます。しか
もこれに対しても税制の調査会長ですとかあるいは
委員長ですとかあるいは各部会長ですとか調査会
長ですとか、また各議員たち、これはだれでも実
ははいれる、入れてくださるわけですね。そこ
で賛成の人もいれば反対の人もいるんで、この問
題についてやつぱりこういう租税特別をやるべき
である、あるいはこれを延長すべきであるとなり
ますと、こちらの方からは、いやそれはもう目的
を達したはずだからやめるべきであるとか、非常
に生々しい議論がされておるということで、私は
大きく評価をしている人間であります。

ただ、私ども政府といたしまして、こういった
ものをどうしていくのかといいますと、党的なそ
ういう答申をちょうだいするということ、それと同
時にあわせて並行して議論されておりますけれど
も、相當權威のある皆様方がお集まりになつて政
府税調というもののもやられておるということであ
りますし、またこれはただ政府と与党というだけ
ではなくて、野党の皆様方の党首の皆様あるいは
政策担当の責任者の方々、こういった方々と私ど
もの総理並びに党の役員の皆様方も入りまして、

率直に今度は野党の皆さんと野党の皆さんでお聞きになつたものを私どもも承りながら、その中で採用できるものは採用していくということで、割合と公正にやられておるということであり、またその中で特に与党の税調というのは、これは物すごく時間をかけながら議論されておるということございまして、私は国民の声というものを国政の中に反映していく中につけて一つの機能を果たしている組織でなかろうかなという理解をしておるということあります。

○池田(元)委員 私は、そういうその場での議論が活発であるとかなんとかということを言つてゐるわけじやございません。いろいろ弊害が生じるように行き過ぎているのではないか、このように申し上げておるわけじやございません。恐らくそういう答えが返つてくるとは思つたんですが、ただ羽田大蔵大臣は先ほどから申し上げておりますように政治改革については御造詣が深いんで、ちょっと意外なんですが、

腐敗防止の観点からいっても問題があるということを先ほど申し上げましたけれども、議会政治といふ上からいってもこれはちょっと行き過ぎではないか。これは要するに法案の事前審査制を与党の中で全部やつてしまふ、そこで全部議論を尽くして議会に出す。議会は単に、投票機械じやありませんけれども、通過するだけ。これはやはり議会政治の空洞化を招いているのではないか。これは心ある学者も非常にそういう点を憂慮している。その点について羽田大蔵大臣の御答弁をお願いします。

○羽田国務大臣 これは繰り返しになつて大変恐縮でございますけれども、私はやはり国民の声といふものを幅広く聴取していく、これは政党としての役割であるうと思つておりますし、また、むしろそういうものがもつともつと、選挙制度あるいは政治改革をしながら、むしろ地方なんかでもそういうことが行われて、それがまた中央に上がつてきて、その中で議論していく、そんなふうに改革はしていくべきであろうと私は思つております。

ますけれども、私はやはり一定の役割を果たしておられるのかなという理解をいたしております。

○池田(元)委員 自民党の今のあり方が当然で、これが普通だという考え方からいくと、民意といいますか要望をくみ上げるから当たり前だと。しかし、自民党の過去のあれからいつても、最近大変自民党政調会政治といふのは肥大化しているわけです。これは先輩にお聞きになればいいと思います。そういった意味で、この政調会政治は議会政治の観点からいっても問題があるんではないか。これは自民党だけの問題ならいいのですけれども、やはり税とか国家全体にかかる問題ですからお尋ねしているわけでございます。

この問題についてはこの辺までにいたしまして、次に、私大蔵委員会に来て初めての質問でございまして、大蔵省のあり方といふとちょっと大きさになるのですが、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

大蔵省は、予算編成について、各省の要求を査定して予算を事実上編成すると同時に、予算の執行に当たつては、今の自民党政調のあり方と同じように、もうこの制度に初めから入つてはいる、これは全然問題ないと思つていて、必ずしもそうじやないのです。憲法では予算の編成権、国会への提出権は内閣にある、こういうふうに明記しております。予算編成は内閣の総合調整機能であるから当然内閣が行うべきであるといふ考えに基づいて、このようになっていわゆる税制、金融、財政全体、これを大蔵省が管轄しておりますし、またバランスの場合には、これは経企的なものも含めながら、財政金融等、税制、これ全部大蔵省がやつておるということをご存じます。しかしこのあたりのところは、どうなんですかな、日本の行き方について、それはもうちょっと内閣が権限を持つて調整しなさいといふ議論があるわけではござりますけれども、そういう機能があるとしても、私は、今の仕組みといふのは割合とよくつくり上げてこられたのじやないかなとおきます。

○池田(元)委員 ただいまの問題は、大蔵大臣に聞くよりも、これは内閣の問題ですから、そういうような答弁が返つてくるであらうということは予測しております。

現行制度では、内閣総理大臣の地位が著しく向上し、総合調整機能を發揮することができる臨時行政調査会、これは第一次ですね、これでこういうことを言っております。

依然として調整機能を確保することができず、

ことに予算編成は、事実上の政策の決定であり、内閣の重要な任務であるにもかかわらず、内閣にかかるべき補佐機関が欠けているために、実際に大蔵省が予算編成のすべての事務を担当し、内閣の決定は形式に墮している。

このように言つています。そしてこの答申では、いわゆる内閣で総合調整機能を行うために内閣補佐官というものを提言しているわけでございます。そういう意味で、この政調会政治は議会政治の観点からいっても問題があるんではないか。これは自民党だけの問題ならいいのですけれども、やはり税とか国家全体にかかる問題ですからお尋ねしているわけでございます。

この問題についてはこの辺までにいたしまして、次に、私大蔵委員会に来て初めての質問でございまして、大蔵省のあり方といふとちょっと大きさになるのですが、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

大蔵省のあり方、基本的なところでございますが、内閣の総合調整機能のために、今各省横並びの中の一つである大蔵省が取り仕切るというのはどうなのか、この辺のところを羽田大臣にお尋ねしたいと思います。

○羽田国務大臣 御指摘でありますけれども、現在アメリカなんかの場合ですと、御案内のとおりに明記しております。予算編成は内閣の総合調整機能であるから当然内閣が行うべきであるといふ考えに基づいて、このようになっていわゆる税制、金融、財政全体、これを大蔵省が管轄しておりますし、またバランスの場合には、これは経企的なものも含めながら、財政金融等、税制、これ全部大蔵省がやつておるということをご存じます。しかし、このあたりのところは、どうなんですかな、日本の行き方について、それはもうちょっと内閣が権限を持つて調整しなさいといふ議論があるわけではござりますけれども、そういう機能があるとしても、私は、今の仕組みといふのは割合とよくつくり上げてこられたのじやないかなとおきます。

○池田(元)委員 ただいまの問題は、大蔵大臣に聞くよりも、これは内閣の問題ですから、

そういうような答弁が返つてくるであらうということは予測しております。

その内閣補佐官構想はさておきまして、この問

題意識は非常に僕は大事だと思います。いわゆる日本行政は縦割り行政だ、行政の割拠性の弊害があると言われております。各省のセクションリズムは、関係業界、関連団体等の利害対立によつてこういったセクションリズムは一層拍車がかかることでござります。内閣がそういった意味で予算編成に関して必要な統制や調整を行つて、これが行政の一體性を保つ上で大変重要なことではないか、このように考えます。内閣の予算編成の基

本的な事項、例えばその予算編成にかかる重点ごとに予算編成は、事実上の政策の決定であり、内閣の重要な任務であるにもかかわらず、内閣にかかるべき補佐機関が欠けているために、実際には大蔵省が予算編成のすべての事務を担当し、内閣の決定は形式に墮している。

このように言つています。そしてこの答申では、いわゆる内閣で総合調整機能を行うために内閣補佐官というものを提言しているわけでございま

す。

こういった大蔵省のあり方、基本的なところでございますが、内閣の総合調整機能のために、今各省横並びの中の一つである大蔵省が取り仕切るというのはどうなのか、この辺のところを羽田大臣にお尋ねしたいと思います。

○羽田国務大臣 御指摘でありますけれども、現在アメリカなんかの場合ですと、御案内のとおりに明記しております。予算編成は内閣の総合調整機能であるから当然内閣が行うべきであるといふ考えに基づいて、このようになっていわゆる税制、金融、財政全体、これを大蔵省が管轄しておりますし、またバランスの場合には、これは経企的なものも含めながら、財政金融等、税制、これ全部大蔵省がやつておるということをご存じます。しかし、このあたりのところは、どうなんですかな、日本の行き方について、それはもうちょっと内閣が権限を持つて調整しなさいといふ議論があるわけではござりますけれども、そういう機能があるとしても、私は、今の仕組みといふのは割合とよくつくり上げてこられたのじやないかなとおきます。

○羽田国務大臣 御指摘のこと、私どもやっぱり謙虚に、やっぱり余りにも配分権も持つておるところまでござります。

○池田(元)委員 ただいまの問題は、大蔵大臣に聞くよりも、これは内閣の問題ですから、

向を出しながら各省に夏の時点で申し上げる、そ

して夏からずっと実は議論を重ねてまいりました

そして暮れに詰めていくということでござい

まして、割合と時間をかけながら最近では相当深

い議論というものはなされているんじゃないのか

な。そして、そういう中で本当に今やらなければ

ならないこと、そういうことについて優先順位を

つけていくということなんかも、この間に私は割

合と進められてきたというふうに思つております。

そして、役所の中に入つてみると、おもしろ

いなと思ったのは、やはり主税と例えれば主計なん

か、真っ正面から大議論を展開しているわけです

ね。そして、いやそんなものはとても税ではあれ

だから、まずおまえのところをもつと削減しろよ

といふような調子で大議論をしておるということ

でございまして、私は割合と今うまく運営されて

いるのかなというふうに思つておりますが、しかし

今慎まなければいけないよということ、何で

も大蔵省が全部切り盛りするようなことじゃなく

て、やはり各省庁の話も聞きながらということ、

これはやっぱり厳に我々としても慎みながらいか

なきやならぬ問題であること、これはよく御意見

承つておきたいと思います。

○池田(元)委員 自民党税調、大蔵省のあり方に

ついて基本的なところを申し上げましたが、私たち

が永田町や霞が関で常識と思っていることを、

ずっと歴史的な経過とかいろいろな国際的な事情

からいって必ずしも常識が常識でない、この辺の

ところをよく考えていただきたいということで、

あとで問題提起をしたわけでございます。

さて、九二年度税制改正の進め方についてお尋

ねしたいと思います。

こうした事態に対しても、不要不急の経費の節

減、また、補助金その他の歳出の削減合理化とい

うのをまず真っ先に行つべきであつたと思うので

が、先ほど出ております暮れの自民党税調を中

心とする税制改正の中で、やはります課税ありき。

確かに延長部分が多いのですが、安易に財源を積

み上げたのじゃないか、このような印象がぬぐえ

ません。この辺についてまず大蔵大臣の御見解を

伺いたいと思います。

○羽田国務大臣 確かに今まで多少過度と言われ

ました成長というものがあつたわけでありますけ

れども、それが金融引き締め等ずっと進めてきた

という中につて、まさにバブルがはじけたとい

う言葉で俗に言われておりますけれども、そうい

う中で、確かに当初予測いたしました税収とい

うものが厳しくなってきたということは現実であり

ます。そういったものを踏まえながら、平成二年

度の税収の落ち込みと、いうもの、これがやはり平

成四年にも引き続いていくということはあり得る

だろうということで、私どもいたしましては、

ます何といつても歳出を見なければいけないとい

うことで、今までの制度ですか、あるいはどう

いう中から生まれてきた補助金、それからある程

度目的を達成したと我々が思うようなものについ

てはともかく全部見直していただきたいということ

増
したということを申し上げることはできると思

ます。な中で、今度の予算編成といふものは相当苦労を

したということを申し上げることはできると思

います。臣の基本的な考え方をお尋ねしたいと思

います。○羽田国務大臣 国際貢献構想については、確

かに表面に出できましたのは予算のときであつたわ

けでありますけれども、党の方の中では割合と長

い期間実は議論されたようであります。

これはどういうあれかといいますと、やはりボ

スト冷戦ですね、それからわゆる湾岸戦争が終

わった。そしてみんなが、世界じゅうの人たちが、

これから何を一体やっていくのかと、いうような、

いろんな将来の、未来の世界についてみんなが考

え出した。その中にあって、やはり日本が、いろ

んな役割の要求というのがあつたというふうに

思つております。これは、私が大臣に就任してか

らでも、たつた一ヵ月ぐらいの間に三十何人の

各国の首脳が私の部屋にやってきたということ、

が、その具体的な内容につきましては、その検討

段階においてこれは最終的には合意を見られな

が、その具体的な内容につきましては、その検討

が、その具体的な内容につきましては、その検討

が、その具体的な内容につきましては、その検討

が、その具体的な内容につきましては、その検討

が、その具体的な内容につきましては、その検討

が、その具体的な内容につきましては、その検討

が、その具体的な内容につきましては、その検討

が、その具体的な内容につきましては、その検討

が、その具体的な内容につきましては、その検討

あつたものです。この構想について、羽田大蔵大

臣の基本的な考え方をお尋ねしたいと思

います。

○池田(元)委員 五干億円のファンド、国際貢献

資金を設けるといふようなことですが、その使途

はどのようなことを考えておりますか。

○小村政府委員 この段階におきまして種々議論

がございましたが、これにつきましては、その詳

細についてここで申し上げるようなことはない

と思います。私ども、ここで具体的に、こういう

方針でどうこうするというところまでの議論が外

に向かって申し上げるようなものとしてでき上

なかつたといふことでござります。そういうこと

がつていませんといふことです。

○池田(元)委員 後の方の、でき上がるといふ

て、そういうものが予算のときには私どもにボーリ

が投げられたということあります。

ただ、これは確かに、おつしやるとおり時間も

なかつたといふことでござります。そういうこと

で、政府の税調の方でもこれが議論されたよう

でありますけれども、いずれにしても、これはやは

り、日本人は何をやるのか、一人一人が、やはり

国民みんなで考えていただかなきやならぬ問題だ

ろう、これはこれからやはり議論していかなきや

いけない問題だろう。そのときには当然財源等についてもやはり考えながら、あわせて考へるべき問題であろうということが、実は最後のまとめ中で、政府の方からも党的税調の方からも上がってきておるということをございまして、私どもは、これはただこのときだけで済まして、後もう、まあ一応流れだからしようがないやということだけではやはり済まない問題であると認識しなければいけないと思つております。

○池田(元)委員 **国際貢献**という言葉、これは大事なことですから。ただ、それによつて、そういう名目で増税する。しかもこの手続には大変問題があると思います。これはもう皆さん御存じのような経過で、ああいわば密室で、ほとんど密室だと思うのですが、進行いたしました。

さて、こういつた目的税といいますか、こういつたものは、大蔵省当局はこれまで好ましくないと言つてきたはずでござりますが、この辺の考え方は矛盾しないかどうか、当局にお尋ねしたいと思います。

○済本政府委員 目的税自体につきましてのいろいろ今までの論議というものにつきましては、ただいま先生からお話をございましたように、慎重に対応すべきであるという論議が基本的にはございました。

○済本政府委員 **国際貢献**との関連でお尋ねかと存じますけれども、**国際貢献**との関連では、**国際貢献**というこの重要性、これは恐らく政府部内、政府税制調査会等の論議でも否定されるところはなかつただろうと思うのでござりますけれども、それに迫つていくための具体的なスキーム、そのスキームが固まり、さらに財源問題に及ぶという過程で目的税の論議というのはあり得たかもしれません。しかし、具体的に今回展開されました論議は、厳密な意味での目的税論議として展開されてきたというところまでまいりませんで、**国際貢献**のために何かお金が必要となるところは確かに論議の対象となつておりますけれども、それをさらに詳細な目的税論議に煮詰めていくというと

ころには至つておりません。もしそういうようなことになりました場合には、目的税論議、先ほど申し上げましたような政府の今まで基本的に持つておりましたような考え方、その考え方方に照らしてどうかという論議になつたであろうと思います。

○池田(元)委員 ちょっと苦しいところがあるんじゃないかなと思うのですが、財源対策で飛びついだ飛びついたという表現が非常に意味があるんじゃないかと私は考へます。そして、この**国際貢献**増税構想は一たん姿を消したのですが、これは

振り返つてみると、結果的にそうなったかインテンショナルにそうなつたかわかりませんけれども、とにかく構想がいわば目くらましになつて増税が通つた。別の言い方をすれば、**国際貢献**増税構想が出たことによって、七千億円余りの増税は一兆三千億円との比較で通しやすくなつた、この

さて、どうもことしの暮れのあのドラマを見ておりまして感じたことなんですが——去年の暮れの年、失礼いたしました。年度、曆年というのですが、政府税調というのは一体何なのか、こういう感じがいたしました。これは経過を見ると本当に恥ずかしいといいますか、ちょっととどうかといふことをどなたも感じたと思うのですが、十二月十四日に政府・自民党が**国際貢献**増税を実施する方針を決めますと、前日固めた税制改正の答申案を白紙に戻してしまつたわけです。これは、五千億円の**国際貢献**資金で増税の上積みが必要になって、増税の理由などについて全面的な書きかえが必要になったからだ、このような説明も出ております。ところが、十七日に政府・自民党が**国際貢献**増税を断念いたしますと、政府税調もすぐに見送りを決めることにしたわけです。一転二転しているわけです。まあそんなのかと言つてしまえばそんなものかもしれません、ここに政府税調の置かれた立場があらわれているのではないかと思います。大蔵省の立場も投影している、このようないい感じもいたしますが、その辺について大臣の考へをお尋ねしたいと思います。

○済本政府委員 当時の事実関係だけは私から御報告を申させていただきたいと存じます。ただいま御指摘がございました十二月の中ごろ、確かに政府税制調査会は平成四年度の税制改

ですけれども、しかし、突如といいますか、割合と急激に出てくるような、国際的にやはりそういう環境であつたと、いうこともぜひ御理解をいただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○池田(元)委員 当事者の言葉として、問題提起をしたからいいんだ、議論を起こしたんだ、こういったことも聞いております。これから、来年の税制改正、九三年の税制改正の中でまたこの構想がどんな形で姿をあらわしていくかわかりませんが、議論をこれからも続けてまいりたいと思います。

いつたことも聞いております。これから、来年の税制改正、九三年の税制改正の中でまたこの構想がどこにまで進んでおりました。そこで、その間ににおいて**国際貢献**税の論議が起つておりましたような考え方、その考え方方に照らしてどうかという論議になつたであろうと思いま

す。その間において**国際貢献**の論議が出てまいりまして、個々の問題について掘り下げていくというプロセスをとります。そういうプロセスに従つてことしも進み、最終到着点に到達しました。そこには、どうかといふことを御報告申し上げておきたいと存じます。

その間、**国際貢献**の論議が出てまいりまして、あれは一体どういうことかといふことが政府税調の問題になります。そこで、その問題について結論のところに明らかにされておきますように、やはり**国際貢献**の重要性といふのをはつきりさせつつも、さらに掘り下げた論議が必要である、今後検討していくべき問題であるといふことで一貫しておつたと思います。

○池田(元)委員 いずれにしましても政府税調、去年の暮れだけではございません、毎年毎年であります。ところが、最近は党税調にも追随をして、党高政低が、最近は党税調にも追随をして、党高政低が必要である、今後検討していくべき問題であるといふことで一貫しておつたと思います。

○済本政府委員 いづれにしましても政府税調、調査会の中でも議論にはなりました。なりましたけれども、政府税調調査会の議論というのは、それが必ずしも白紙に戻つたというような事実は一切ございません。そのようなことはございません。

政府税調調査会の論議は、まず基本的にどのような態度で平成四年度改正に臨むのかという論議から始まりまして、個々の問題について掘り下げて、その間において**国際貢献**の重要性といふのをはつきりさせつつも、さらに掘り下げた論議が、最近は党税調にも追随をして、党高政低が、最近は党税調にも追随をして、党高政低が必要である、今後検討していくべき問題であるといふことで一貫しておつたと思います。

○済本政府委員 いづれにしましても政府税調、去年の暮れだけではございません、毎年毎年であります。ところが、十七日に政府・自民党が**国際貢献**増税を断念いたしますと、政府税調もすぐに見送りを決めることにしたわけです。一転二転しているわけです。まあそんなのかと言つてしまえばそんなものかもしれません、ここに政府税調の置かれた立場があらわれているのではないかと思います。大蔵省の立場も投影している、このようないい感じもいたしますが、その辺について大臣の考へをお尋ねしたいと思います。

○済本政府委員 当時の事実関係だけは私から御報告を申させていただきたいと存じます。

ただいま御指摘がございました十二月の中ごろ、確かに政府税制調査会は平成四年度の税制改

正の論議をかなり緊密なスケジュールで進めておつた最中であります。それで、その間ににおいて**国際貢献**税の論議が起つておりましたような考え方、その考え方方に照らしてどうかという論議になつたであろうと思いま

ものは普通に見えるかもしませんけれども、私は、こういう大きな審議会がこんなふうに運営されていることが大変問題がある。それから審議会政治というのも本当は、基本に返れば、羽田大蔵大臣もおわかりのとおり大変問題があるわけです。その審議会がこういう主体性のなさで果たしていいのかどうか。自民党税調とともに政府税調もこの際基本から洗い直してみる必要があるのでないか、私はこのように思います。いかがでしょうか。

○済本政府委員 先ほどから池田先生のお話を伺つております。なるほどそういうふうにごらんただいているのかなという感じを改めて感ずる次第でございます。複雑な税制論議を毎年まとめてまいりますときに、最初にお話ございましたけれども、私たちのところにも一般的にいろいろな方面からの要望というのが届いてまいります。そういうものは各省を通じて来る場合もございますし、ダイレクトに来る場合もございます。そういうものを我々なりに受けとめるという段階が一つございます。それを税制改正の案にどう高めていくかというときには、政府部内においてどうだということをきちんとしなければいけない。それに対しまして、内閣総理大臣の諮問を受けましたこの審議機関というものが設置される必然性は私はあると思います。

一方、議院内閣制のもとでございますから、与

党的中での論議、それが政府の論議と調和していく必要がございまして、党税制調査会という場にその論議があわせて付されるということになるのも必然的なことだと思います。それもこれもすべて、最後法案にまとめて、この国会に御審議をいたくためのいわばプロセスでございます。その一つ一つのプロセスを外からごらんになるとそういうふうにござるいただくということも、私もお話を伺つております。ただ、ここへ来て、実施されたばかりなのですが、早くも名のある大手不動産業者から、廃止してくれ、このような声が出ております。これについてお尋ねしてまいりますが、まず最近の地価の動向、そして上昇、騰貴といいますか高騰した理由、また鎮静している理由について土庁の御答弁をお願いいたします。

○木村説明員 お答え申し上げます。

るということはおわかりいただけるのじゃないかと思います。

○池田(元)委員 余りよくその理由といいますか説得力のある理由として理解はできませんが、とにかくおっしゃるようにいろいろな納税者の要望をくみ上げる、こういう点では必要だと思います。

しかし、あの暮れのドラマ、あれを見れば果たして、大きな問題ですから、すぐにどうというの

はできないかもしれませんけれども、しかしここへ来ているいろな、先ほどの大臣の発言じゃありませんが、制度疲労、金属疲労しているのは單に選挙制度だけじゃないのです。今言つたようなところも問題があると思いますので、ぜひその辺を問題意識として持つていただきたい、このように要望しておきます。

さて、時間がございませんので、地価税の問題についてお尋ねしたいと思います。地価税

この土地問題は大変重要な問題です。地価税がことしから実施されました。この内容は、皆さんもお感じになっていると思うのですが、当初の方針から次々と後退した、骨抜きという言葉がよく使われますが、そのような内容でございます。

ただ、こういった資産課税を導入したこと自体は大変評価できると思います。また、最近の法人への資産の集中など、そういう経済のゆがみを正す上からもこの地価税は重要な意義があると考えております。ただ、ここへ来て、実施されたばかりの資産の八割をカバーするほどになつてお

ります。土地利用の規制が行き届いてきたということでございます。さらに、先ほど申しましたよう

な今回の地価上昇の背景となりました金融状況も大きく変化してまいっております。そのよう

なことを受けまして、不要不急の投機的需要がおむね姿を消したというふうに思つております。

また加えまして、今お話のございました地価税の創設をいたしました土地税は、土地の保有に一

なことを受けまして、不要不急の投機的需要がおむね姿を消したというふうに思つております。

としての有利性を縮減し、土地の有効利用の促進等と並びまして大変重要なものがあらうかと思

います。今回導入されました地価税は、土地の保有に一

なことを受けまして、不要不急の投機的需要がおむね姿を消したというふうに思つております。

この対策の効果が総合的に浸透してきたのでは

ないかというふうに思つております。

最近の状況を見ますと、先ほど申しました地価

の下落傾向は引き続き継続しているようと思われ

ます。

○板倉説明員 地価の動向につきましては、今地価の下落傾向は強まりつつございます。また、下落している地域も拡大しております。さらに地方圏におきましても鎮静化している地域が拡大して

いる状況にございます。

また、地価の高騰の要因、下落の要因というこ

とでございましたけれども、今回の地価高騰は、御承知のとおり東京都心部におきます業務用地需要の急激な増大、それが周辺住宅地における買

いかえ需要へつながりました、さらにこれを見

込んだ投機的取引の増大等が主な原因と思われま

す。また、その背景をいたしまして、いわゆる金

余りと言われたような状況、あるいはまた土地の適正な利用を促進する制度が必ずしも十分ではないかといった意見もあります。

さらに言えば、資産として土地が有利だという意

識が国民の方々の間にずっとあったということ、

こういった問題も挙げられるのではないかと思つております。

このような地価の高騰も、先ほど申しましたとおり下落傾向にあるわけございますが、その要因といいたしましては、一つには、私ども国土利用計画法というものを持つておりますが、監視区域の指定の拡大強化が図られておりまして、全国の市街化区域の八割をカバーするほどになつてお

ります。土地利用の規制が行き届いてきたとい

うことでございます。さらに、先ほど申しましたよ

うな今回の地価上昇の背景となりました金融状況

も大きく変化してまいっております。そのよう

なことを受けまして、不要不急の投機的需要がお

むね姿を消したというふうに思つております。

また加えまして、今お話のございました地価税の

創設をいたしました土地税は、土地の保有に一

なことを受けまして、不要不急の投機的需要がお

むね姿を消したというふうに思つております。

としての有利性を縮減し、土地の有効利用の促進

等と並びまして大変重要なものがあらうかと思

います。また、他の諸施策と相まって、

二度と再び地価高騰を引き起こさないための制度

的な枠組みを構築するという観点から見ましても

大変重要な意義を有している、かように承知して

おります。

○池田(元)委員 まず国土庁の方から、いわゆる地価調査課長の方から申し上げましたとおり鎮静化傾向にあります。やはり大都市の地価水準はまだ高いといつうに私ども承知しております。

ただ、この地価調査課長の方から申し上げましたとおり、地価税法の廃止の声について、御見解を端的にお伺いしたいと思います。

○板倉説明員 まず国土庁の方から申し上げましたとおり、地価税法の廃止の声について、御見解を端的にお伺いしたいと思います。

○池田(元)委員 まず国土庁の方から申し上げましたとおり、地価税法の廃止の声について、御見解を端的にお伺いしたいと思います。

○板倉説明員 まず国土庁の方から申し上げましたとおり、地価税法の廃止の声について、御見解を端的にお伺いしたいと思います。

○池田(元)委員 まず国土庁の方から申し上げましたとおり、地価税法の廃止の声について、御見解

○池田(元)委員 大蔵省の見解を、同様の問題についてお尋ねしたいと思います。

○済本政府委員 国土庁からの御説明を伺つておられまして、私たちの考え方も全く同じでございましたが、一つは、国会の論議を経まして土地基本法が成立を見、これを出発点といたしまして土地税制改革の論議がなされ、地価税が生まれまして、この一月一日から施行されてまだ何日かというところでございまして、しかし、少しずつその所期の効果が今あらわれつつあるという状況であると認識をいたしております。

それで、この地価税そのものでござりますけれども、これは土地神話打破するというような大

目的に向かつておる政策でございまして、短期的な対症療法治的な措置として我々は認識しているわけではなくて、むしろ長期的といいますか、体质改善的な措置として認識されるべきものではないかと思つております。

それからもう一つ、これに関連して付言させていただきたいのは、土地対策というものは、あれだけいろいろな広範な論議を通じて出てきました結果としまして、総合的な政策として取り組まれるべきものであるということをございました。総合的政策のパッケージディールでござります。その部分がござります。こういったものを十分に認識して今後の運営に当たりたいと思いますし、そのような認識が広がっていくことを期待します。

○池田(元)委員 今の御答弁は大賛成でございま

た金融機関の土地関連融資についての一連の指導の中の一ことをして、いわば非常緊急の措置といつたしまして、一昨年の四月から導入したものでございました。その後、見てまいりますと、金融機関の土地関連融資の伸びは総じて抑制基調が定着をいたしました。また、各金融機関における土地関連融資に係る審査管理体制の充実強化も図られてまいりましたと思われます。このようなことで、この指導の趣旨が着実に浸透してきたと私も認識しておりますわけでござります。他方、先ほど国土庁から御説明がありましたような地価動向もございまして、私どもとしては、いわばその非常緊急の措置をとり続ける必要はなくなつたのではないか、非常に緊急的な事態が解消されれば当然総量規制は解除するのに適当な時期に来ているのではないかと考えまして、昨年末をもつて総量規制の解除の方針を決定したところでござります。

しかし、ただいまそれぞれ答弁をいたしましたように、いわば地価動向についての注意を緩めるというような態度は毛頭持つておりませんので、私どもといいたしましては、金融機関の土地関連融資について、金融検査の活用とかヒアリングの機動的な実施などを通じまして、機動的な土地取引などに係る融資を厳に排除していくという姿勢を引き続き堅持いたしますとともに、総量規制の効果的な発動の仕組み、いわゆるトリガーフォームと申しますが、そのようなものもあらかじめ明示いたしました。地価高騰の際に、いわば機動的に対処できるような態勢を整えておるわけでございま

す。

○池田(元)委員 いろいろ述べられましたけれど

も、総量規制の解除は、やはり大蔵省に弱いこ

とがあるて、そこからの声が強かったのではない

か、こんな感じもいたしました。

○池田(元)委員 総量規制の問題を

取り上げたのは、地価税法と同じようにどこかか

まいました。そういう立派な考えを持つていてし

います。問題は、経済の担い手である会社法人のあり方だということになります。法人は押しながら利益などを配当などに回さない、そして競争力の向上や内部留保に回そうとしているわけです。そして、労働者の賃金、労働者の賃金と言うと、すぐ総労働、総資本。イデオロギー的にこう言つているというわけではございません。まさに企業の報酬もアイアゴッカさんみたいにもらうのはちょっと問題があると思うのですが、経営者の報酬も先進国に比べて低く抑えられている。企業の報酬も上げてもらわなければなりません。ですから、経営者の報酬もアイアゴッカさんみたいにもらおうはいいわゆる社会貢献もまだまだ貧弱になつてゐるわけです。個人は豊かにならずに企業だけが豊かになる。企業の競争力が強くなつて摩擦が広がる一方だ。こういった日本の経営を中心とする経済構造を今こそ転換しなければならないときではないか、このよつと問題意識を持つわけでございます。羽田大蔵大臣におかれでは、こういた最近の論議、この辺についての御感想をお聞きしたいと思います。

ランスに行つて、クレッソン首相とお会いしました。クレッソンさんのいろいろな物の言い方というのは、非常に端的に物を言われるということです。私どもは初めから警戒をしておつたわけですが、それども、やはりお互に競争するのにはお互いが同じルール、同じ環境でなきやだめよというわけなんですね。それで、多少幾つかの点はクレッソンさんは昔のままの日本のイメージがあるものですから、勘違いされている面があつたようになります。私たちも実はそのときはかつとかつとしておつたのですよ。何をあのおばちゃん言うんだということでもつとおまえさんたち働いて、もつといいものでもつくれよという思いがあつたことも事実なんです。後で堀先生なんかとそれこそ深夜まで徹夜しながらいろいろと議論をしたことがあつたのですけれども、しかし、考えてみると、あいいうやり方でよその社会に出ていくて、確かにいいものをつくるためにみんなが一緒になつてやる、それでどんどん生産性を上げていつてしまふということになりますと、日本から出でていった例ええば

Digitized by srujanika@gmail.com

るよう、私はその工場も幾つか見ましたけれども、その盛田さんは年がら年じゅう世界を歩いていたわけですね。ところが今度は、ほかの経営者の人たちと一緒に行つて少し離れた形でこうやつて見たときに、あれ、おれたち今までいいと思ってやっていたこと、質がよくて安く、そしてみんなに喜ばれるというんだから何でこれが悪いんだと思っていただけれども、しかしそれでは今度はかを全部駆逐してしまってということになるとやはり問題があるんだな、しかもまだシェアを広げるために物を安くつくることきり進めてしまったこと、これは問題はあるんだなということに気づかれた。私はやはりこれは大事なことであつて、まさに利益というものをどう配分していくのか。要するに、今御指摘があつたように、経営者もやはりちゃんと堂々といたくものはいたく、それと同時に労働者たちもようだいする、それとまた株主にも、やはりとくとい本を出したんだですから、この人たちにもきちんととした配分を与えていくというこの考え方というのは私は評価すべきものであつて、今までの経営というものは本当に問題だとかこういう問題に、もう一度ここで足踏みしながら我々は考える時代が来たのかなどいうことを改めて思い、そして総理も大体こういう発想で、昔から言われてきたけれどもどうもなされなかつた、今もう一度ここからスタートしようとも申し上げておきたいと思います。

○池田(一元)委員 ゼひそういう問題意識を持つていただきたいと思います。

総理のおっしゃる生活大国への前進、いろいろ読ましていただきましたけれども、今の現状分析と目標だけは書いてある、そこに至る道筋がどうもほんつきりしない。それを解く一つのかぎが、先ほどから申し上げておりますそういう観点ではなあ、このように考えております。

さて、現在の国会の次元で、今、下草で、

うものがかかるつておりますて、これは大変重要であります。経過は別といたしまして、報道によりますと暫定予算というような話も出ておるようですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○羽田国務大臣 これはもう何回も国会でも申し上げてまいりましたけれども、今度の予算といふのは生活大国とかあるいは国際貢献というようなことも柱になつておりますけれども、その中で、そういうものを通じながらやはり景気というものに対しても実は配慮したものであるということであります。景気というものが成長していくのが余り過度であつては、またいろいろなひずみも生んできてしまふわけでありますけれども、しかし、今私たちは国内からいろいろなものを求められておる、そして生活大国にしなきやならないといふことがありますし、また国際的にも資金需要といふのは非常に大きくなつてきておるということです。日本の経済はどうなるのかなということについてG7でも最も皆さんから実は議論、議論といいますか、期待があつたところでございまして、そういうものにもおこたえしていかなければいけないといったときに、この予算というものが暫定予算なんということになりますと、限られたもの、義務的な経費しか盛られないということになつてしまつたのでは、やはり心理に与える影響も悪いし、実際に仕事が継続していかないということになつたらいけないので、いろいろな御意見があると思うのですけれども、せひととこの予算をやはり一日も早く通していただきたいということと、それを執行するためのこういった税法というものも通していただきたいということをお願い申し上げたいというのが私の率直な気持ちであります。

○池田(元)委員 私、先ほどから政治改革を初め我が国には改革すべき問題が多々あると。私たちの周辺でも、きょうテーマにした問題だけでも、さらには日本経済のあり方、すべて今これは問い合わせられて、一、云々のことはない。やはり税制審議のあり方、自民党税調のあり方、政府税調のあり方、そしてまた大蔵省のあり方、そしての周辺でも、きょうテーマにした問題だけでも、

1

革といふのがキーワードになる。すべてに好んで原点に返つて見直す、とつぱりつからぬで客観的に見直して、そこに手がかりを得て改革する、このようなことが必要ではないかという感じがいたします。これから大蔵委員会でいろいろ勉強してまいりたいと思つております。

残余の問題ございますが、この辺で切り上げた
いと思ひます。ありがとうございました。

○太田委員長 午後零時三十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時—十五分休憩

午後零時三十二分開講

○太田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○渡辺(嘉)委員 渡辺嘉蔵です。税制三法に対しまして、野党第一党の立場から、是は是、非は非として謙虚に質問を始めさせていただきたいと存じます。

年会社臨時特別税、これは二年間、そして昭和五十九年、所得減税の財源確保のための法人税の基本税率を一・三%上乗せしたこと、ところが、この五十九年の一・三%の基本税率の引き上げは、六十年十二兆円、六十一年十三兆円、六十二年十五兆八千億円と法人税が異常な増収をいたしましたので、六十二年からはこれが廃止になつたわけです。もちろん時限立法で延ばしてきたわけですけれども、今後の景気の動向から見ますと、六十二年、六十三年、平成元年のような異常な好況あるいはまたバブルはまず考えられないのではないか。

一方、今回の法人特別税の創設は、当面の厳しい税収動向、財政事情に対応するために、国民经济済あるいは国民生活への影響に十分配慮しながら、現行の税負担を念頭に置きつつ、その範囲内で新たに必要最小限の措置を講ずるとの観点に立ちまして、臨時の措置を行つたということです」とさいます。

○羽田国務大臣 法人税の税負担水準につきましては、六十三年の税制改革によりまして、私どもの方も国際的視点に立った法人税制の確立という観点から、具体的には基本税率を四二%から三七・五%に引き下げたということとはもう御案内のとおりであります。

うような意味合いで、こういう場当たり的な、また国民に対してはむしろだまくらかしたようなことをいう税制ではなくて、正面から取り組むべきではなかろうか、これについて大臣の御答弁をいただきたいと存じます。

日本の方が優位に立っておりますが、実効税率は四〇%、日本は臨時特別税を含めまして平成四年の一月で四九・九八%ですから、一%引き上げましても実効税率は五〇・八八と私は計算したのです。この程度にしかならない。とすれば、ドイツよりこちらの実効税率はほかにあります。こう

日本といろいろな摩擦を起こしながら、それでもうすると、税率の引き上げを言いますと常に実効税率を反論されるわけですが、現在の実効税率が、ドイツにおける五二・八七%、アメリカは貿易上五%、五・八%引き下げられたのであります。そ

といたしますると、一時的にはこの辺の不^ふ足^そのための税制を設けるということは好ましくない、むしろ五十九年に行いましたように法人税率^{りざい}をまず引き上げる、私はこれは「%引き上げることが妥当だと考へておるわけです。理由は、法人税率^{りざい}は六十一年のときにはそういう意味で四三・

これが日本に輸入されるときにはどれだけの価格になるかということは、五十九年のときには一キロリットル四万五千八百五十八円、現在は一万九千百五十一円なのです。四一%に下がつておるのは、このよう下がつたことは、これは石油業者の単なる企業努力じやないのです。国際的な流れの恩恵と日本経済の向上による円高なのです。こういうところから見ると、石油業者だけをこの際、これを外して、そして廃止するというようなことは、だれが見ても妥当性を欠くのではないか。

九ドルなんですが、現在はこれは二十ドルなんですが、そしてレートは、そのときには二百五十一円のレートであったのですが、これが今百二十七円のレートに下がったんですね。そういたしますると、キロ当たりについて昭和五十九年のときには百八十三ドル、今日では百二十六ドル、それがために

なぜこのようなことを言うかというと、あの一・三%の法人税率を引き上げたときには、昭和五十九年、このときの原油は、北海ブレンドが一番標準的に信用できるという意味でこれを採用したわけですが、二十八・九六ドル、いわゆる二千

現在、キロリットル当たりの税金なのですが、二千四十円、これに湾岸対策として五〇%の上乗せをいたしまして三千六十円、こういうことになつておるわけなのですが、私は、むしろこれを継続しながら四千八十八円に引き上げた方がいい、こういう考え方を持つております。

湾岸対策として法人臨時特別税が四千四百億、今回のそれは四千四十億、そしてこの石油臨時税は二千二百八十億、これが今度は廃止になるわけなんですね。これだけは約束どおり。しかし私は、これはむしろ継続した方がいい。なぜかといえば、

ぶるべきじゃない。なぶつたら、きちつとこれでいくんだ。こういう観点から、私はこれを強く要求しておきます。私どもの態度はまた後ほどです。
第一番目は、現在の石油臨時特別税も、これはまた三月で切れるわけですが、私はこれは何らかの形で、連続、幾十、百、あるいは一千に亘ります。

が、ありがたいのですけれども、やはりこれは実行してもらわなければいけないと思うのです。次に、歳入不足のための全体的な立場からもう一つお承りをいたします。

租特法の第九十条の四で、特定輸入の石油製品、これを今回は対象を拡大して免税にしようとしておられます。これはナフサが主であることは御案内のとおりです。従来は産業振興上安いナフサによって、そしてあらゆる製品単価を引き下げるコストダウンを図る、こういう意味でこれの免税

て、この臨時に於いては失効をさせるというふうに
あつたとございまして、今ございま
した御意見というものは、私どももやはり頭に置
いておきたいということを申し上げることがであります。
ると思つております。

めということで臨時に国民に広く負担をお願いするという関係、そして石油がまさに湾岸地域からあれされておるということ、そういうことで特別にお願いを申し上げたということあります。そういうことから、法律の規定に従いまし

りレートが変わつておるよとしうこと、あるいは社会環境保全という意味、そういうところからも、石油からの税というものはもう少し求めてもいいんじゃないかという率直な御提案だらう、一つの御見識であろうというふうに私は思ひます。
——この憲寺につきましては、青年支援のた

に上げても、これはすべて国民も納得するもので
あり、国民全体に恩恵を与えるものである、この
ような意味合いでこれは残し、このように上げる
べきだという考え方ですが、どうですか。

このよなが意取合いかれ、この右にあら不遇
特別税については、社会環境を保全する意味にお
いても、あるいはまた国際的な恩恵を受けたわけ
なのですから、国際貢献的な意味合いの財源のた
めにもこれは残し、むしろ、今申し上げたような
恩恵を受けておるわけなのですから、私は、今ま
で一千九百四十九年四月三十日を以て

措置は必要な時期もあったのです。しかし、今申し上げたように原油は下がった、レートは上がった、相殺して当時の四一%の価格になつたのです。こういうような意味合いから見て、まだこれを継続する必要は断じてない。これによる減税額は約五百億といいます。この五百億は、今日のこの業界の実情から見まして全く無意味である。先ほど申し上げたような石油の臨時税を廃止をした問題、それとこれを関連してくると、石油業界を余りにも優遇し過ぎておるのじやないだらうか。まさに不公平そのものだと私は思う。

ちなみにこれは悪氣で言つんぢやないのです。政治献金を見てみると、石油連盟から一億の政治献金がなされておる中で、自民党的国民政治協会に九千百万円、石油化学工業協会が八千四十七万円が七千五百四十七万円、合計一億八千万円のうちで一億六千六百万円自民党に政治献金があります。平成二年です。私は、いいとか悪い、こう言つんぢやないのです。しかし、こういう動きから見ましても、そのほかの党には、野党の一部にほんのちよびつと行つておるだけです。すべてがオールマイティーで入つておる。こういうところから見ても、私は石油業界に手心を加えたとは思わないけれども、そういうふうに、自民党にも税調があります、政府にも税調があります、それらいろいろ勘案いたしますと、私はこの措置はよろしくない。これはもう、この免税措置は今回からは廃止した方がいいんだ、こう考えております。九十九条の四ですね。

と同時に、消費税の問題については、これはもう私どもはかねがね廃止すべきである、こういう立場で主張してまいりましたが、今日の歳入不足といふ当面する課題の中で、消費税の税率の引き上げがなされるのではないかということが国民の中です。今までのそれぞの総理大臣あるいはまだ大蔵大臣も含めて、税率は引き上げません、私の任期中は、こういうことでおっしゃってきた。先日宮澤総理は、そういう消費税の税率の引き上げ

といふようなことは下の下だとおっしゃつた。しかし、下の下でもおやりになつてきの実績が幾多ある。また、政治というものはそういうものが多め。こういうような意味合いから、大臣は、任期中には絶対に私はそういう消費税の税率の引き上げはやらない、こう断言できるのか。もし断言されればできるだけ長く大臣をやつておつてもらつた方がいいし、やるというようなニュアンスがあるなら、これは早くやめてもらつた方がいいのです。この点は率直な話ですが、ひとつ国民のために明らかにしてあげていただきたい。

そして、あわせて言つておきますが——ここで一遍切れります。

○羽田国務大臣 九十一条の四につきましては主税局の方から申し上げさせていただきまして、消費

税についての御質問でありますけれども、これはもう両院合同協議会におきまして合意に基づいて議員立法による法改正、これが昨年の十月から実施されているということをございます。政府としては、この改正を円滑に実施することが最も重要な認識しております。今三%の税率についてどうこうするなんということは本当にございません。

ただ、今、おまささんが在任している間はとうあれんんですねけれども、在任というものは、どのくらいやるのか、五年やるのかあるいは何年やるのか、本当に見当つかないということで、ただ、私がこの前参議院でちょっとお答えしたのは、何か勘違いされているのですけれども、私の在任中はどうことですよという方は余り見識のあることじやございませんということで申し上げていますので、私は、これについて本当に今念頭にはないといふことを率直に申し上げておきます。

○渋谷(嘉)委員 法人増税は臨時的な措置ではなく、この特例そのものをこの際はなくしていいんだ。ナフサの価格はこれでもう下がつたんですから、原油価格がこれだけ、四一%まで下がつたんですから、こんなときにまだ特例で、これに対しても約五百億減税特例を与える必要はない、私はそういう考え方なんです。これはもうだれが聞いても納得できる話。

直接に答弁を求められておりますのは後者に関して

連してかと存じます。渡辺先生の御指摘は、現局面における石油価格の推移というものに着目されまして、その動きから見てなぜこれに課税することを考へないのかという御指摘かと存じますけれども、その場合、今回の重質NGLにつきまして

○渋谷(嘉)委員 せんので、そうなるとどうなんだという話もあります。

○羽田国務大臣 大臣の就任期間中といふ

面における石油価格の推移といふものに着目され

ます。これは、いいかげんなことを言つて申しわ

ねだつたと思いますが、その点から御説明申し上

げますと、石油化学産業の原料といふのは一〇〇%ナフサに依存してまつたわけでございます。

けれども、その八割を中心とした輸入ナフ

サに依存しております。その原料構造の脆弱性と

いうものが問題になつてしまいまして、それを補

いますために、原料多様化といふことの要請にこ

たえるためにオーストラリアとかインドネシアに

広く賦存しております重質NGLといふのをそ

の仲間に加えておく、原料構造を安定させようと

いう趣旨が一方ございます。こういう減免措置

というのは、そういうたいわば構造的な動きにま

ず着眼しているところがございまして、結局油の

価格といふのは刻々動くものでござりますから、

その動きがこういった制度に投影されます状況と

いうのは、相当大きな、長いレンジの中でその問

題について的確な対応が必要であるといふような

ことになつてまいりました場合には論議に上つて

くるかと存じますけれども、今回の場合はそう

いつた流れの論議ではなくて、いわば構造論議と

して議論させていただいたということを御報告申

し上げておきたいと存じます。

○渡辺(嘉)委員 その新しい製品を入れて、そし

てナフサの量が減るからプラス・マイナスはゼロ

なんだ、こういうふうに承つて、私はそういうこと

はわかるんです。それでいいんです。ただし、こ

の特例そのものをこの際はなくしていいんだ。ナ

フサの価格はこれでもう下がつたんですから、原

油価格がこれだけ、四一%まで下がつたですか

ね。だから私は特に聞いておきたいのですが、そ

の点を。

これから大臣、五年も六年もおやりになる可能

性はあります、将来総理大臣かもしれぬのだから

は国民は疑惑を持ちますから、ぜひひとつお願ひ

をいたします。

それから大臣、五年も六年もおやりになる可能

性によつて、これによつて先ほど申し上げたよ

うに五千億の増収ができる。それから、石油の臨

時税を繼續し、これの税率を先ほど申し上げたよ

うに引き上げることによつて四千五百億、そして

その他の消費税の分について八百二十億、そして

今の申し上げた石油の租税特別措置法における特

それから、大臣に一遍確認しておきますが、ということは、消費税の税率の引き上げはない、大臣の就任期間中、こういうふうに理解していいんですか。

例の廢止、そしてこれの税率の引き上げが自動的に行われた結果、一兆一千三百二十億の増収になります。このように私はかねてから言うわけですが、消費税の還付金が一兆三千億、これは大部 分がその輸出による仕入れ控除になつてくるわけなんです。全部とは言いません、大部分だ。とすれば、今日、大蔵省が発表された昨年の経常収支、貿易収支、大変な黒字になつてきました。この一千億を超えた貿易黒字、こういうところから考え、またアメリカは貿易赤字が減少したそうですが、日本に対しては、対日赤字はふえておる。こういう実態から見て、私はこの輸出に大宗を置いた還付一兆三千億、これは振りかえた新しい新税の形で、輸出税という形でこれは私ども日本政府としても輸出の抑制にはこういう格別の努力をしておる、そしてこういう財源によって、消費税の飲食料品の非課税一兆三千億は十分これで賄えるわけなんですね。こういうふうな輸出税の創設を含めて、私は、財源対策としてはこれで総額二兆三千三百億あるんですから、こういうふうに行うべきではないか、こういうふうに申し上げるんですが、どうですか。

輸出に際しまして一度政府が収得しておる消費税を還付をとめているということは聞いたことがございません。つまり、今の渡辺先生のお話は、還付すべきものを手元にとどめておいて、その税収の見合いで別途の措置を講じるというふうに私伺つたのでございますが、還付を還付でやれといふことになりますと、私が申し上げることにつきましてこれ以上御説明の余地はないのでございません。つまり、今の輸出の還付の構造は変えるな、ただそれに見合うものについて別途新しい税を立てろということになりますと、新規の輸出税ということにならうかと思います。それにつきましては、閔税局長の方からお答えを申し上げます。

僕が実際にやつておるのだからよく知つておる。むしろ困るのは大企業なんですよ。だつぶんと出しておる方なんですよ、自動車を初めとして。だから私は、三%の消費税分を輸出税として取ることによって一兆三千億あるんだ、だから、一兆一千億から一兆三千億あるんだから、これによつて財源は確保できる、こういうことを言つておるわけですが、関税の問題は、石油の問題もありますから後刻またやりますけれども。

次に、みなし法人のことなんですけれども、みなし法人ができたのは昭和四八年なんですけれども、この経過をちょっと振り返りますと、昭和四十七年の十二月三十日に税制調査会は、このみなし法人の導入、設立については好ましくない、こういう答申をいたしておる、これは御承知のとおり。ところが、この答申を受けて政府は、昭和四十八年四月十日衆議院に可決させ、同月四月二十日に参議院を可決させ、そしてその明くる日の四月二十一日から施行したのです。税制調査会は、これは好ましくない、不公平がある、不合理だ、こういうふうに言つたものを、時の田中内閣、愛知揆一蔵相はわあつとやつてしまつたんです。そして参議院が通つた途端に、明くる日から実施だ、こういうふうにしてやつたものなんですね。

今度税制調査会で、このみなし法人制度は不合理だ、出たら、さつさと今度はやめましょうと、こうきた。こういう政治のやり方をすると国民党は、政治は何をやつているんだ、こういう疑惑を持つ。私はみなし法人におけるプラスとマイナスを生態として知つておるわけなんですが、私も、この廢止についてはやむを得ない、しかしそれの見合いにおいての青色控除のこの引き上げ、三十五万円にされるわけですが、これは、その裏づけとなるBS勘定もつけて、貸借対照表もきちつとつけて、そして万々なものなら二十五万円上乗せしてやる、こういうことだらうね、今まで十万円だったんだから、三十五万というと大きく見えるけれども、二十五万。二十五万というと、税率に置き直して考えるとき、そこいらなるか。三万円かそこいらな

んですよ。ところがみなしだ人で、これが源泉の給与控除を受けていた人々は、三百五十万人の人でも四百万の人でも今の三割程度の控除がありますから、百万近い控除を受けている。だから私は、この際、青色控除をこれの見合いで、そして条件つきで引き上げるならば、これは五十万以上にすべきなんだ。五十万にしても、税率に置き直して大体七万がそこらにしかならない。そうすると、今までの給与控除で百万見ていたものの半分になりますね。こういうような意味合いで、私は、このみなし法人についての政治のあり方、そして青色申告の控除が三十五万、多いように見えるけれども決して多くないむしろ五十万にすべきなんだ。こういう考え方ですが、主税局、御答弁いただきたい。

○濱本政府委員 二つの話がございます。

一つは、そのみなし法人課税の話でございますが、これは先年來、政府税制調査会におきましてもう一度ございますが、与野党間あるいは野党間のいろいろなお話し合いでも、私どもが伺つておられますところ、問題ありという御指摘をいたいでおる。いわば宿題になつております問題でございまして、今回、いろいろな検討の結果これを廃止させることになったということをございまして、この話はそれとしてお聞き取りいただきたいと存するわけでござります。

一方、青色申告制度の実態を見ますところ、青色申告の普及率を高めていくことが今大事であるという認識を我々は持つておりますし、したがいまして、政府税制調査会におきましてもこの点議論をいたしました結果、「適正・公平な課税の推進のためには、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げていくことが喫緊の課題であらう」という趣旨の答申が示されました。

これに従いまして、あとは青色申告を広げていきますためのインセンティブとしてどの程度のいわば恩恵が適当であるかという議論になろうかと

思ひますけれども、誘導策というものを考えます場合に、やはりそこには相当の規模と申しますが、ある適正な水準というものがあり得るはずであるということで論議が行われました。これが余り過大になりました場合でも、やはりその負担の公平といった点から適当でないという気がいたしますし、これの位置づけというものにつきましてもいろいろ議論がございましたけれども、勤労性のある所得すべてについてこれを認めてはどうかといふような議論もたしかございましたが、そのこともやはり適当でないということになりました。したがいまして、性格的には青色申告の普及に役立つたものとのことになりまして、かつ額的にも三十五万というものが、いろいろ議論の結果最終的にこの辺で適正としようつていうことになった数字でございまして、私もとしましては、その議論の過程から見ましてこれ以上でもこれ以下でもない、この程度が適正であるというふうに思つております。

○薄辺(嘉)委員 どういう根拠でこれが三十五万

が適正だと。勘なんですか、それとも懐勘定なんですか、どちらですか。

○済本政府委員 そこは、こういったインセン

ティブ効果を生じせしめるための措置というものの水準を決めることは私どもとしてなかなか難しいことでござりますけれども、税制改正において

重視すべき点は、青色申告の普及による所得

の拡大です。先ほどおっしゃつたとおりなんですよ。十万円はもうずっと二十年近くやつてきました

ですから、十何年十万円で。そいつが物価の変動その他から見れば、事業規模から見たって、三十五万になつたって何も上がつたとは私は思えな

い。むしろ法人なりをとめて青色申告を完全なものにするために複式簿記もきちんとやらせるな

ら、五十万円ぐらいにしてやらないとダメだ、物価の変動その他から。最初から十万円のままで來

ておるのでありますから。私はそう考へる。そして、十万円の人のものを三十万にするとか三十五万にするならわかる。まあそれを、余り上げるときちつとした青色の帳簿体系ができるないという心配があ

るなら、十万円が二十万円でもいいのです。しかし、三十五万円にきらつと条件つきでさせるなら

ば、これはもう五十万円以下ではいけないと私は思う。これは強く言つておきますが、ここではこ

れ以上言つても水かけ論になります。私ども、与

党なら多分にそういうふうにやつたと思ひますけれどもね。残念ながら言いつ放しになる危険があ

りますが、この点はひとつ十分科学的に答弁がで

きるようにしていただきたい。

次に、不適当な税制の見直しの一つとして、金

融機関と一般企業との未収利息の取り扱いに若干異なりがありますので、法人所得の申告額に格差が生ずる危険があるのです。これは、金融機関の未収利息の計上は、昭和四十一年九月五日の国

税庁長官の通達によりまして、六ヵ月以前の未

収利息は期末に益金に算入しなくてもいい、こうなつておるのであります。一般企業の場合には、法人税

の基本通達で、債務者が債務超過等で一年以内

の場合は、期末以前六ヵ月に当たる日の直前に支払

いた利息が支拂つたとおりなんですよ。一方金融機

関の場合は、期末以前六ヵ月に当たる日の直前に支払

すので、これはもう斎一を期す必要がある。

いま一つは、金融機関は貸し付けの場合には担保をとるのです。一般はまずしないのです、そういうことは。担保をとらないのです。このままであるのです。金融機関の場合はまずとる。この違いは大きいのです。こういうような意味合いで、私は、担保の裏づけのあるものは未収利息を六ヶ月で打ち切る必要はない。やはり一定の期間は未収利息を計算し資産化させて、そしてそれには適当な課税をする。そうでないと、その間未収利息を資産に計上しませんから法人税はかかりませんから。入ったときにはけますよ、こんなのは当たり前のことです。そうすると、その間一年なり二年なりは、これは貸倒準備金と同じものが上積みされされることと同じ結果になる。そうすると、千分の三の貸倒金が時には千分の四になる。千分の五になっておるかもしれないです、金額によっては。だから、そういうような意味合いで私は、これを当然一體化することと、それから、担保その他がある銀行の場合には六ヶ月で打ち切る。一年で打ち切る必要はない。これはやはりその資産の裏づけのある限り資産化させるべきだ、こういうふうに思います。後からまた答弁をいただきます。

次に、相続税の租税特別措置法の改正についてでございますが、この相続税法改正につきましては合点がいかない点が多くあります、時間等の関係もありますので一つだけ御指摘したいのです。が、小規模宅地の減税の割合が、今度これを拡充いたしまして事業用は六〇%を七〇%に減額します。す。居住用は五〇%を六〇%に減額します。私は、これはまず第一に不自然だと思うのです。なぜか、事業用だけ七〇%にして居住用は六〇%といといふ。むしろ私は逆だと思うのです。こういう不自然な事業用擁護の措置は好ましくない。特に小規模特例と書いてあるものですから、みんな、小規模の人、二百平米の小規模の人だけが適用になる。これは千坪の人でも一万坪の人でも十万坪の人でも全部、この条件が整えば適用になるのです。

ですから、わずか一〇%上げただけでも三百九十九億になる。その元金は幾らかと言つても、これははつきりしないらしいのですけれども、まあ乱暴な言い方ですが、一〇%で三百九十九億だからそれの五倍か六倍していただければいいのじやないかというような示唆もいたいたいので、それで計算いたしますと約二千億になる。合わせると二千三百九十九億という大変な財源なんです。これが小規模宅地の特例ということで今度また行い、引き上げようとしていらっしゃる。特に私はこの意味において、この引き上げについてはず反対をいたします。居住用は五〇%の現在のまでよし、事業用は四〇%に引き下げる、将来はこれを廃止をする、そして何らか別の措置を講ずる、これが必要ではないか。

いま一つは、相続税の四十三条に、どうしても相続税を払えないときには物納でよろしい、こういうことで物納物件は「課税価格計算の基礎となつた当該財産の価額による。」こうなつておりますので、土地はまずそういう現象は起きませんが、なぜかといえば路線価格で計算いたしておりますから、時価の六〇なり六五%程度ですから、これを物納するようなはかけたことはしません。しかし、債券、株券については、六カ月前ですと千円の株が五百円になることは今の状態ではもうざらなんですね。そうすると、六カ月前のこの株券を千円の評価にしたもの五百円で納めてもいいのです。こういうはかけたことは何としても改めなければいけない。これをまた六カ月にしようといふのでしよう。この運用益だけでも大資産家は大きな利益を上げるのです。その間に話し合いのための時間が必要ななんて、そんなことはない。時間を考えれば与えるほどかえつてトラブルが起きるのが私のいろいろやつてきた実感なんです。むしろ六ヶ月は、私は妥当な線だと見ておるんです。こういうような意味合いで、この物納の相続税法四十三条の規定はこの際改めて、物納時点の時価とするというふうに改めていくことが必要ではないか、かのように考えておりますが、この点は二つ

○済本政府委員 最初のお尋ねでございますが、小規模宅地に対する措置が納得いかないということでおござりますが、これは、相続税をいたしましてございますか、あるいは事業の継続と申しますか、そういうものにどの程度の配慮をする必要があるか、そういうかといふことからお答えいたしますと、ときに相続税を払う立場の方々のその居住の安定と申しますが、これは、相続税をいたしましてございますか、あるいは事業の継続と申しますが、そこに存在しております法益は似ておるわけですがござりますけれども、なぜ事業用の方を居住用よりも優遇しておるかという点について申し上げておきますと、これにつきまして今までございました議論としましては、結局、商売をやっておられます方にとって今商売が営まれている土地との結びつきといふものは非常に大きな意味を持つ。つまり、居住の場合も大きな意味を持つわけでござりますけれども、どちらかといえば商売の場合の方がより大きな意味を持つ。なぜならば、商売といふのはどこでも場所を変えて営むことのしがたい要素がより大きい。つまり、事業の展開されおります場所といふのは雇用の場所でもございまし、その取引先とのいろいろな密接な関連の上に成り立っている事業でござりますし、事業主以外の多くの人たちが社会的、経済的な基盤としてその事業と関連を持っているわけでござります。そういう意味からいいますと、この事業の承継と、いうものの持つている意味合いといふものは、居住の承継ももちろん非常に大きな意味を持つのですがござりますけれども、それを上回るというのが從来の論議でございました、そのような論議を今回一項に、そのときの収納価額というものは相続税の踏襲しておるというのが率直なところでござります。

それから、もう一つのお話は、例えば株式が典型的でござります。株式の物納につきましての価額の話でござりますが、相続税の納付におまじて、一定の条件のもとに相続財産による物納を認めるわけでござりますけれども、相続税法の四十三条第一項に、そのときの収納価額というのは相続税の

「課税価格計算の基礎となつた当該財産の価額による。」といふに定められておるわけでござります。これは、その相続税の課税時期においてそのものの価格に基づいて課税しておりますから、その財産を物納します場合においてもその価額で収納すべきであるという考え方なのでござりますけれども、結局、税の確定性という理念をいますけれども、延長されましたからといいまして、この考え方まで踏まえました原則的な考え方をここにお示ししておるわけでございますけれども、今回審議願つております相続税法の改正によりまして申告期限がありますけれども、これまでの間に株価が下落した場合、その下落した収納時の価格を収納価額にすべきではないかという問題提起もあり得るわけでございますけれども、もし仮に相続税の課税を課税時期の価格に基づいて行つてゐるにもかかわりませず、物納の収納価額というものが下落した価格でしか認めないといふことになりますと、価格変動のリスクを納税者に押しつけることになるという心配もございまして、それが納税者からの不信を招くことになつてはいけないという考え方をしておる次第でござります。

式でどれだけの目減りが実際にありましたか。この間何回も出してくれと言つたのは、きょうの質問までに間に合わせるという話だつたけれども間に合わぬらしいけれども、どうです、どれだけあります。

答弁をお願いします。

○中川政府委員 そういういた関連の具体的な資料については国税庁では持つておりませんので、理財局の方で全部保有しております、その物納財産につきましては。

といいますのは、管理をまた統治しているという
が処分をする時点を、必ずしも即しておりますんで
ので、まだ保有しているものでありますとか、あ
るいは逆の場合もありますとか、いろいろなケー
スがあると思つております。まだはつきりした
ケースは把握しておりません。

○渡辺(嘉)委員 それは調べられるつもりです
か。そしてまた、調査してその中身を私の方へお
知らせいただく、委員会にお知らせいただく、こ
ういうふうに理解してよろしいですか。

○中川政府委員 物納財産につきましては、実際
に物納した後、理財局の方に引き継ぎますので、
そちらの方で管理なり処分をするということでござ
りますので、ちょっと私の方で即答いたしかね
ると思いますが。

○中川政府委員 先ほど主税局長の方から答弁いたしましたように、物納の財産の価額につきましては課税時の価格で引き取るといいますか、物納財産として受領いたします。その後国有財産として処分いたしますのですから、国有財産の方で即処分はいたしませんが、管理ないし保有するということをございますので、つまびらかな個々の

○渡辺(嘉)委員 そんなことはないと思うのですよ。少なくとも物納を受けて、それを一つ一つ許可していくんですから。いいですか、もらいつ放しあじやないんですよ。これはよろしい、これはいけませんと言つて取り下げさせたり却下したり許可しておる。だからそんなもの、きちつとしたものだけ取扱つておる。

○渡辺（嘉委員） 見て申上げたいと思います。
〔委員長退席、柳本委員長代理着席〕
〔委員長退席、柳本委員長代理着席〕

のを受けておるんですから、國税局でそんなことわからぬはずがないんです。これはわかつておるけれども出しなさらぬかどうか知らぬけれども、これはやつぱりきちっと、こういう実情だと、いうことを天下に明らかにしていただきたい。そういうと、物納を受けたものの中でこういう損とほかの損と一緒にごつちやにされちゃ、國政審議にこれは妥当な状態ではないと思いますのでよ

されで、
公益法人とは、法人税法その他いろいろな特別
な優遇措置が講じられているわけですが、すなわち本
來の事業による収入は非課税です。収益事業
によるものは純収益の二七%で、寄附認額も二
〇%までは無税である、これは御承知のとおり。
なぜこのような優遇措置が公益法人には与えられ
ておるのか、まずお示しいただきたい。

平成二年の七月から平成三年の六月までの一年間に、公益法人の税務調査で九百十二件調査をされた。私は、去年の十二月までの一年間のものを欲しい、こう申し上げたのですが、古い、古いと言つたら悪いですが、六月しかやつてないから、こういうことで、これはやむを得ないと私は思いますが、九百二十一件おやりになつてある。その中で更正決定を受けたものが八百三十三件、そのうち不正、脱税の件数は八十五件の悪質者があつた、こういうふうに報告を聞きました。その悪質者の中の五十五件が、約六五%、宗教法人である。そして申告漏れ税額は百三十九億、そのうちの宗教法人が七十四億、五三・二%が宗教法人である、こういうふうに承つたのですが、これは事実に相

私は先日、先日といつても先年なんですが、京都のある有名なお寺を見学に行つたのです。そしたら、入口で三百円払いました。夫婦で六百円払つた。そうしたらお札をくれたのです。私はこの信者じゃないから要らないと言つたんです。そうしたら、これが入場券だというので、仕方がないからもらつてきた。家内安全、いろいろ書いてありましたな。そうすると、これはお寺本来の事業ですか非課税なのか。それともこれは入場料のかわりで収益事業なのか。このお寺は、元年の収益事業の申告は、二億一千八百万円申告をしていらっしゃる。これはどうちらに入るのですか。同時に、先ほど申し上げたような調査をどういふうにされるのですか。

○濱本政府委員 公益法人そのものの純粹な業務、つまり収益事業以外の本来の業務に専らしましては、これは公益に奉仕する法人として課税しないという考え方を從来から貰ってきたわけございません。たゞ、公益法人の中に、事實上通常の法人が営んでおる収益事業と全く等価といいますか、同じような営業をしておられる場合がある。それは、市中においてまさにお互いに競争関係に立つものであつて、その収益事業部分についてまで公益事業並びで非課税にするというのは行き過ぎであるという論議から、その中の収益事業部分を切り離しまして、これについて課税をするというのが今の考え方でござります。

○渡辺(嘉)委員 収益事業だからこれは競争原理もあり、社会のバランスを考え、当然収益事業は課税対象にする。しかし、先ほど申し上げたように一般法人は三七・五、かつては四二、ところが公益法人は二七。それから寄附金につきましても三〇%は無税。一般法人は、もう御承知のように寄附金控除限度額であらゆる制約を受けておりますからほんの微々たるものですね、後ほどまた申し上げますが。だから、公益法人というのは、宗教、慈善、学芸等社会公共の利益を目的として營利を目的としない法人のことを言うからであると定義はあるのですね。

○坂本(導)政府委員 ただいま御指摘の数字はそのとおりでございます。

○渡辺(嘉)委員 いたしますと、公益法人は、現在平成二年度で収益事業を行つておる公益法人が二万九百六十八件あるんですね。そうすると、年間九百十二件調査をおやりになる、これは大変な努力ではあるけれども、しかしながら勘定すると、單純にいくと二十数年かかる。税の時効は七年です。調査の時効は五年なんですね。これで果たして公平な税の調査が行われておるか。一般企業に対しては、中小企業みたいにがりがり、がりがりと言つては悪いのですが、かなり厳しい調査をおやりになる。厳しくてやむを得ない。当然なんです、調査ですから。これはいいんです。いいけれども、こういう中小企業や一般企業と比べると公益法人のこの収益目的の一万余件に対する調査にしてはおかしいのではないか。先ほどもお話に出ましたように結果のではないか。先ほどもお話に出ましたように結婚式場とか冠婚葬祭その他駐車場、あるいはまた賃貸借の土地だとかマンションだとかいろいろなことで収益を図つていらっしゃる中には、これを株に投資して、そして中には補てんまで受けたところもある、こういうのが実態なんですね。これの調査について、これからどういう調査体制をとられるのか。

違ありませんか

違ありませんか。

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号

平成四年二月二十六日

○坂本(導)政府委員 公益法人の収益事業につきましては規定されておりまして、その規定の対象に拝観料は入つておりますので、したがつて非収益事業、こういうことになります。

○渡辺(嘉)委員 調査は。

○坂本(導)政府委員 私どももし人手が豊富にあれば、公益法人も含め一般法人、もつと調査を拡大したいと思っておりますが、限られた人手の中でいかに効率的に行うか、これは公益法人も一般法人も含めてござりますが、そういう中ではできるだけ多くの情報を確保し、その情報に基づいて、不正があると認められるものを中心的にウエートを置いて実施するということございまして、先ほど何十年に一回、こういうことでございますが、通常の正しい申告をしているところはありますから御理解いただきたいと思います。

○渡辺(嘉)委員 収益事業による所得額は、平成二年には千九百五十六億円とありますて、昨年新聞、テレビで報道されました創価学会が造成された墓苑の脱税の疑いで税務調査を行われたとあつたのですが、これは事実かどうか。それからこの創価学会へのそれまでの税務調査は行つたことがあるのかないのか。御答弁をいただきたい。

○坂本(導)政府委員 一般論として申し上げますと、宗教法人を含む公益法人についても実地調査を実施しているところでございます。それも、先ほど申し上げましたように問題があるところを重点的に取り上げて行つて行つて行つてございます。

御指摘の創価学会の件は、個別の件でございますので、ここでは答弁を差し控えさせていただきたいと思います。もしここで調査なされて、脱税があつた、当然これは修正申告なり更正決定なり、あるいはまたそのほかの——そのほかの措置はないか。何らかの措置をとられるわけですね。

昭和六十三年は百億六千三百四十九万円、修正で六億百五十三万一千円を上乗せして百六億七千八百八十万円。元年は九十四億二千七百十一万円の当初申告に対し修正は八億七千三百十三万円、合計百三億二十四万円となります。平成二年は百四十億七千七百九十六万円の当初申告で、これは修正はなし。ですから、修正額は三年間で二十三億八千二百四十一万円、こういう修正申告がなされたわけですが、この修正申告がなされた事実はどうか。それから、これは墓苑収益の事業の脱落分であったのかどうか。

○坂本(導)政府委員 お尋ねの件は個別にわたる案件でござりますから答弁は差し控えさせていただきますが、ただ、最近三年間の創価学会の公示所得で申し上げますと、平成元年三月期分は百六億七千八百八十万円、平成二年三月期分は百三億二十四万円、平成三年三月期は百四十億七千七百九十六万円でござります。

○渡辺(嘉)委員 そうすると、私が申し上げた額と同一ですね。そういうふうに理解していくわけですね。

○坂本(導)政府委員 私が申し上げたのは公示所得金額でござります。

○渡辺(嘉)委員 一般企業が墓苑を造成いたしまして販売するということはまずあり得ないわけで、なぜかといえば、これは宗教法人が一応やっている。墓をつくるということについては特別な許可が必要ますから、一般だれでもやるというわけにはいきません。しかし、墓石を売るということは事業ですから、これはだれでもできるわけですね。ですから、その意味で今度の税務調査が行われたのは、この墓石の部分、その他の収益があつたかどうかの部分、そういうところに当然調査がされたと思うのです。

そこで、まず、今お話をありましたような百億

を超える収益事業の所得申告がなされたといたしますると、平成二年に百四十億七千七百九十六万円。これが修正申告をされて、八億九千三百九十七万円の修正で百八億二百三万円になりました。

創価学会が昭和六十一年に当初申告されたのが収益事業としては九十九億八百六万円なんですね。これが修正申告をされて、八億九千三百九十七万円の修正で百八億二百三万円になりました。昭和六十三年は百億六千三百四十九万円、修正で六億百五十三万一千円を上乗せして百六億七千八百八十万円。元年は九十四億二千七百十一万円の当初申告に対し修正は八億七千三百十三万円、合計百三億二十四万円となります。平成二年は百四十億七千七百九十六万円の当初申告で、これは修正はなし。ですから、修正額は三年間で二十三億八千二百四十一万円、こういう修正申告がなされたわけですが、この修正申告がなされた事実はどうか。それから、これは墓苑収益の事業の脱落分であったのかどうか。

創価学会が昭和六十一年に当初申告されたのが

の申告だとすれば、もとに戻ると、もとは二百一億一千万円となるのです。三〇%の寄附は六十億三千万円、これを差し引いて百四十億が課税所得として公示価格にのつてくるわけです。といたし

の申告だとすれば、もとに戻ると、もとは二百一億一千万円となるのです。三〇%の寄附は六十億三千万円、これを差し引いて百四十億が課税所得として公示価格にのつてくるわけです。といたし

の申告だとすれば、もとに戻ると、もとは二百一

の申告をされた創価学会、私は御立派なものだと思ひます。が、これがもし三〇%の寄附控除後

の申告だとすれば、もとに戻ると、もとは二百一

の申告をされた創価学会、私は御立派なものだと

思ひます。が、これがもし三〇%の寄附控除後

の申告だとすれば、もとに戻ると、もとは二百一

の申告をされた創価学会、私は御立派なものだと

思ひます。が、これがもし三〇%の寄

は除きましたも二十三万九千七百基ある。これは悪い言い方ですが、仮に一万円の利益があつても二十三億。

は除きま
悪い言い古
二十三章。

しても二十三万九千七百基ある。これは
夕ですが、仮に一万円の利益があつても

これは幾らで売り出しておりますか

入りません。しかし、本来の宗教事業としての非課税になつております部分もかなりある。私が聞

うに、これがこの宗教を人の手の目的に使はへるんだ、こういうことになつておりますが、そういう点、きっちとそこまで見て指導をしていらっしゃ

おそれには有効的の關係がない。教會とが宗派團といふようなものを持たない單立の宗教法人でございます。そして、そういった場合には事務所

十万円だそうです。はるな墓苑については七十二万円だそうです。そして関西の池田墓苑については九十万円だったそうです。今売りに、売りにというが、これは、オープンに出しておりますのは一万基、現在は百万円だそうです。こういう大変な量のものなんです。だから仮に、まだできかけのものその他を除きましても一十三万基ということになります。そこで、平均二万円の直営であります。

きましたところによると三百億ないし五百億は年間あると言われております。そのほかいろいろ多くの疑問を私は感じましたし、不審な点も見ましたので、これはこれ以後きょうは時間がありませんのでこの一つだけ聞いておきますが、逐次聞く予定ですけれども、いざれにしても本来の教義のための事業とそしてこういう収益事業とが会計上二つ並んであるのです。

しゃるかどうか。
いま一つは、この創価学会の設立目的は、「口
蓮太聖人御建立の本門戒壇の大御本尊を本尊とし
て日蓮正宗の教義に基づき（中略）公益事業、出
版事業及び教育文化活動を行う」こういうふうに
書いてあるわけです。ところが、ここに大日蓮と
いう名のものとに別門通告というのがあるのですけ
どうか、その別門通告はどうな

のございます都道府県の知事になるわけでござります。この場合には都知事でございます。逆に上げれば、宗派などの都道府県をまたがる被拠法人を持っているところは文部大臣が所轄局となるわけでございますが、これは東京都の所轄局に属する法人ということをございます。

それから次に、公益事業以外の事業を宗教法

たると、すると、平成七十万戸の倍数であると仮に計算いたしますと七百億ぐらいの大事業なんですね。大収益なんですね。大収入なんですね。課税の計算をどのようにやりになつたのかわからりませんし、帳簿をどのように調べになつたかわかりませんが、聞くところによると、帳簿といふものは出てきたり出てこなかつたりいろいろうつたそうです。

○坂本(導)政府委員 話上本当にきちと分かれているかどうか、今まで突っ込んで調べてあるかどうか。私は、日本の国税庁には、本当にすばらしい能力と努力を日ごろ敬意を表して見ております、これは歐米に比べたら格段の差なんです。こういうような意味で、この点について承りたい。

れども、この破門通告を読んでおりますと、すると、創価学会に對して日蓮正宗としては破門をしたよ、これは十二月七日付なんです。その前には、十一月七日付には解散の勸告をしたよ、こういうことになつておるわけですね。私は聞いたことがあります。なぜ解散の勸告をされましたか、こう聞いたら、教義の逸脱、社会的な問題、何ですかと聞いたら、ルノワールの問題、補てんの問題、船

法でも規定があるということをごさいましてわざ
ども、これは先生御指摘のように、宗教法人法の
六条で、まず第一項では、「宗教法人は、公益事業
を行なうことができる。」で、第二項におきまし
て「宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事
業以外の事業を行なうことができる。この場合に
おいて、収益を生じたときは、これを当該宗教法
人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該

そこで、国税庁としてはどういうふうにおやりになつたかは、これは私が推測します。平均で七十万と見て、墓石がまず三十万。土地が造成等含めまして三十万、土地も何も大きいのをつぶすんじゃありませんから。しかしそれでも三十万。そうすると残金が十万円。この中から経費その他が出てくるんじゃないかな。こういうふうに計算いたしてきますると、課税を二分の一、非課税を一分

きに当たりましては、収益部門と公益部門というものを明瞭に区分して処理、調査をするということをやつております。例えば神社で駐車場を経営していて、そこで駐車場の造成の費用がかかり、一方で神社自体の修繕を行うというような場合に経費が一体とされていないかどうか、その辺は収益事業たる駐車場部分と神社の修繕費・公益事業部分などを明瞭に分けて、区分管理をするようとい

税の問題等いろいろおっしゃった。はあ、そうですか。これは聞いたとおりを申し上げただけであります。こういうふうになりますと、そうすると日本正宗の本山は大石寺であると私ども、これは常識的に思つておるわけですね。だから、文部省としては、これに対してもは都道府県で東京都がやつておるから文部省としては知らないというお話をしたけれども、しかし、こういう解散勅告が来た

教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業の
ために使用しなければならない。」

これについて、ではどういう用途といいますか
使用ということの実情はどうお尋ねでござい
すけれども、宗教法人法ではこのほか憲法で定
める信教の自由や政教分離の原則というのもござ
いまして、これにのつとりまして、宗教法人の管
理運営につきましてはできる限り行政の関与を

○渡辺(東)委員 観点から調査をしております。
国税庁は常に個別案件は答弁しないということで私どもには明らかにされませんので、後日また聞くといたしまして、きょうはこの程度にしておきますが、文部省来ていらっしゃいますか。

り破門通告が来るということになると、これが宗教団体なのかどうか。教義はこれなんだ、そしてこれから破門したんだ、解散させたんだなどということになると宗教団体でなくなりはしないのか、宗教法人でないのではないか、そうするといふと税法上の取り扱いもまた変わるわけなんですね。

の管理運営は、自主的、自律的に行なわれることを原則としておりまして、こういった場合の所管庁は、調べるというようなことを予定していないわけで、特に所轄庁には宗教法人の財務運営の状況調査する権限も与えられておりませんし、また

あります。これの修正申告等から考え方まして、調査あるいはまた修正申告は三年で打ち切つておられるように思われるんですが、時効は七年ある、調査の時効も五年はあるんです。私は何も七年全部とかいろいろなことは言いませんが、少なくとも私は

文部省にお伺いしますが、この創価学会等の宗教法人、これの所轄庁は都道府県並びに都道府県から文部省にお聞きをいたしますが、この宗教法人法によりますと、宗教法人が公益事業以外の事

ね。この点についての御見解を文部省、お知らせください。
〔柳本委員長代理退席、委員長着席〕

教法人にはこうした所轄庁に対しまして財務状況などを報告する義務もないというところでござります。

教法人として設立いたします場合には宗教法人法に基きまして要件が定められておりまして、先ほどから申し上げております单立宗教法人の場合で申しあげますと、その要件が、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的といたしまして、そして礼拝の施設を有するということでございます。一般的に申し上げれば、こうした宗教法人としての要件を具備しておりますならば、他の宗教法人との関係が途絶いたしましても存立は可能でございます。創価学会に関して申し上げれば、新聞などに報道されております今回の破門によって、今申し上げました宗教法人としての要件に何らかの変更があつたということの報告は、所轄庁である都道府県からは受けていないというところでございます。

以上でございます。

○渡辺(嘉)委員 では、質疑時間がないそうですから、今いろいろまだ合点のいかない答弁を、腹の膨れない答弁もいただいておりますので、これはまた逐次それぞれにお聞きをするとして、さよならうはとりあえず以上で終わります。ありがとうございました。

きょうは大蔵大臣初め日銀の理事にもお越し下さいただいておりますので、少し御質問をさしていただきたいたいと思います。

まず最初に、きょうは日銀の理事に参考人としておいでいただきまして、大変にありがとうございます。

にごらんになつて、分析をされておるのか、まち
今後この景気の対策について、一部には金融的に
は公定歩合の再引き下げの問題とか、あるいは予
算を早く成立させて公共事業の前倒しをさせるべ
きだとか、いろいろな対策も検討されておりまます
が、まずこの点について日銀の御見解を伺つてお
きたいと思います。

伸びが何年も続いた後でありますだけにある程度の調整が免れない、現にそういう状況にあるということをございますけれども、非製造業の投資とかあるいは研究開発、合理化絡みの投資を見ますと、なお相応に根強いものがあるよううかがわれます。

また個人消費について見ましても、ただいま委

昨日、経済企画庁長官の方から月例経済報告書が閣僚会議に報告された内容等がマスコミ等でも報じられております。私も早速この月例報告の内容を拝見させていただきました。今まで経済企画庁の月例報告の内容をずっと、過去、昨年来から見てまいりますと、景気については持続的な拡大基調にあるという、そうした基本に立って、消費の動向とか設備投資の動向とか、あるいは在庫調整の問題とかいろいろ調べて、その都度閣議で報告をされ、國民に発表されてきているわけございまます。昨日のこの内容を見ておりますと、まさに拡大という言葉が事実上消えてきた。恐らく後退してきたという言葉は、これは報告書に書くことはなかなか大変だと思いますが、事実上そうした言葉が消えてきたということは、やはり相当現在の景気を見てきました。

○福井参考人 お答えを申し上げます。
ただいま委員から、経済指標をたる御指摘によられながら、現在の経済の姿につきまして御見解を拝聴させていただいたわけでございます。私も、現在ただいまの国内の景気動向を観察いたしますと、設備投資を中心いたしまして最終需要の減速度合いがこのところやや強まつていて、率直にそう認められる状況にあると思います。そういう中でござりますので、在庫調整の動きが大格化いたしまして、かなり広範囲な企業におきましては生産が抑制されておる、在庫を調整するためには生産が抑制されている。それらを総括いたしまして、私ども、現在ただいまの国内景気の動きは調整局面にあるという言い方をさせていただいております。

員から個人消費につきましても少し後退ぎみではないかという御指摘がございましたけれども、物の消費の面、それからサービス的な面というものの全体を観察してみますと、やはり高水準の雇用が維持されている。現状の中におきましては、全体としての個人消費は基本的に底がたい展開が維持されており、そうした状況は今後も続くことが期待できるというふうに思われる状況にあると思います。

こうした点に加えまして、これまでの金融緩和の効果、金利がかなり急速に下がってきていることの累積的効果というものが着実に浸透しつつある段階だというふうに考えておりまして、その点をも考慮に入れますなれば、国内景気は当面なお調整過程を続ける、それは避けられないといった

○太田委員長　この際、参考人出頭要求に関する件についてお詰りいたします。
各案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事福井俊彦君の出席を求めて、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

というものが厳しい状況にあるといふ認識を野田經濟企画庁長官は報告されたのではない。それを受けた各紙とも、景気後退事実上認めるというような、こうした報道がなされております。私も、具体的に經濟の主要な指標というものの動きの動向等を見ておりますと、一つは個人消費、これが昨年の十一・一二月期においては、消費者態度指数でも七・一マイナスになつております。特に新車の新規登録台数、乗用車などにおいてはマイナス一一・四。これは暮れのいろいろな状況があるにせよ、相当落ち込んでおります。また在庫調整も通産省などからいろいろ調べてみましても、今相当在庫がたまりつつある、こういうことで、私もこの景気といふものを非常に心配しております。

まさきようは日銀の理事の方から、日銀として、今日の經濟といふもののこの動向をどういうふうで、私もこの景気といふものを非常に心配しております。

ただ、何分にも日本経済、過去数年にわたりましてはして過過ぎると申しますか、かなり速いスピードでの成長を遂げたということとか、まあその間のいわゆる資産価格の高騰という弊害も生じたということなどを念頭に置きますと、現在ただいま景気の調整の動き、こうした調整局面が生じてきていること自体はやむを得ない面があるということに判断いたしております。

そうした一方で、そうは申しましても景気の調整局面といふものは極力円滑に、かつスムーズにと申しますか、推移する必要があるわけでござりますが、現在の調整局面にあります経済の姿をふさに観察いたしますと、一方で景気のいわゆる底がたまもなお維持されていることは確かでございます。設備投資を中心にこの最終需要の減速合いがやや強まつていてるというふうに冒頭で申し上げました。設備投資は、全体としては二けたと

ましても、しかし急速に落ち込んでいくおそれはないといふに判断しているところでござります。もちろん、経済は生き物でございまして、ましてやこういう環境変化の激しい時代でございますから、いろいろな要因から、あるいは予期せざる事柄から経済が変動する可能性は全く否定できないわけでござります。したがいまして、今後とも経済の推移につきましては、予断を持つことなく情勢の変化を忠実にかつ注意深く見守つてまいりたいと思つてゐるところでござります。

先ほどもちょっと触れましたが、景気の調整過程そのものは不可避であるということであるといたしましても、その調整過程が必要以上に深くならないようについての配慮が非常に大切でございます。現実にこれまで公定歩合の三次にわた

○太田委員長 宮地正介君。

というものが厳しい状況にあるといふ認識を野田經濟企画庁長官は報告されたのではない。それを受けた各紙とも、景気後退事実上認めるというような、こうした報道がなされております。私も、具体的に經濟の主要な指標というものの動きの動向等を見ておりますと、一つは個人消費、これが昨年の十一・一二月期においては、消費者態度指数でも七・一マイナスになつております。特に新車の新規登録台数、乗用車などにおいてはマイナス一一・四。これは暮れのいろいろな状況があるにせよ、相当落ち込んでおります。また在庫調整も通産省などからいろいろ調べてみましても、今相当在庫がたまりつつある、こういうことで、私もこの景気といふものを非常に心配しております。

まさきようは日銀の理事の方から、日銀として、今日の經濟といふもののこの動向をどういうふうで、私もこの景気といふものを非常に心配しております。

ただ、何分にも日本経済、過去数年にわたりましてはして過過ぎると申しますか、かなり速いスピードでの成長を遂げたということとか、まあその間のいわゆる資産価格の高騰という弊害も生じたということなどを念頭に置きますと、現在ただいま景気の調整の動き、こうした調整局面が生じてきていること自体はやむを得ない面があるということに判断いたしております。

そうした一方で、そうは申しましても景気の調整局面といふものは極力円滑に、かつスムーズにと申しますか、推移する必要があるわけでござりますが、現在の調整局面にあります経済の姿をふさに観察いたしますと、一方で景気のいわゆる底がたまもなお維持されていることは確かでございます。設備投資を中心にこの最終需要の減速合いがやや強まつていてるというふうに冒頭で申し上げました。設備投資は、全体としては二けたと

ましても、しかし急速に落ち込んでいくおそれはないといふに判断しているところでござります。もちろん、経済は生き物でございまして、ましてやこういう環境変化の激しい時代でございますから、いろいろな要因から、あるいは予期せざる事柄から経済が変動する可能性は全く否定できないわけでござります。したがいまして、今後とも経済の推移につきましては、予断を持つことなく情勢の変化を忠実にかつ注意深く見守つてまいりたいと思つてゐるところでござります。

先ほどもちょっと触れましたが、景気の調整過程そのものは不可避であるということであるといたしましても、その調整過程が必要以上に深くならないようについての配慮が非常に大切でございます。現実にこれまで公定歩合の三次にわた

る引き下げを含めまして一連の金融緩和措置をとつてまいりましたのも、そうした調整過程を必要以上に深いものにしない、滑らかにするという趣旨に立つて実施してきたものでございます。

再引き下げる問題についてはどういうふうに今検討されておるのか、まずこの点についてもう少し御説明いただきたいと思います。

から新たな追加的な措置が必要であるというふうには考えておりません。

市場の活性化、この問題についても大蔵省として
は大いに検討して、景気との相関関係にあるこの
市場活性化に向けてもそれなりの対策を打ってい
くべきではないのか。それは税制上の措置もあろ
うかと思ふ。まことに五方先生はある

景気を中心とした申し上りましたけれども、物価に関して一言触れさせていただきますと、全体として物価は改善傾向をたどってきておりますけれども、今回は労働需給が総じて引き締まり地合いをなお続けている、いわばこの完全雇用に近い状況のもとでの景気の調整、今まで余り経験のない調整局面を経過中でございまして、やや長い目で見て、物価情勢について注意を怠れない状況が続いているということを念頭に置く必要があると思つております。

た大いに景気動向についての認識について改めて御確認のお尋ねがあつたわけでござりますが、私どもも、景気の動向につきましては減速のスピードがこのところやや速まつてゐるという意味で、厳しく受けとめていることに相違はないといふふうに思つております。したがいまして、それに対する政策対応いたしまして、特に金融政策の面からの対応いたしましては、この調整過程というものは避けられず、かつ必要ではあるけれども、しかし必要以上にその深度の深いものにな

大蔵大臣、大臣にも伺つておきたいのですが、やはり私は、相当深刻な景気の状況だと思うのですね。やはり当面は予算の成立という問題、これは非常に重要な景気に与える影響です。我々もそうした面から、この予算についてはそれなりの配慮というものはしていかなくてはならない、こう

○羽田国務大臣 景気の動向といいますか、現在の方につきましては、ただいま日銀の理事さんの方から細かくお話をあつたところであります。今先生の方からは大変な不況な状態だという話でありますけれども、ただ、私どもは立場上、この二点について、まず御報告いたただきたいと思います。

そうした観点から、日本銀行といたしましては、
当面の景気・物価の変化を忠実にこれを追い求め、
適切な金融政策を弾力的に行うということはもち
ろんでございますが、同時に、今申し上げました
ような物価問題というものを頭に置きまして、あ
る程度中期的な視点も踏まえて対応していくべき
ではないかと考えておる次第でございます。金
融施策の運営に当たりましては、これまでの公定
歩合引き下げの効果浸透をおおじっくりと見守り
ながら、これまで同様物価の安定を機軸に踏まえ
た慎重な政策スタンスを維持しつつ、今後の状況
に臨んでまいりたいと考えておるところでござい
ます。

滑に運ぶべきだ、そういう立場から政策対応を図つてきているということござります。三次にわたるこれまでの公定歩合の引き下げ、あるいは市場金利を含む全般としての金融緩和措置も、そうした趣旨に沿つて実施してきているところでございます。事実、これまでの金利の低下スピード、かつその低下幅はかなり大幅なものでござります。市中の貸出金利の重要な指標となっております長期プライムレートあるいは短期の貸し出しも、ピーク時の水準に比べますと長期の場合には二・九%、短期の場合は二・四%と大幅な低下を

いう立場をとっているわけですか。予算成立後のことについて今から伺うのはいかがとは思います。が、これだけ景気が深刻な状況に今来ているわけですから、一つは金融政策の面と、もう一つは財政主導の中で、今回思い切って公共事業にも建設国債をまいりぱい、七兆三千億近く使って突っ込んでいるわけですから、要はこの機動的な運用の問題がこれから大蔵省初め求められてくると私は思うのです。具体的に、今後こうした状況が余り長続きしていくと大変に国民生活が厳しくなりますので、前倒しの公共事業の対応というものが当然手法として検討しなくてはならない。この点についてまずどう考へておられるかといふことが一点。

クールにそっと見詰めなければいけないという面
があります。そういうところから見ましたときに
物価が引き続き安定しているということ、そういう
中で、確かに過去のように高価なものが売れる
ということは落ちついてまいつたわけであります
けれども、しかし、食料品初め日用品等につき
まして、非常に堅調に拡大していくおるといふ
状況があるのじやなかろうかと思つております。
それと、三次にわたります公定歩合の引き下げと
いうものの、それによつて、日銀またはそれそれの

○宮地委員 今福井参考人から、景気は調整局面にある、まだ何か底がたいものがある、こういう認識のようですが、私は、もつと政府も日銀もこの景気を深刻に受けとめるべきではなかろうか。具体的に景気の一番の現状を示す一致指数、これも三ヶ月連続で五〇%を切っているわけですね。既に二七・七とか相当、企業の間の在庫が非常に今たまりつつある。この在庫調整も相当長引くであります、こういう非常に強い危機意識を持つてゐるわけです。

見ておりまして、これだけ大幅な金利低下の効果というのは、あるタイムラグをもつて経済全般に相応の効果を持つことは間違いない。そうした意味で、目下その効果浸透の過程を見守っている、こういう状況でございます。

もちろん日本銀行といたしましては、今後とも引き続き経済の推移について、先ほども申し上げましたが、一切予断を抱くことなく今後の推移を注意深く見守りたいということをございますが、現状はこれまでの一連の措置の効果浸透を見守る

それからもう一点は、今、株式の市場が非常に低迷しております。確かに証券市場においては、ああした不祥事件がありまして、それに対するいろいろな規制が今厳しく検討されておるわけですね。そういう中で、株式市場、証券市場の規制は規制として、これは再発防止、今後の市場のルールの明確化、これは大事だと思う。しかし一方で、この市場を余り冷やしたままにしておくと、これも景気との関係で、これは放置できない非常に重要な課題だと私は思うのですね。そういう点で、

この証券市場、株式市場の活性化に向けても、方では再発防止の規制措置を検討すると同時に、

業金融公庫を初め公的な金融機関なんかも通じないが、中小企業に対応してできるだけの配慮といふものを見つけております。しかし、そういったものをしていくときであらうと思つております。

ただ、財政の面でどうだというお話を今あつたわけでありますけれども、この財政はまさに、今御審議いただいております予算の中にはまさに景気を刺激ということまではいっておりませんが、公共事業等、生活関連の公共事業等を中心にして、また地方の単独事業等をよりよく進めるとか、あるいは財投等を相当冷え込んでおるということございまして、まずこの予算を一日も早く通過させることが必要であろうというふうに思つております。その上で私たちとして、そのときの景気の動向を見ながら、私たちも決して安心していられるというものではないので、やはり注意深く見守つていなければならぬといふことでありますから、景気がどんどん後退することなんかないように注意深く見守りながら適切に対応していく必要がある。その場合でも、労働事情といふものが逼迫しておるというような状況でありますから、今からただ前倒しということになつていつたときに、いろいろなものの物財費あるいは人件費等が高騰するということになつてしましますと逆に足を引つ張つてしまうといふようなこともありますから、今からまだ前倒しすることあるようですが、そのあたりも私たちは注意深く見守りながら適切に対応していく機動的に対応すること、これをひとつ考えてみたいというふうに思つております。

○宮地委員 株式は。

○羽田国務大臣 失礼しました。

確かに、この株式の状況につきましては、一時期は三万九千円くらいまでいったのですが、今は二万一千円を超えたというところでござりますけれども、全体的に見ましたときに相当冷え込んで

おるということ、そしてアメリカの経済の実態あるいは企業の実態からあれしたときにも、どうも日本株というのがそのファンダメンタルズをきちんと表現しているのかなということを思うときには、今御指摘がありましたように、まず何といつても第一のあれとしては、大事な証券市場でありますけれども、あわせて証券協会あるいは証券取引所、こういったところが中心になつて指導していただく必要があろう。

実はこの間、私はこのそれぞれの代表の方々に大蔵省においていただきまして、今やつていらっしゃること等についてお聞きすると同時に、きちんと情報等を、変なふうに萎縮してはいけないわけありますから、情報等を投資家の皆さん方にお知らせするようなことをできるものについては堂々とやつていただきながら市場の活性化をやつていただきたいなということを申し上げたものは授権的なものよりは投資でなければならぬ。この前も大蔵委員会の方でもお話をあつたわけでありますけれども、投資ということを大事にしていくと、どうぞお話を過程の中にあつては、株式といつても、これは海湾問題で一年限りといふことではありますが、まず基本的にこの二つの増税については、私は、国民にしっかりと御説明しませんと公約違反ではないのか。これは政府の、一年限り、あるいは三年度末限りで四月から今後は3%、こういう消費税導入のときの約束事あるいは海湾のときの特例措置、この国民への約束事に対して、平成四年度のこの二つの増税といふのはやはり政府としての公約が守り切れなかつた、このことについてしっかりと国民に御説明する、そこが原点だと私は思うのですね。その点について、まず大蔵大臣、どういうふうに考えておられるのか。

それからもう一つは、こうした景気の動向を見たときに、両方とも景気をむしろ、法人税なんかの二年も延期するということは、まさに景気を後退させる上にブレーキをかける、アクセルではなくてブレーキ役です。また逆に、消費を今後伸ばす意味から、四・五というのではなく三に戻せばなりません。しかしながら、外圧も、自主規制が非常に厳しくなってきており、乗用車の新車の販売台数も、昨年の暮れはどんと一%落ち込んでいるわけですね。アメリカからの外圧も、自動車のバッカグラウンドを考えたときに、果たしてこの増税はやるべきではなかつたのではないか。もっと別の財源の手法は検討できなかつたのか。宮澤総理も本会議で、やむを得ない、本来はやりたくないなかつたというニュアンスの発言をされておりますが、まさに私はそのとおりだと思うのです。大臣、こ

いうことが大事である。しかし、私どもは必要な環境整備にはさらにこれからも努めていきたいと思います。

○羽田国務大臣 税はまさに国民の皆様からちょうどいするものでございまして、本当の理解を得られるものでなければならぬ、これは御指摘のとおりであろうと思つております。そういう意味

で、今度の場合にも、確かに私どもとしてはますますおどお話のございました建設国債等についても、新らしい税といいますか、そういうふうなものでなければならぬ、これは御指摘の段階で詰めていきたいと思います。

そこで、今そうした景気が非常に後退な状態になつてきている。果たして今回の法改正の中の、まず法人特別税あるいは自動車の消費税率6%が

なつてきている。これは海湾問題で一年限り、ある段階で詰めていきたいと思います。

○宮地委員 その辺については、いろいろ今後証

取法の改正等がありますから、具体的にはまたそ

なつてきている。果たして今回の法改正の中の、まず法人特別税あるいは自動車の消費税率6%が

なつてきている。これは海湾問題で一年限り、ある段階で詰めていきたいと思います。

○羽田国務大臣 うだいするものでございまして、本当の理解を得られるものでなければならぬ、これは御指摘のとおりであろうと思つております。そういう意味

で、今度の場合にも、確かに私どもとしてはます

ますでも、節減すべきものは節減しなければいけないというふうに、いろいろな厳しい中であります

したけれども、御理解をいただきながら、いわゆる歳出について抑えるということについてまず努めたところであるわけございます。その上で、

新しい税といいますか、そういうふうなものでなければならぬ、これは御指摘のとおりあります。そういう意味

で、今度の場合にも、確かに私どもとしてはます

ますでも、節減すべきものは節減しなければいけないというふうに、いろいろな厳しい中であります

したけれども、御理解をいただきながら、いわゆる歳出について抑えるということについてまず努めたところであるわけございます。その上で、

新しい税といいますか、そういうふうのものでなければならぬ、これは御指摘のとおりあります。そういう意味

で、今度の場合にも、確かに私どもとしてはます

ますでも、節減すべきものは節減しなければいけないというふうに、いろいろな厳しい中であります

したけれども、御理解をいただきながら、いわゆる歳出について抑えるということについてまず努めたところであるわけございます。その上で、

新しい税といいますか、そういうふうのものでなければならぬ、これは御指摘のとおりあります。そういう意味

で、今度の場合にも、確かに私どもとしてはます

ますでも、節減すべきものは節減しなければいけないというふうに、いろいろな厳しい中であります

したけれども、御理解をいただきながら、いわゆる歳出について抑えるということについてまず努めたところであるわけございます。その上で、

の二点についてどういうふうに国民に御説明され

ますか。

○羽田国務大臣 税はまさに国民の皆様から

うだいするものでございまして、本当の理解を得

られるものでなければならぬ、これは御指摘の

とおりであろうと思つております。そういう意味

で、今度の場合にも、確かに私どもとしてはます

ますでも、節減すべきものは節減しなければいけ

ないというふうに、いろいろな厳しい中であります

したけれども、御理解をいただきながら、いわゆ

る歳出について抑えるということについてまず努

めたところであるわけございます。その上で、

新しい税といいますか、そういうふうのもので

なければならぬ、これは御指摘のとおりあります。そういう意味

で、今度の場合にも、確かに私どもとしてはます

ますでも、節減すべきものは節減しなければいけ

ないというふうに、いろいろな厳しい中であります

したけれども、御理解をいただきながら、いわゆ

る歳出について抑えるということについてまず努

めたところであるわけございます。その上で、

があります三百万から四百万の基礎控除をしたと
いうことと、自動車につきましても四・五にした
ということありますから、景気そのものについ
ても、何というんですか、悪い影響というよりは、
この点では前年に比べればむしろ評価されてもよ
ろしいのじやないのかなというふうに考えておる
ところであります。しかし、いずれにしましても、
今まであった税の中からそれを今度新たに考えた
といいましても、置きかえたという形でございま
すから、その点の御理解を得るために我々も努力
しなければいけないというふうに思つております。

○宮地委員 大臣はやはり政府の経済閣僚の中核ですから、消
費税の導入のときに、平成四年度から自動車は
3%にします、また、この間の補正のとき、湾岸
のときにも、法人特別税については一年限りです。
石油についてもそうです。石油がなくなつたのは
これは当たり前なんですよ。だから法人について
も一年限り、これを一応廃止して新たにといふこ
とで名前を臨時特別税からただ臨時をとつて特別
税にしただけで、中身はさらに二年間延長なんんで
すよ。これはきちっと国民に、国民の皆さんにお
約束したことはこういうことでした、しかし財政
事情がこういうふうに逼迫してどうしても、行政
経費の節減もいろいろやつたけれども、やむを得
ずここはこうなんですということで、私は、ここ
は一度おわびをすべきだと思うのですよ。おわび
をする、公約に対してもできなかつたのですから。
それから新たに今度は国民にお願いをするという
このけじめを、特に政治家である大蔵大臣ですか
ら、私はやはりこれはやるべきである。基本姿勢
の問題としてそういうことをお持ちだと思います
けれども、答弁の表現の中には、何かそこのとこ
ろがちょっと薄れているなという感じが見えると
まずいと思うのです。私は、そういう点ではけじ
めをしつかりつけるべきである。それから、約四
千八百四十億ですから、この五千億についてどう
いうふうに汗をかいてきたのかということについて

ても、私は、きちんと御説明をすべきである、こう思うのです。
例えば私は、國民から見てこれは十分検討すべきではないのかという問題の事例をちょっとと一つ挙げてみたいと思うのです。例えば、平成二年度の特別会計の予備費の使用総調書というのがあるのですね。これを見ますと、平成二年度の特別会計の予備費の予算の総額というのは約二兆一千億円なんですね。それで、實際この予備費が使われた額というのは、何と三百一十七億なんですよ。パーセンテージになるとわずか一・五%。実際にこの差し引きの使用されなかつた残額というのが二兆六百七十五億なんですよ。今現在特別会計は三十八あります。その中の三十七がこういう形になると、ほとんどもう使われない。昔はいろいろ使われたのもありました。特別会計も七十本以上ありました。だんだん縮減されて、現在は三十八本。これは國民から見ますとどうなんだ。確かに外為会計みたいに平成四年度で一千五百億ぐらい一般会計に繰り入れる、こういうところもあります。やはりこの状況を見たときに、特別会計に対する予備費の見直しということについて、大蔵省はどうここまで真剣に取り組んだのだろうかという、やはりこの問題が出てくる。一つ一つの特別会計について、大体これは次年度に繰り越しあるいは積み立て、こういう形です。これをすぐ一般会計に繰り入れるというには、法律の改正だといろいろ無理があるのは私は承知をしております。しかし、こういう財政が逼迫しているときに、それじゃこの査定の段階で、当然これは一般会計からも相当この特別会計には繰り入れをしているわけですね。総額では四十四兆円ぐらい行つているわけです。そういうときに、この予備費のところの見直しについてどこまで切り込んで対応されたのか。また、今後特別会計の予備費のこうした使用残が多額に、九九・八五%なんという、本当にほとんど使われない状態で残つておる。これは一般会計と違いますから、先ほど申し上げましたように、積み立てなり繰り越しになつていくわけです。や

はりこういうところは国民の目から見たらなかなかわからづらいんですね。やはりそういう点で、そうした見直し等に努力をして、財源の捻出にはいろいろな御苦勞があつたと思いますが、この点について、平成四年度においてはともかく、今後特別会計のこうした予備費の使用についてもつきちと精査をして、国民にわかりやすい見直しを私はしていくべきではなかろうか。ましてや、今回の二つの増税をやる。五千億ぐらいの財源は、場合によつてはここにこまんしてもらつて、予備費というのは不要不急の額というふうになつておりますけれども、現実に不要不急の額が二兆円以上も使われないで次に積み立て、繰り越しされていく、こういうことについては非常に国民から見ると不可解である。私は、この際抜本的に今後、平成五年度以降でも結構ですが、見直しをしていくべきではなかろうか、こういう感じをしているんです。この点について大臣、御説明をいただきたいと思います。

性を図っていく。

一方、一般会計との関係におきましては、これは特別会計、特別の収入をもって特別の支出に充てますので、御指摘のように、法律をもってしなければ一般会計の財源として使用はできません。それなりの理由がないとその財源の使用というのには、流用はできないということでございまして、できるものといたしましては、税外収入として本年度五千五百億円計上させてもらつております。特会からの受入金等を予定しております。

いすれにしましても、この予備費の計上方法、御指摘の点も踏まえまして今後さらにもう私ども検討を加えていきたいと思っております。

○宮地委員 せひ今後検討してもらいたいと思うのですね。念のために、平成元年度においても、予算総額が約二兆三千七百七十二億、実際に使われたのが二千五百九十三億、残り不使用が二兆一千百七十九億。六十三年度においても、二兆一千六百七十億が予算総額であったが、実際は一千六百四十三億しか使われていない。一兆九千九百七十九億が残つておる。三年間連続で大体二兆円前後ですよ。この繰り返しを今後もずっとといふことは、國民から見て非常に不可解である。一方で増税というので、確かに今保険の適用とかいろいろなことで処方されているのはわかりますけれども、これは今後非常に見直しが必要なところで、はなからうか、私はこういうふうに思いますので、十分に今後は検討をしていただきたい、こういうふうに強く要請をしておきたいと思います。

それから、時間もありませんが、ほんほんと何点かお伺いしておきたいと思うのですが、一つはサラリーマンの勤労所得、平成元年度で大幅な所得税改正等をやりまして、これで平成四年度、六十三年度以来三年かかるのですね。三年間で可処分所得は若干ふえていますけれども、実際面で賃金のアップとか物価の状況を見ますと、勤労セセラリーマンの所得と、いう面についてはやはり何らかの減税をすべきではなかろうかという声も最近非常に強く出てきております。そういう点で、今

回地価税の税収が一般会計、一般財源に全部使われた。当初は所得税減税あるいは土地の対策など。今回、大蔵省としては土地対策等について一般会計の中で組み入れたというような答弁がされておりますけれども、私はこうした労働所得者の実態等を見て、今後、平成五年度以降、大体三年たつて、平成五年度以降の税制改正の中で、平成四年度ですぐやれとは言いませんが、やはり所得税減税に踏み込んでいく時期ではなかろうか。可処分所得の面を考えたときに、例えば人の控除の拡大の問題、これもやはり見直しをしていくべきではなかろうか、この点が一点です。

そういう中で、私は今回ひとつ自分で確定申告をやつてみましたけれども、最近子供の教育費というのが非常にかかります。小学校、中学校からもう塾で、いい高等学校や大学あるいは中学へ行かせるために早くから塾へ行かせなければなりません。大体今私学傾向になっていますから、私立に入れると入学金とか授業料も非常にかかる。現在十六歳から二十三歳ということで人控除のところが、特別扶養控除が四十五万になっています。これは中学生ぐらいまで、高等学校以上じゃなくともう中学生、十二歳から三十万を四十五万ぐらい引き上げる、このくらいのことはやって、事実上教育費の税制上の控除といふのはないわけですから、ここに一応手当てするということで、十六歳から二十三歳ということです。高等学校、大学へ行かせている子供には特別扶養控除、ここはもう中学生から入れるべきではないかということで、これも十分検討していくべきではなかろうかということを私は考えております。

○済本政府委員 何点か御指摘をいただきました点につきましてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、所得税減税でございますが、さつきもちょっと御指摘がございました抜本改革の所得税

減税といふものがいかに大きいものであったかと申しますのは、例えば平成元年、この抜本改革のちょうど直後ぐらいの時点のレベルから考えてみると、その当時の給与収入額、それからそれを賃金指数で伸ばしまして調整いたしました平成四年の給与収入額というものを想定してみますと、その年の給与収入額を比較してみると、仮にそろに消費者物価上昇率を加味した実質ベースにして比較しましても、ほんどの給与所得者においては負担率が上がります数年前のレベルで負担しておきました負担率に比べて、給与は上がり、かつ累進所得税でござりますから負担率は上がって当然であるはずでございますけれども、なお改正後の効果が及んで、レベルはそこまで達していないというふうに推定されます。そういう事実があると、このことはやつて、事実上教育費の税制上の控除といふのはないわけですから、ここに一応手当てするということを御報告申し上げておきたいというのが一つでございます。

それから、地価税の処理につきましては先ほど御指摘があつたとおりでございますが、今回純増収分として約二千億、これの処理につきましては、たびたび申し上げてござりますような論議がございました結果、現実的にこれを土地対策を主眼とした措置に回すということで措置させていただきます。

この二点について、主税局長で結構ですから、まず答弁していただきたい。

○済本政府委員 何点か御指摘をいたきました点につきましてお答えを申し上げたいと存じます。

まず、所得税減税でございますが、さつきも

いたしましたことで、まさに今先生御指摘ございました教育費の支出に関心する問題であります。そこで割り増し扶養控除を設けましたゆえんはそのような論議に発するものでございましたけれども、あのときの論議を思い出してくださいますと、やはり家計の收支というものをそれぞれのモデルとして、その前後の負担の関係に比べますと、やはりはっきりと負担の増が認められる層というごとで措置をさせていただきました記憶がございます。ちょうどこの層であるということでございまして、その前後の負担率が急速にふえていて、その措置の効果がまさに、先ほど申し上げましたように、このときの減税効果として今効いているんだという気がするわけでございます。

○宮地委員 今後十二歳まで引き下げる考えは、ただどう気がするわけでございます。

○済本政府委員 所得税制のあり方それ自体につきましては、今後の社会経済の変動、変化を貢ぐ我々の課題として常に見直していくなければならぬ問題だというふうに自覚しておりますけれども、今直ちに先生が御指摘ございましたような階層につきましての特別な配慮がほかの配慮に優先するかという点につきましては、私も自信がございません。ただ、くどいようでございますけれども、万般の所得税を取り巻く事情というものを常に追いかけながら検討はしていかなければなりません。いろいろな問題の中の一つの問題であるという感じがいたします。

○宮地委員 あと一点。マル優廃止のとき、御存じのように附則のところに五年後に総合課税に移行するということを明確にしましたね。ちょうどこの九月ごろに利子配当課税の総合課税化といふ方向の時期がやってくるわけですが、今後大蔵省としてこの問題についてどういうふうに取り組んでいくお考えか、これを確認しておきたいと思います。

○済本政府委員 利子課税の問題につきましては、先ほど先生から申しかりました所得税減税、特定の教育費負担増加に対します所得税減税への考

たような十六歳から二十二歳までの扶養親族を中心的に割り増し扶養控除を設けましたゆえんはその問題意識でございます。これは法律の中に、マル優制度を廃止後五年ぐらいをめどにしまして、五年ぐらいを経過した時点におきまして見直しを行ふものとすると明記されています。このことはしかと受けとめまして、この秋以降の税制改訂の論議の中で当然検討されなければならない問題だ、ただ具体的に利子課税の何をどうという話題だ、ただ具体的に利子課税の何をどうといふことにつきましては、現在の段階ではまだ白紙でございます。

○宮地委員 私は、国民に対しての約束事、先ほどの二つの増税の問題もそう、地価税の問題もあり、マル優廃止のときの附則の問題しかり、この二つの問題をぜひきちっとはじめをつけて、そして国民の信頼の得られる、また国民の理解の得られる税制体系というものを今後きちっとやつてもらいたいと思います。

○済本政府委員 所得税制のあり方それ自体につきましては、今後の社会経済の変動、変化を貢ぐ我々の課題として常に見直していくなければならない問題だというふうに自覚しておりますけれども、今直ちに先生が御指摘ございましたような階層につきましての特別な配慮がほかの配慮に優先するかという点につきましては、私も自信がございません。ただ、くどいようでございますけれども、万般の所得税を取り巻く事情というものを常に追いかけながら検討はしていかなければなりません。いろいろな問題の中の一つの問題であるという感じがいたします。

○宮地委員 あと一点。マル優廃止のとき、御存じのように附則のところに五年後に総合課税に移行するということを明確にしましたね。ちょうどこの九月ごろに利子配当課税の総合課税化といふ方向の時期がやってくるわけですが、今後大蔵省について少しお伺いをしておきたいと思います。

最後に、時間もあと七、八分でございますので、國税職員の待遇改善、定員増問題、こうした問題について少しお伺いをしておきたいと思います。

新たに税制改正によりまして、今回地価税の創設についても平成四年度では定員増については相

拡大をして、だんだん国際化をしてきております。國税職員の待遇改善、定員増問題、こうした問題について少しお伺いをしておきたいと思います。

まず、最近の國税職員の仕事の量、質、大変に忙しくなっている、厳しくなる、国際化になる、そういう点で、ますますその定員増についてお

仕事は非常に膨大になる、また質も、非常に巧妙になります。しかしこの國税職員は、もう大臣御存じで職員の仕事というものは大変な状況になつてお

る。そういう点で、ますますその定員増についてお

え方、御決意、これを一点。

もう一つは、そうした中で職場の環境の改善。と同時に、私はきょう具体的に、この国税職員が仕事を一生懸命、残業したり日曜出勤したり調査に出かけたりいろいろやつて、最後にはつとして帰ってくるところは我が家ですね。家庭ですよ。ここはやはり一番大事なところだと思うのですね。国税職員の特徴というのは、大臣、約五万二千名のうち半分、二万五、六千名の方は全部宿舎生活をされている。五〇%近くが宿舎生活です。これは非常に大きな特徴なんですね。

この宿舎の中でも非常に劣悪なのがいまだにあるのですね。大臣御存じかどうかわかりませんが、昭和二十三年に建つたものがまだあるのですよ。一九三八年八月にできた仙台局の水沢宿なんかといふのは大変なもので。これは水洗トイレじゃなくしていただきましたけれども、非常にちょっと、これは人間がお住みになるような宿舎ではないのではないかなど、そういうところで頑張れ頑張れ國税職員と、しっかりとひどい稼いでこいというのでは、これはちょっとひどいのじゃないかななどという気がするわけです。

ちょっと大臣、写真を。これはカラージやないのですけれども。これは私も時間があれば一度見に行きたいたなと思っているのですが、非常に大変です。

私はきょうはちょっと時間がないので何点かを言いますので、特に劣悪なところをお調べいただきたい。後ほどぜひ御報告いただきたいのですが、関東信越國税局管内には、新潟の春日部署の飛落宿舎六戸、これは三十三年に設置されたもの。それから、同じ関信局の新潟県の新発田にあります税務署の西公園宿舎四戸、これはもう水洗トイレの水洗、これは特に全国いろいろの中でも劣悪な宿舎でございます。これはワーストスリー。夏は木カゲが出てくる、冬はすき間風。もうこれは大じやありません。昭和三十六年四戸。それから今

変なところに帰つて、それでまた元気を出してあ
したから仕事だ。これは踏んだりけつたりです
よ。ぜひこの点は早急に、きょうは次長も来てい
ると思うのですが、一度長官にお時間のあるとき
に見に行つてもらつて、長官というのは大体全国
を見て歩くのが仕事なんですから、ちゃんと尾崎
長官に見ていただきて、すぐこれは、平成四年度
の予算が通つたらよくチェックして四年度で改築
してもらいたいですね。建てかえ。

ども、それでもお足りないという分につきましては、厳しい行財政事情のもとでございますけれども、関係当局に御理解を願いまして、先ほどもおつしやいましたように、平成四年度につきましても五百五十一人という純増を予算案の中で認めをいたしておりますわけございますが、今後とも増員につきまして各方面の御理解が得られるよう、税務の困難性、歳入官庁の特殊性等につきまして訴えてまいりたいというふうに考えております。

家庭とかそういうものの対してどうも案外みんなないがしろになつてゐるのじゃなかろうか、そいつた点について十分ひとつ配慮してもらうようにお願いをしたいということを、特に健康管理の面ですとがあるいは各家庭での調いの問題ですが、とか、そういった問題についてもぜひ御指導いただきたいということを実はございさつでも申し上げたわけであります。

いずれにいたしましても、その基本になります

か、こういった問題についてせつかくのあれもいっただきました。また今、国税当局の方でもそういうことについて配慮しておるということでありますから、私どもも万全を期していくみたい、みんなが働きやすい環境をつくっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○宮地委員長 じゃ、終わります。
○太田委員長 仙谷由人君。
○仙谷委員 日本社会党・護憲共同の仙谷でござ
います。

はないのがなど、そういうところで重沢れ重沢れ國税職員と、しつかり稼いでこいというのでは、これはちょっとひどいのじやないかなという気があります。

○富沢政府委員 まず、先生の御理解のある御意見に対しまして感謝を申し上げたいと思います。最初に定員でござりますけれども、まさに委員会がおつしやいましたとおりの状況のもとで国税職員、努力をしてもらつておるわけでありますと、平成二年に至るまでの過去十年間をとりますと、納税者の数、法人数とともに四割増になつておるのに対しまして、定員は四%という増加でござりますして、大変厳しい環境でござります。そういうことに對処いたしまして、私ども事務の合理化、効率化

御指摘がございましたように、今度新しく地価税が導入されるとかあるいは国際化が進んでいくことによって、非常に質も量も大きく変わってきておるという中でございまして、実は大変な苦労をいただいておるところであります。つい一月でございますか、各局長さん方が上京してこられた折にも、皆様方の御苦労というものに対して敬意を表すると同時に、やはり仕事というのは一生懸命やるということは、これはもう大蔵省あるいは国税庁すべてそうでありますけれども、しかし、

活の一層の質的向上を」図らなければならない、それから、内需を中心とした「インフレなき持続可能な成長」へ移行しなければならないといふことをおっしゃていらっしゃるわけでござります。なかな含蓄があるといいますか、意味深長な言葉であるだうなと思います。

それは、二年前、私どもが議席を得させていただきましたところの経済の状況、あるいはそれをめぐるいろんな議論でございます。当時、九年の三月には、いわゆるトリブル安というのがあつ

て、これをどう見るかということでお話をうながして議論が闘わされておりました。そして、まさに現象としてといいますか、あるいは体で感じるものとしては、土地の高騰が行き着いて、このままじゃどうにもしようがないという状況で、そこから地価税論議が始まつて、地価税は昨年結実をしたわけであります。九〇年の三月に、一たん株も安くなったわけでござりますけれども、今日のような状態になるということはその時点で予想された評論家の方もだれもいなかつた。ましてや証券・金融スキャンダルというふうな形でバブルがはじけるということはだれも思いも及ばなかつたのがおどとし、あるいは昨年の今ごろでもそうであったのかもわかりません。

現時点に立つてみると、やはりこのバブルとは何だったのかということ、あるいはあの五年ぐらいいの、八〇年代後半から九〇年の中ごろまでといいますか、あるいは年末までというふうに考えてもいいんでしょうか、この経済とは何だったのか。そして、我々は今不況とか深刻な景気後退というふうなことも言われておるわけでござりますが、実はそうではなくて、我々がこのバブルを経験して、今の時点で経済政策として、あるいは日本経済の構造改革の問題として何をしなければいけないのかという点が我々に課されておる使命ではないか、そんなふうに私は考えておるわけでございます。その点につきまして、ちょっと抽象的大蔵大臣の御所見、ございましたら一言承りたいと存じます。

○羽田国務大臣 今御指摘のございました、やや過熱ぎみだった経済成長、この時期は日本の産業なんかも相当力を得てきましたということもありましたでしよう。それと同時に、いろんな、特に人手が不足してくるなんという新しい傾向も出てきておるということ、そういう中で投資意欲というようなもの也非常に大きかったというものがあつたと思います。また、そういうときに、ちょうどプラザ合意で円が急激に高くなるんじゃなかろうかということで、そういうものに対応するための

金融の緩和というのもございました。こういうものが大きく、これがさらに加速して大きく膨れ上がってしまったのがやはりあのバブルであつたろうというふうに思つてあります。

ですから、私どもこの中で振り返つて考えてみますと、そういう中にあって、地方の中小あるいは零細企業と言われるところなんかにおきましても、割合と工場等に新しい設備が投資されたり、また小さな工場なんかでも研究開発の機関をつくるようになったというような一面もございまして、またこの中で、地域にやはり少しでも還元していかなければいけないなんということが企業の中にも実は生まれてきておつたというふうに思つております。こういった点では、私はこのバブルというのはただ否定されるべきものだけではなくて、日本の国がここまで大きく発展していく一つの成長過程の中にあって、一つのいい面といふものを残してきたんじやなかろうかという面は評価すべきだろうと思ひます。

ただ、問題は、そいついたことを進める中に、ともかく何でも生み出された富というものを相当むちゃなところに投下されてしまつたり、あるいは計画性を失つて投下されてしまつたり、ということが、いろんなところの破壊だとか、あるいは地域からもいろいろと指摘される一面もあつたことも事実であつたるうと思いますし、そういう中には、特に土地の価格をとんでもないところまで押し上げてしまつたということ、こういうことが国民のいろんな活動に支障を来しましたり、あるいは、日本に門戸を開きました、日本に出てきました、ところが、事務所、いわゆるオフィスあるいは住宅、こういったものが高くてどうにもならぬなんというので、日本に進出したけれどもまた帰つてしまつた企業なんかもあつたということ、こういうものを見たときに、やはり土地といふものが異常になつてしまつたなあということと、やはり多少浮ついたものが生まれてしまつたということは、私たちは反省しなければいけないんじやなかろうかと思つております。

しかし、この反省というのは、ただ国が、あるいは我々がというだけでなく、こういう大きさで膨れ上がったの中にあって、おい、本当にこれでいいのかねという声が方々で出てくると同時に、先ほど池田さんとの話の中にもありましたように、日本型の経営というのは今までいいと思っておったんだけれども、しかし、本当にこのままいいのかね、労働の配分率なんかについても本当にこれでいいのか、あるいは資本家に対する、株なんかへ投資した人に対しての還元というものはこれでいいのかねとか、あるいは企業といふのはもつと社会的な責任を果たしていくかなければならないのじゃないかとか、また、一人一人の国民生活といふものがこれだけ大きくなつたけれども、そういうものに對しての本当の還元というのは十分なされているのだろうか、実はいろいろなことがその中で議論されたということございまして、私どもはこの事態といふものを振り返りながら、再びこんな大きなパブルみたいなものをつくつちやいけないけれども、しかし、やっぱり持続可能な安定した成長というものは維持しながら、その中でその当時議論されたこと、そしてその後議論されたこと、こういったものを実現していくのが今の時代じゃないのかなというふうに改めて思っております。

の共生ができるようなそういう成長を目指すんだ。とりわけことは地球環境サミットの年でございますので、この環境に配慮した経済といいますか、環境の負荷を組み込んだ経済政策というのがなされなければならないな、そういうふうに私は考えておるわけでございます。大蔵大臣の今の御答弁もそういう趣旨であったというふうに理解して先に進みました。

ところが、資本主義経済、市場経済というのは本質的にどうもカジノ化するのではないかということのを、つい最近でございますが、国際日本文化研究所センターの教授の飯田經夫さんという方が書いていらっしゃるわけでございます。日本経済新聞の「私の新・資本主義論」というのに書かれていました。

資本主義は効率を尊ぶから、カネ儲けのために最も最も効率的な方法をドライに探す。そのためには、時間もかかり、チームワークも必要なモノづくりは明らかに適当ではない。

男一匹が才覚（と幸運）のすべてを賭けて、「一発当てる」可能性のある「カジノ経済」の方が、はるかに目的にかなう。その意味で経済の「カジノ化」は、資本主義の必然だと見なされよう。

というふうに書いているわけでございます。

このカジノ化を制度的、政策的にどうやって減殺させていくのか、封じ込めていくのかというのが実はこの市場経済のまさに構造改革の問題ではないだろうかというふうに私は感じておるわけでございます。多少大蔵省に褒め過ぎになるかもわかりませんが、したがいまして、制度的には地価税の問題というのは、実はそういうカジノ化を防ぐ制度的担保としての意味があるのでなかなかうかといふうに私は意味付与をしておるわけあります。といいますのは、地価の暴騰というのは、プラザ合意以降の超低金利政策の中で起つたわけでございまして、それを防ぐ総量規制等々を行つたわけでございますが、それが選過ぎた、まあこ

要するに土地神話あるいは土地の保有コストが非常に低い。あるいは金融資産としての有利性が、有利性にまさる土地保有コストがかかるんであればこんなことになつていなかつたんではないかと、いうことも考えられるわけであります。地価税だけでも土地の高騰を食いとめるということはとてもできないことではありますけれども、ただ、例えば金融政策にしましても、地価税があることでの分金融政策にフリートハンドが発生する、あるいは発生し得る余地があるのでないか、そんなふうに考えておるわけでござります。

長谷川さんやあるいは野口教授がその定式を書いていらっしゃったのを引用して、地代収益期待値上がり益、節税益、その和と利子率の比例で地価というのは決まってくるんだという話をさせていただきました。そして、今まで金利を三度公定歩合を引き下げて、もう一度早く下げないとどうにもならないというふうな、割と大きい声というのも少數の人ほど思いますがねどちらも、少數の人ほど

か。
大きな声が聞こえてくるという事態になつておる
わけでござります。地価税がなければ、そんなこ
とをすればもう一遍ミニバブルを起こすのではな
いかと私は杞憂をしておるわけでありますけれど
も、幸い地価税というのが導入された。昨年の附
帯決議で機動的にこれを使うんだということも決
議をされておりますので、必ずしもこれから金
利政策が、もう一段下げる事が絶対的にいけな
いというふうな議論にはならないんじゃないかと
思いますが、それもこれ地価税という制度的な
担保がつくられたからだというふうに考えておる
わけでござります。そういう意見を持つておるわ
けでござりますが、大蔵大臣の方ではこの地価税
の持つておる金融政策との関連での意味というの
はどういうふうにお考えになつておられましょ

100

ということは非常に難しい。これは実は総額規制を執行しているときにも申し上げてまいったわけでありますけれども、やはり税とかあるいは都市計画とかそういうものが合わさって地価の高騰というものは抑えられていくものであろうということを考えたときに、今御指摘がございましたように、地価税を創設したということによりまして、金融政策等についてもある程度フリーなあれが与えられたということは事実であろうと思っており

いずれにしても地価税の基本は、ただ税収をこれによって上げることが目的じゃないということをございまして、あくまでも土地というものがほのかの資産に比べて有利であつてはならないということ、そしてただ持つているということは決して利益じやないんですけど、よといふことをこの税によつて理解をしていただこうといふことが一番の目標であるということであろうかと思つております。

○仙谷委員 一昨年、昨年の地価税論議といいますが、土地保有免稅制度の中でも丁寧に検討は、す

で、二地域有機農業の中を行われた講演は、セラリートマンが年収の五倍ぐらいで一時間ぐらいのところで土地を貰えるような地価にしなければとても勤労意欲もなくなるし、資産格差がつき過ぎてとんでもない社会になるのではないか、大ざつぱに言えばこんな議論だったと思思います。昭和五十八年が、何かまあまあマクロ的に見ると年収の五倍ぐらいの地価であつたというふうに言われておるわけであります、先ほど国土庁の方に最新の地価の動向調査というのをいただきましたら、東京圏で、昭和五十八年を一〇〇といたしますと平成二年二四九・五、平成三年一四七・〇、それから東京都区部は平成二年二八三・八、平成三年が二七五・六ということのようござります。そうしますと、昭和五十八年から約三倍近く上がったのが、少々下降ぎみであるけれどもまだ年収の五倍で貰えるような地価にはなつてないというこ

見解から言えば、本當はことしの地価税も〇・二%でなくして〇・三%か〇・四%にすべきぢやないかというふうな極端なことも言いたいぐらいでありますけれども、まだまだ地価の動向に注意をしなければ、注意をした金融政策あるいはその他の政策をとらなければミニバブルが発生する、そういう可能性もあるのではないかどうかというふうに考えておるわけでござります。

現在の地価のこの水準につきまして、大蔵大臣あるいは国土庁の方で、あるいはこれからのお勅令

○羽田国務大臣 現在の水準につきましては、確かにこのところ地価の上昇というのは鈍化してきました、そしてまた一部では実際に下がっているということ、これは地価税を含む土地税制改革のアンウンスメント効果があるんだろうというふうに思っております。しかし、地価水準というのは地価高騰前に比較いたしますと、まだ大都市圏のところでは二倍以上というふうになつておるところ

もあると、少しが現れてございまして、水準はやはり依然高いのであるうとうに思つておりますから、再び地価が高騰するというこの神話だけは何としても打破しなければいけない。限られた土地でござりますから、土地が上昇してしまつて今お話しのような事態になつたんではいかぬ。これは国民経済全体にとってもマイナスであるということを考えながら、私どもこれを注意深く見守りながら、総量規制をあれしたときにも例のトリガーランクなんかの制度を取り入れたということです。

○木村説明員　お答えいたします。

ただいま先生からお話をございました数字でございますが、最初にちょっと申し上げさせていただきますが、お話を昭和五十八年に対する数字は、昨年七月一日現在の数字でございます。公的な調査をいたしまして年間二回、一月一日の地価公示

ものを取りまとめました。それによりますと、昨年後半以降、特に大都市圏におきまして地価の下落傾向が強まっておりまして、先ほど言われました東京圏それから近畿圏 昭和五十八年の二・五倍という数字はもう少し小さくなってきているとは思いますが、ただいま大蔵大臣からお話をございましたとおり、依然として二倍を超えているのではないかというふうに見ております。
いずれにいたしましても、適正な水準というふうに考へますとしまして、と言つざるを得ない、といふ

思つております。したがいまして、私ども総合土
地政策推進要綱に従いまして土地対策を引き続
ぎ強力に推進してまいる所存でございますけれど
も、今後の地価の見通しということにつきまして、
あわせてそのとき関連の皆様方といろいろヒアリ
ングをさせていただきましたが、不動産市場、今
大変弱含みでございまして、またエンドユーザー
の方々にも先安感というものが非常に強い状況で
ございます。したがいまして、今後ともこういつ
た今の下落傾向というものは当面続いていくので
ございましょう。

○仙谷委員 ところが、ここへ来て、まさに金融業界の混乱に一役買った銀行の方は債権回収が甚だ困難になつてきました。あるいは延滞債権が大幅に出そうだ、あるいは回収不能の債権が二兆円ぐらい出るのではないか、貸倒引当金よりもはるかに多い、といふふうなことで、どうも土地を高騰させて帳面に力を合わせよう、そんな雰囲気とか動きが一方では見えるわけでござります。まさに国民の、庶民のツケで彼らが行つたバブルの清算をしてようといふ話になるわけでございます。

もう一方では、不動産業界を中心にして、地価が悪税である、即刻廃止せよといふ厳しいことは決して氣を緩めることができる問題ではございませんので、引き続き十分注視して取り組んでまいりたいと思っております。

を言う人まで出てきたわけでござります。一月二
十四日の日刊工業新聞紙上で不動産協会理事長と

いう名前で坪井東さんという人がそういう発言をしているわけであります。「性格があいまいで、諸外国にも例がない。」「土地政策に關係がなく税金のための税金だ。」「有効利用されている用地にも課税するとは不合理極まりない。即刻、廃止すべきだ。」次の日にはデパートの松屋の社長さんが、「私どものところでも一けたの億に近い額が地価税で取られる。地価税は悪税であるという議論でござります。こういうことが、どんど元過ぎれば熱さを忘れるというの人が人間の常かもわかりませんけれども、バブル崩壊と言われる現象から一年たつたかないうちにこの種の議論が出てくる。今私が申し上げた、諸外国にも例がない、土地政策に關係がなく税金のための税金だ、課税することは不合理きわまりない、こういう論理を玉税局長はどういうふうにお考えになりますか。

○濱本政府委員 長い論議の後、土地問題を抜本的に解決していくために土地基本法が論議されまして成立を見、これを受けまして土地税制の改革の作業が進み、やつと結実いたしまして地価税となり、それが実施されましたのがこの一月一日でござります。そして、先ほど来お話をございました金融措置の効果等と相ましまして、ただいまやつとそのアナウンスメント効果が広がり、所期の効果があらわれんとしているやさきでございます。けさほどもちょっと申し上げましたように、地価税というのは、先ほど金融措置について御討議ございましたような緊急臨時の対応というよりも、もう少し長期的、体質改善的な対応をなすべき方策と心得ておりますが、そういう種類のものが今やつと導入されようとする。しかもまだ地価税につきましては、一度も具体的な納税は行われていないと、いう状況でございます。したがいまして、私どもとしましては、これがせっかくの御議論でございまして、大事に定着をして、その実効を本当に上げてくれるよう、それのみを念ずるわけでございますが、ただいま仙谷先生のお話の中に、「どなたかのお言葉を引っ張つてこられまして、外国にも存在しないとんでもない税であると

いうような御議論等があるようでございますが、この外国とはどこを指しておられるのかということともござりますけれども、土地の問題というはある意味では日本の特殊な問題でもあった。したがいまして、それと同じような問題がどこにもあるということではなくて、日本はやはり日本なりの対応をしていかなければならないという一つの典型的な問題であるというふうに思つております。

○仙谷委員 大蔵大臣にもぜひ御注意をいただきたいということで要望いたしたいのでござりますが、不動産協会の新年会で坪井会長が来賓の山崎建設大臣や自民党代議士を前にして、業界はどうしゃ降りの雨の中にいる、地価が下落しているときに地価税がそのままかかるてくる、ぜひ地価税の改廃について検討してほしいというふうに強く訴えた、こういう記事もあるわけでございます。まさに不動産業界のエゴといいますか、即時的な利益追求というのがここに見えるわけでございますが、不動産業界からは献金を受け取らないようにしていただきたい。献金を受けるからこういう議論が平気で調査の中でも一顧だにしないということでお願いをしたいと思いますし、それから自民党も、不動産業界から献金を受け取らないようにしていただきたいために、地価税を払うのが嫌だというふうな意見だけが書いてあるわけですが、こういうふうな議論がこれからどんどん広がるのではないかどうぞ攻防を追う。要するに、地価税を払うのが嫌だといったましました。そして、今宮澤さんも大蔵大臣も大都市直下型「地価税」の衝撃、「家賃値上げ?」価格に転嫁? 不動産、ホテル、百貨店それぞれが当厳しい見出しで、「なぜ誰も騒がない地価税急悪化?」という見出しであります。「来た! 謝シヨック」という見出しあります。「来た! どうかその点ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、ダイヤモンドという雑誌でも反地価税キャンペーんが行われておるわけであります。相当厳しい見出しで、「なぜ誰も騒がない地価税急悪化?」という見出しあります。「来た! 謝シヨック」という見出しあります。「来た! どうかその点ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

て、これには日本の場合に土地の価格を下げないことには、住宅から社会福祉の施設から道路から公園から何にもできないという状況に今立ち至っているわけです。にもかかわらず、業界は業界独自の利益を直接的に追求なさるということでござりますので、その点は大蔵当局だけではなくて、大蔵大臣も自民党の諸先輩の先生方もぜひ、余り一つの業界の即時的な利益を代理をしないようにお願いをしておきたいと思います。

ところが、その反地価税の議論の中に、もう一つこういうのがあるのですね。結局、土地対策にこの税収が使われなかつたじやないか。だから、大蔵省は微税屋としてうまく立ち回つたんだ、大蔵省の高等戦術に落とし込まれて、結局、増税の片棒を担ひだやつがいっぱいいるじゃないか、こういう議論でございます。先般の公明党の日笠議員の一般質問の中でも、どうも地価税導入の附帯決議の中にある所得減税もしくは土地対策費用に回すというのが本年度予算の中できちつと生かされていないのではないかという議論があるわけなのです。私はまだ予算編成上の問題についても残念だと思いますし、そのことがこういう反地価税キャンペーんに力を与えるということになればゆるしいことであると考えますので、その点でござります。私は本予算の組み替えといふところまでいかないのでしょうけれども、大蔵大臣の現在のお気持ち、御意見を伺つておきたいと考えます。

も、私どもも、新しく住宅等を開発するものある
いはまた地方公共団体等におきまして土地を活用
する、そういうことのために先行取得をすると
いうものに対して予算を配分をいたしましたり、
またこの調査のための問題ですとか、あるいはそ
の情報等を皆様に提供する、そういうこと等に
つきまして、私どもとしてもそれぞれ措置をいた
したところでございまして、これからも地価税に
つきましては、まさに土地問題あるいは住宅問題
とかそういう問題に十分生かされるよう配分
をしていかなければいけないであろうというふう
に思っております。

○仙谷委員 それでは、ちょっとテーマを変えさ
せていただきます。

非常に残念なことでございまして、そしてまた
証券特別委員会の中での議論からりますと、そし
てまた、これから私どもが議論をしなければいけ
ない金融制度改革あるいは金融検査特別委員会で
ございましょうか、その設置をめぐる問題という
のが我々の前に提起されておるわけですが、この
三、四日の新聞で大きく証券会社の飛ばしの問題
というのが提起をされております。

実は、いわゆる証券スキヤンダル、補てんの問
題が起つたときに、私は、山一総合ファイナン
スというところに山一証券が補てんをしたそのや
り方、山一総合ファイナンスのファンドのそもそ
もの設定の仕方から見て、これは飛ばしである、
引っ越してある、こういう、他の事業会社の営業
特金なのははともかくといつしまして、その損を
全部集めた、それがこの山一総合ファイナンスの
口座であって、それを丸ごと補てんしたのが山一
証券の山一総合ファイナンスに対する補てんであ
るという話をしました。よく調べてほしいということ
を言いました。最後には、よくわからないと
いう返事でございましたが、そういうことがあ
ったからわかつております。そして、三協エンジ
ニアリングの問題というのは、そもそも八九年
十一月のこの補てん問題のきっかけである大和証
券のこの三協エンジニアリングに対する補てん、

それも何かビルの株を使っての補てんというの
が、これも飛ばし、引っ越しという話があつたわ
けでございます。この種の話があるだらうとい
ふことは、これは大蔵省の証券局も当然のことなが
ら予想をしていらっしゃつただらうと思ひます。

ところが、昨年の十二月の末に、もう四社の特

別検査を終わつてすべておしまい、もうこれでな
いんだというふうな雰囲気になつてしまつたわけ
でござりますが、今度はこれが、いわゆる私ども
弁護士経験者から言いますと余り気持ちのよくな
いやり方、つまり裁判所を使うというやり方、利
用するというやり方で実質的な補てんが行われ、
あるいはその前提としての利回り保証が行われて
いるということがどうもこれからどんどんと明らか
になるんではないか、そんなふうにこの三日間
の新聞記事を見て考へるわけでございます。証券
局長、これはまだ証券局長にまたまたこういうこ
とをお聞きするのもつらいんでございますけれど
も、どのくらい新聞で今報道されていることを事
実問題として現時点で確認できいらっしゃるん
でしょ。

○松野(允)政府委員 このいわゆる飛ばしとい
ふうに言われております問題につきましては、御
指摘のように先般の国会におきましてもこういう
問題があるんではないかとうお尋ねをいただき
まして、私ども飛ばしという言葉自体の内容は
非常に明確ではありますけれども、そういうよ
うな形での証券会社の関与といふようなものがあ
り得るというような問題意識を持つて検査をして
まいりたいといふにお答えを申し上げたわけ
でございます。

私ども、その後いろいろと特別検査などを通じ
て証券会社を検査したわけでございますが、現在
明らかになつておりますケースは、証券会社の営
業マン、担当者、企業の取引の担当者でございま
すけれども、この担当者が全く会社に無断とい
ますか、会社の帳簿を全く通らない形で法人間の
証券の取引の仲介をしたというような行為でござ
います。私ども、検査でもいろいろとチェックを

したわけでございますが、こういうふうに担当者

が全く会社に無断で企業間の取引の仲介をする
ことになりますと、これはいかなる形でも会
社の帳簿にはあらわれないものでございまして、
残念ながら検査において把握するということがで
きなかつたわけでございます。

これが明るみになりましたのは、結局、企業間
の直取引が繰り返し行われ、その直取引の対象に
なつております有価証券の値下がりといいます
か、これで含み損がどんどん膨らんでいくと
いうことで、その企業間の直取引がそれ以上続
かなくなつたというような段階で初めて問題に
なつたわけでございまして、その場合に、もしそ
れを証券会社の担当マンが仲介をしたということ
で証券会社がそれを引き取るということになりま
すと、これは法律で今度禁止をしていただきまし
た文字どおり損失補てんに該当してしまうわけで
ございまして、我々としては、こういう問題につ
いては証券会社に対し、ともかく不明朗な形で
解決するのではなくて、ちゃんと法令等に則した
解決をすべきであるということを指導してきたわ
けでございます。

その結果、新聞報道にありますように、あるい
は訴訟に持ち込まれ、あるいは民事調停手続に入
るというような形のものが出てまいっているわけ
でございます。これにつきましては、民事調停あ
るいは訴訟の過程でどういう判断がなされるかと
いう問題があるわけでございますが、証券会社と
しては、それは営業マンの個人的な仲介行為であ
るということを全く把握できなかつたという問題
はあるわけではございますが、しかし、営業マン
が仲介行為をしたといふことを考えて、相手方の
企業が証券会社に対して使用者としての責任を問
うというような形で損害賠償を請求しているわけ
でございます。

私ども、これが、今まで報告を受けました限り

では、今申し上げましたように担当マンの個人的
行為である、いかにしても証券会社が把握できな
かつたということでございますけれども、しかし、

やはりこの内部管理体制に問題はなかつたのかど
うか、さらにそういう営業マンを監督する立場に
ある人間が十分監督をしていたのかどうかといふ
問題の問題、さらには経営責任の問題といふ
ようなものも考えられるわけでございます。

こういう問題が一体どの程度あるのかという点
につきましては、率直に申し上げまして、今申し
上げましたように全く会社の簿外で行われている
行為でございまして、明るみであります、新
聞報道されておりますケース、あるいはそれ以外
にも顧客のトラブル、法人の顧客との間でトラブル
になつてているというようなことは聞くわけでござ
いますけれども、全貌について把握するという
のが現在のところ残念ながらできないわけでござ
います。ただ、証券会社に対しましては、特に法
人取引の関係でござりますので、法人担当者ある
いは法人顧客に対してもういた点について十分
照会をして、こういう問題がもし潜在的に存在す
るんであればそれを早目に会社がチェック、把握
をして、それなりの対応をする必要があるという
ふうに指導しているわけでございます。

○仙谷委員 今の話を聞いておりますと、いつも
ながら、こういう問題が起つたときにどこの会
社でも、それは個人の営業マンがオーバーランし
てやつたんだという話になるわけでござりますけ
れども、例えばコスモ証券の件について、私は具
体的な事実として、社長が実際に手を下したとい
うふうなところまでは聞こえできませんけれども、
部長連中、課長連中が一人ではなくて数人、
それも五、六人の者がそれぞれ違う会社、A、B、
C、D、E、F、それぞれの会社を担当しておつ
て、それを全部まとめて飛ばしを何回か重ねたと
いう話が入つてきておるわけでございます、会社
に評価損、つまり現在時価にかかわらず何億円
が株であれば、A社で評価損を出している株をB
社に評価損、つまり現在時価にかかわらず何億円
かで貰い戻しつきで貰い取つてもらおうという行為
は一方では利回り保証つまり買いつけてもらおう
で、法律関係をちょっと聞いておきますが、もし
この飛ばしというのにかかわった場合は、対象物
を入れて調査をする、調査の結果をオープンにする
ということをぜひお願いをしておきたいわけでござ
います。

で、御苦労でありますけれども、もう一度ひとつ力を

入れて調査をする、調査の結果をオープンにする
ということをぜひお願いをしておきたいわけでござ
います。

会社には、次にこういう金額で貰い戻すんだから
いう話ですから、これは利回り保証禁止に触れる
かで買いつけて貰い取つてもらおうという行為
は一方では利回り保証つまり買いつけてもらおう
で、これはあいつだけがやつたことにしてくれな
ぐるみだと。だから、会社の専務が常務かに当た
る人も朝礼なんかで全国の部店長なんか集め
て、これはあいつだけがやつたことにしてくれな
いことまで私のところに入つてきておるんで
すよ。兜町全体では一兆円ぐらいこういう飛ばし
に年間の利率として一〇%をプラスして、どこか

てたというの順序が逆ではないかということを言つた田舎の便談なんですね。

私がなぜこういうことを言うかというと、その

輸入促進税制が一年余り前にできまして、今度も

また新しいものが追加されますが、これはアク

ションプログラムに関連するわけですが、それに

ついてこの一月にある新聞が「視点」という欄で

論評しているんですね。どう言つているかといふ

と、「米国の自動車と部品を日本へうんと増やし

て売り込もう」という。米国車が売れないのは質や

性能が悪く値も高いからで、米国内でも日本車に

大敗している。米国のユーザーも買わないものが

日本でたくさん売れるわけがない。米国車をもつ

と売るには米国の自動車産業の体質を改善し競争

力を強くするのが先決だ。それを後回しにして、

とにかく買えといふのは順序があべこべである。」

こう言つて、これを言うために、もち食つてから

火に当たるという便談と同じことである、これが

この「視点」に書かれている論評の言ひ方なんだ

日本でたくさん売れるわけがない。米国車をもつ

と売るには米国の自動車産業の体質を改善し競争

力を強くするのが先決だ。それを後回しにして、

とにかく買えといふのは順序があべこべである。」

こう言つて、これを言うために、もち食つてから

火に当たるという便談と同じことである、これが

この「視点」に書かれている論評の言ひ方なんだ

日本でたくさん売れるわけがない。米国車をもつ

と売るには米国の自動車産業の体質を改善し競争

力を強くするのが先決だ。それを後回しにして、

とにかく買えといふのは順序があべこべである。」

こう言つて、これを言うために、もち食つてから

火に当たるという便談と同じことである、これが

この「視点」に書かれている論評の言ひ方なんだ

子融資や開銀融資を行うほか、一二三%の特別償却

を認める、そうですね、主税局長。——そのほか

対内投資事業の円滑化のための優遇措置等々があ

りますが、申しません。こういうの新たに設け

るだけでなしに、既に一年余り前に輸入促進税制

と言つて、輸入が前年度より一〇%以上ふえると、

三つぐらいの場合に分けておりますが、税額控除

とか特別償却とか、あるいは商社の場合には外國

資料では、平成二年は八百七十億円の減収でし

たね。平成三年度は九百八十億円の減収でし

たね。平成二年は九百八十億円の減収。本年度

は、これはまだ行つておりませんけれども、マク

ロで計算すると前年度よりやや減少するというよ

うな数字をいただいております。もつとも、アク

ションプログラムがございましたから、どうなる

かはちよとわかりませんが、そういうことのよ

うあります。しかし、こういう新聞社の論評な

んかを見ますと、初め大蔵省は、その輸入促進税

制ができるときに、果たして効果があるのか、し

かもその減税の対象になるのは黒字の企業だけ

ではないか、またそれによつて値段が下がる保証は

買えと、各社がそれぞれ計画を出していますね。

それは自分の系列やら影響力を利用して買つたり

売つたりするわけあります。「商談に政府を介

入させ管理貿易の色を濃くする。貿易自由化・市

場開放の主張と管理貿易化との倒錯は「餅食つて

火に当たる」どころではない。」こう言つている

のですね。これは私は当たつていると思うのです。

それで、今度の租税特別措置を見ますと、輸入

促進、外資導入円滑化税制といふようなことで新たに租税特別措置が追加されております。例えば

輸入促進のためのインフラ整備というのでは、そ

の整備主体である総合商社や倉庫業者、運送業者

など大企業の参加する第三セクターに対し、産業

が、いかがですか。

○済本政府委員 平成二年改定のときのことを思い出すのでございますが、確かに先生がただい

思つて、輸入が前年度より一〇%以上ふえると、

三つぐらいの場合に分けておりますが、税額控除

とか特別償却とか、あるいは商社の場合には外國

資料では、平成二年は八百七十億円の減収でし

たね。平成三年度は九百八十億円の減収でし

たね。平成二年は九百八十億円の減収。本年度

は、これはまだ行つておりませんけれども、マク

ロで計算すると前年度よりやや減少するというよ

うな数字をいただいております。もつとも、アク

ションプログラムがございましたから、どうなる

かはちよとわかりませんが、そういうことのよ

うあります。しかし、こういう新聞社の論評な

んかを見ますと、初め大蔵省は、その輸入促進税

制ができるときに、果たして効果があるのか、し

かもその減税の対象になるのは黒字の企業だけ

ではないか、またそれによつて値段が下がる保証は

買えと、各社がそれぞれ計画を出していますね。

それは自分の系列やら影響力を利用して買つたり

売つたりするわけあります。「商談に政府を介

入させ管理貿易の色を濃くする。貿易自由化・市

場開放の主張と管理貿易化との倒錯は「餅食つて

火に当たる」どころではない。」こう言つている

のですね。これは私は当たつていると思うのです。

それで、今度の租税特別措置を見ますと、輸入

促進、外資導入円滑化税制といふようなことで新たに租税特別措置が追加されております。例えば

輸入促進のためのインフラ整備というのでは、そ

の整備主体である総合商社や倉庫業者、運送業者

など大企業の参加する第三セクターに対し、産業

億ドルというように新聞紙上に報道されました。

きのう聞いてみますと、内訳すると純粋の輸入は二十億ドルから四十億ドルへ、ほぼ倍になる。そ

のほかに現地調達が七十億ドルから百五十億ドル

にふえ、締めて九十億ドルが百九十億ドルになる、

こういうことですか。

○川嶋説明員 御説明をいたします。

そこで伺いますが、あなたの方からいただいた

資料では、平成二年は八百七十億円の減収でし

たね。平成三年度は九百八十億円の減収でし

たね。平成二年は九百八十億円の減収。本年度

は、これはまだ行つておりませんけれども、マク

ロで計算すると前年度よりやや減少するというよ

うな数字をいただいております。もつとも、アク

ションプログラムがございましたから、どうなる

かはちよとわかりませんが、そういうことのよ

うあります。しかし、こういう新聞社の論評な

んかを見ますと、初め大蔵省は、その輸入促進税

制ができるときに、果たして効果があるのか、し

かもその減税の対象になるのは黒字の企業だけ

ではないか、またそれによつて値段が下がる保証は

買えと、各社がそれぞれ計画を出していますね。

それは自分の系列やら影響力を利用して買つたり

売つたりするわけあります。「商談に政府を介

入させ管理貿易の色を濃くする。貿易自由化・市

場開放の主張と管理貿易化との倒錯は「餅食つて

火に当たる」どころではない。」こう言つている

のですね。これは私は当たつていると思うのです。

それで、今度の租税特別措置を見ますと、輸入

促進、外資導入円滑化税制といふようなことで新たに租税特別措置が追加されております。例えば

輸入促進のためのインフラ整備というのでは、そ

の整備主体である総合商社や倉庫業者、運送業者

など大企業の参加する第三セクターに対し、産業

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

三

きる限りのことはやつた。しかし、こちらの努力だけで目標は達成できない。米メーカーの自助努力が必要」と、さつきの「視点」で言っている人と同じことを会社の首脳部が言っているのです。

そして、それが部品メーカーにどんな影響を与えるか。これは別の新聞であります。読売新聞の一月二十八日号によりますと「トヨタ系部品メーカー最大手の日本電装など自動車部品関連メーカー八社が拠点を置く近隣の刈谷市」の話ですが、「トヨタ自動車が海外から購入する部品の目標額を掲げた。その額五十二・八億ドルは日本円になると七千億円に。これは電装が一年間にトヨタに納める金額にもあたる」こう言つてゐるのです。

そして、「トヨタグループでは一番手であるアイシン精機などは、一回は円高の時よりきつい。来期は借り入れもやむを得ない」と、トヨタグループの堅実経営の金科玉条としてきた「無借金経営」を引っ込めるとこも出でてきた。」

それで、孫請企業はもとひどくて、「トヨタ本体の業績悪化が数十倍に増幅されるといわれる。孫請け企業だけに、「コスト上昇の製品転嫁どころか、親会社を通して、値下げ努力を逆に求められる」と心配する。」これはさらに一般市民に広がつて、「刈谷市内の個人消費も湿りがち。市内のユニー、イト-ヨー、カドーといった大型店の売上上げは、年末商戦で前年を一割程度下回る不振で、ほぼ前年並みだった名古屋市内の松坂屋などのデパートとは、明暗を分けた。」云々というよ

うに書いてあります。

一つの措置というのは何のためにとられたのかと
いうことでござりますが、そのときの全体の状況
判断、そして、この措置がもたらした効果という
ものは先ほど申し上げましたようにまだ確定をい
たしておりませんけれども、日本側の努力という
もののあらわし方といふものはそういう種類
があつたわけではございませんでした。したがい
まして、総合的にこれをどう評価していくかとか
というのは、これから後もう少ししてからにして
いただきたい、繰り返しになりますけれども、そ
のようにお願いしたいと存じます。

○正森委員 政権を担当している政府、政党ある
いはそれを補佐する大蔵省としては、いろいろ難
しい点があると思いますが、今私がここに引用し
たようなそういう事実がある、あるいは少なくと
もあると報道されておる。赤旗じゃないですよ、
赤旗は一つも引用しないですからね。そういう
ことがあるということで、やはりいろいろ広い見
地から政策を考えいただきたいということを御
要望申し上げておきたいと思います。

それでは、次の問題に移らせていただきます。
今度の税制では、青色申告関係の特別控除制度等
の税制改正がござります。それで、きょうはその
問題について少し伺いたいと思うのですが、結局
その中心は何かといえば、これは自家劳賃をどう
評価するか、その内容には事業者本人の報酬の問
題もございますし、それからそこに従事する親族
の賃金部分をどう評価するか、あるいは控除する
かという問題があります。それにつきましては、
少し不十分ですが調べてみたんです。

私の見ました限りでは、昭和四十八年に大きな
改正がございました。そのときに、主税局長の濱本
さんの大先輩に当たる高木・主税局長が典型的な答
弁をしておられるわけです。お答えになるかと思
いますが、私の方から引用しておきますと、昭和
四十八年三月二十九日の衆議院大蔵委員会の議事
録であります。こう言っています。「御存じのよ
うに、所得税は利子所得、配当所得、不動産所得
給与所得等十種類の所得に分かれております

十種類の所得ごとに経費の計算方式その他のがきまつておるわけでございます。その所得税の中で、いわば十種類の中の一つで一番中心的なもの、あるいはもとをなすものが事業所得でございます。その意味は事業所得というものは資産からなるところの所得と労働からなるところの所得が分離不可能だ。お店があつて、そこで事業をして所得があがつてくるという場合に、そのお店の資産、いろいろの意味での資産、固定資産なりたな卸資産なりの資産、そういうものから生まれてくるものと、その方の労働自身から生まれてくるものと、それが合体して所得が発生してくるところに事業所得の特色がござります。その事業所得の特色こそ考え方として所得税の中心をなすものであります。」こう言つてゐるのです。

そして、高木さんのこの議論の特徴は、そういうことを言つて、ここで言つておりますように、これは分離不可能なものだ、こういう主張ですね。これが核心なんですよ。そういうことを言いまして、今度参議院に行つて、そこでまた反論する議論などがありまして、昭和四十八年四月十七日の参議院の議事録を見ますと、高木主税局長がやや柔軟な答弁をしているのです。もちろん（演者）主税局長は御存じと思いますが、時間もございませんので私の方から読みますと、「所得税のたてまえとして勤労性の所得と他の所得と区分していく、いろ計算のしかたを変えるということにするという考え方方はあり得る考え方であると思ひます。」こう一応認めた上で、「しかし」と言いまして、それは非常に今の所得税法の基本と違うということを言つた上で、さらに「そうかといって、そういう考え方方が全く成り立たないというわけではなくて、いわばこれは、所得税の一つの非常に長期的な、恒久的な研究課題であるとは思つております。」ここまでは譲歩しているわけであります。えらい先取りして申しわけありませんが、演本

○瀬本政府委員 そういう御議論がございましたことは承知いたしておりますし、勤労所得といふものの把握あるいは今おつしやいましたような意味で事業所得の構成要素をどういうふうに把握するかというのはなかなか難しい問題だと私も思っております。今回も、ちょっとこれはまた逆に先生のこれからのお尋ねを先取りするようなことになつておるとすれば大変失礼なんですが、みなし法人課税をどう見直すかという議論に関連いたしまして、勤労所得というのは何であろうかという議論がございました。

それから逆に、いろいろ考えてみたわけでございますけれども、さつき先生がこの質問の冒頭におつしやつた自家劳賃の扱いを一体どういうふうに私どもは認識すればいいのか、あるいは法律では今どういうことを予定しておるのかということをございますけれども、ちょっととそのことを申させていただいて、私どもの認識のお答えにかえたいと存じます。

現行法というのは、事業主から生計を一にしております親族に支払われます対価については原則として必要経費として認めないとすることになります。これは法律上五十六条に明記されております。これは個人事業は家族ぐるみの協力と家族の財産を一体として管理、使用して遂行されていく、こう考えるのが一般的であります。仮に対価の支払いがございましても、その対価が相当であるとの認定もなかなか難しいということもあって、所得分割の恣意性を排除するという趣旨からこうなつているというふうに私どもは認識しております。このような考え方は、これまでの所得税制の根幹をなしてきたというふうに貫いてきた考え方だというふうに思つております。

ただ、青色申告者につきまして、専従者給与の支払いを認めまして必要経費の特例としてその算入を是認することいたしましたのは、正確な記帳あるいは記録に基づいて家計と企業、店と奥と

申しますか、そういうものが分離が行われている、そういう青色申告者の場合においてこれが認め得るのではないか。このような事情にない白色申告者の場合についてどうかということになるわけですがござりますけれども、生計を一にする家族従業員に対する家族労働報酬の支払いを認めるることは、やはりただ認めることはできない、こういうふうに認識しました。しかしながら、現にその企業に従事している家族従業者につきまして、全然従事していない家族と全く同一に扱う、現に従事している白色申告者の家族と従事していない人と全く同一に扱うというのはいかがかないう議論がございまして、配偶者控除、扶養控除にかえて特別の控除の適用を給与の支払いの有無にかかわらず認めたといういきさつがござります。そういう人でござりますけれども、個人事業主に対する報酬の支払いを想定するということにつきましては、これは払う人と受ける人が同じ人ということになるわけでございまして、経済的な負担関係においてはいわば変わらない、そういうことから、税制上特別に取り扱う必要性はないというふうにそもそも思つておつたわけですが、仮にこのような事業主に対する報酬の支払いを認めると、先ほど四十八年というお話をございましたけれども、みなし法人課税の論議でございますが、給与所得控除の適用を認めるということになれば、現行のみなし法人課税の廃止の理由の一つとされました経費の二重控除の問題、これが発生するということになる。結局、みなし法人課税制度を今回見直すことになったわけですがござりますけれども、最後までこのところはひつかつておつたところでございまして、この二重控除の問題といふのが大きく取り上げられるに至り、今回、やはり適当でないという結論に立ち至ったといふことでございまして、長い苦しい解説といいますか、その実態に合わせ、かつ法律の論理といふものを守らうとする中で構成されてきたりいろいろな場面

がございましたけれども、今日の結論においては、そのところはすつきりしたというふうに考えております。

○正森委員 今相當長く説明していただきたいんですが、このところはすつきりしたというふうに考えております。

すけれども、局長はみなし法人課税に重点を置きながら説明をされたんですが、もちろん事業主報酬というのも大きな論点ですが、私が申しておりますのは、これから議論いたしますのは、単に事業主だけではなく、生計を一にする親族に対する労賃の支払いといいますか、自家労賃の問題を、ますのは、これから議論いたしますのは、単に事業主であるなしにかかわらず全般的に理論的に分析するということでお話をしているわけあります。

今、局長の考え方は、言つてみれば、個人企業に対しては結局世帯課税ですね。今大きくなづかれましたけれども。

ところが、それが困るということになつたんじやないですか。考え方としては、理論的な接觸方法と、それから同時に公平性の観点という接觸方法も必要であります。例えば、同じ程度の個人企業でも、法人になつた法人成り企業と青色申告企業と白色企業というので余りにも課税負担がおりであります。これは一々言いますと大変ですから省略いたしますが、昭和三十七年の改正で青色事業専従者については年齢を二十歳以上が下まして、そしてその控除限度を二十歳以上が十二万五千円、二十歳未満は九万五千円、白色事業専従者の控除額は七万五千円」というように、こうなつてまいり、さらに昭和四十二年の改正で四十三年からは、青色事業専従者については控除限度額を廃止して完全給与制が認められた、これは御存じのとおりであります。そして、白色事業申告者も順次引き上げられて五十九年に四十五万円ですね。現在が四十七万円というようになつてゐるはずであります。

そこで、そういうぐあいに変わってきた歴史を見ますと、世帯課税というのが、戦後の個人の尊厳を重んずるという個人単位の考え方からは、事業主の配偶者あるいは事業主の親族あるいは子供たちでおられて、だれ一人それに対して疑問に思はれておらず、だれ一人それに対して疑問に思はれない。あるいは親族であっても従業員としめ給料をもらうのは当然である。これは法人としての考え方で当然ですね。ですから、同じような小さな企業でも法人成りでやる、法人になつたらそれが認められるのに、法人にならないものは不公平ではないかということで青色申告といふのが出てまいり、青色申告が出てくれば今度はそのときには一定認める必要があるのではないかと云ふことになつてきたわけです。

ますとこう言つてゐるんですね。「戦後個人主義思想が発達し、法人企業とのアンバランスが、いわゆる世帯課税に對して批判が起つてきました」ということを言つた上で、こう言つてゐるんですね。世帯課税といふのはシャウブ勧告、あそこから出でまいったんですけれども、「直ちに昭和二〇七年の改正で青色申告の場合に限り親族従業員に対する給与の支払いが当時は五万円限度で認められる。その後、昭和二十八年の改正で、あるいは二十九年、三十六年というように改正されまして、十八歳ならどうだとか二十五歳ならどうだとあるはいいや、「一律二十歳だとか」、それから控除額が種々変わつてまいったことは御存じのとおりであります。これは一々言いますと大変ですから省略いたしますが、昭和三十七年の改正で青色事業専従者については年齢を二十歳以上が下まして、そしてその控除限度を二十歳以上が十二万五千円、二十歳未満は九万五千円」というように、こうなつてまいり、さらに昭和四十二年の改正で四十三年からは、青色事業専従者については控除限度額を廃止して完全給与制が認められた、これは御存じのとおりであります。そして、白色事業申告者も順次引き上げられて五十九年に四十五万円ですね。現在が四十七万円というようになつてゐるはずであります。

そこで、そういうぐあいに変わってきた歴史を見ますと、世帯課税というのが、戦後の個人の尊厳を重んずるという個人単位の考え方からは、事業主の配偶者あるいは事業主の親族あるいは子供たちでおられて、だれ一人それに対して疑問に思はれない。あるいは親族であっても従業員としめ給料をもらうのは当然である。これは法人としての考え方で当然ですね。ですから、同じような小さな企業でも法人成りでやる、法人になつたらそれが認められるのに、法人にならないものは不公平ではないかといふことで青色申告といふのが出てまいり、青色申告が出てくれば今度はそのときには一定認める必要があるのではないかと云ふことになつてきたわけです。

そこで、私が弁護士だから言つてゐるわけではあります。しかし、ここに最高裁の判例があるのです。あるいは主税局も既に御存じかと思いますが、最高裁判所の判例と判例評決を一そろえ持つてまいりました。それで、これはどういうことを言つてゐるかといいますと、これは最高裁判所民事判例集第二十二卷八号に載つてゐる損害賠償請求事件であります。

この判例は岡山県の例で、岡山県の豊田の販売業者も必要であります。例えば、法人企業でも、法人になつた法人成り企業と青色申告企業と白

ますとこう言つてゐるんですね。「戦後個人主義思想が発達し、法人企業とのアンバランスが、いわゆる世帯課税に對して批判が起つてきました」ということを言つた上で、こう言つてゐるんですね。世帯課税といふのはシャウブ勧告、あそこから出でまいったんですけれども、「直ちに昭和二〇七年の改正で青色申告の場合に限り親族従業員に対する給与の支払いが当時は五万円限度で認められる。その後、昭和二十八年の改正で、あるいは二十九年、三十六年というように改正されまして、十八歳ならどうだとか二十五歳ならどうだとあるはいいや、「一律二十歳だとか」、それから控除額が種々変わつてまいたことは御存じのとおりであります。これは一々言いますと大変ですから省略いたしますが、昭和三十七年の改正で青色事業専従者については年齢を二十歳以上が下まして、そしてその控除限度を二十歳以上が十二万五千円、二十歳未満は九万五千円」というように、こうなつてまいり、さらに昭和四十二年の改正で四十三年からは、青色事業専従者については控除限度額を廃止して完全給与制が認められた、これは御存じのとおりであります。そして、白色事業申告者も順次引き上げられて五十九年に四十五万円ですね。現在が四十七万円というようになつてゐるはずであります。

そこで、そういうぐあいに変わってきた歴史を見ますと、世帯課税というのが、戦後の個人の尊厳を重んずるという個人単位の考え方からは、事業主の配偶者あるいは事業主の親族あるいは子供たちでおられて、だれ一人それに対して疑問に思はれない。あるいは親族であっても従業員としめ給料をもらうのは当然である。これは法人としての考え方で当然ですね。ですから、同じような小さな企業でも法人成りでやる、法人になつたらそれが認められるのに、法人にならないものは不公平ではないかといふことで青色申告といふのが出てまいり、青色申告が出てくれば今度はそのときには一定認める必要があるのではないかと云ふことになつてきたわけです。

そこで、私が弁護士だから言つてゐるわけではあります。しかし、ここに最高裁の判例があるのです。あるいは主税局も既に御存じかと思いますが、最高裁判所の判例と判例評決を一そろえ持つてまいりました。それで、これはどういうことを言つてゐるかといいますと、これは最高裁判所民事判例集第二十二卷八号に載つてゐる損害賠償請求事件であります。

この判例は岡山県の例で、岡山県の豊田の販売業者も必要であります。例えば、法人企業でも、法人になつた法人成り企業と青色申告企業と白

ら比べると収入はうんと減ったけれども何とかいた、そうするとその差額がまさにその人が頑張つたことによる稼ぎ分ではないかという二つの見解に分かれまして、結局、最高裁判所は、労務価額説と言うのですが、後の方の、その人が稼いでおった全額ではなくに、その人がまさに労働によって寄与したその額がその人の稼ぎ高であり、それを損害賠償すれば足りるんだという判決を出したんですね。これが、いろいろ判例評釈を見ますと、税務の上で学者が自家労賃をどう考えるかという上でいろいろ引用されているわけあります。

一部読んで見ますので、大臣も法律に縁のないところで御退屈でありますよ、実はこれは専門的に見るとなかなかおもしろいのです。判決は「個人企業は会社企業等と異り、経営者個人を離れて別個独立の存在を持つものではなく、あくまで経営者個人に従属するものであるから、経営者個人がその企業を通して挙げ得る利益は總て經營者個人に帰属し、将来の得べかりし利益の喪失についてもその理を異にしない。」いいですか、大きく言えば、「基本的に主税局長がとつて、個人企業は会社企業等と異り、経営者個人を離れて別個独立の存在を持つものではなく、あくまで経営者個人に従属するものであるから、経営者個人がその企業を通して挙げ得る利益は總て経営者個人に帰属し、将来の得べかりし利益の喪失についてもその理を異にしない。」いいですか、

あれで御退屈でありますよ、実はこれは専門的に見るとなかなかおもしろいのです。判決は「個人企業は会社企業等と異り、経営者個人を離れて別個独立の存在を持つものではなく、あくまで経営者個人に従属するものであるから、経営者個人がその企業を通して挙げ得る利益は總て経営者個人に帰属し、将来の得べかりし利益の喪失についてもその理を異にしない。」いいですか、

うになつたと、特殊な技能を持つている人もおりますね。そういう場合は別かもしれないけれども、それ以外はそういうように考えるべきだということで、これを労務価額説と言うのですが、そのことで二審の判決に比べると損害額は非常に減額された。つまり、個人事業者でもその稼いだものが全部自分の所得だということはない、こうなつているのです。

で、えらい長くなりましたが、そういう考え方からいいますと、シャウブ勧告來とつてきただ世帯主単位といふことで、自家労賃の、それが事業者本人であるうと、生計を一にする家族であるうと、その労働力寄与分を経費として認めない、所得税法五十六条に明文でそうなつていてるわけです。そういうのはおかしいんじゃないんです。法人の場合はそんなもの、オーナーの社長であろうと何であろうともらつてて、自分の長男を働かして、うちの二階に置いておつても、堂々と給料をもらつてて。それを個人企業の場合には引かないと、やらないといふようなことは、これは憲法の、世帯が単位ではないに、個人が個人として尊重されると、いう考へ方になるんです。これがこの判決の二審の考え方なんです。

それを最高裁は「原判決の見解は驚くべき非常識なものと言わざるを得ない。」こう言っているんですよ。大分前の話だけど、日本の最高裁判所は、大蔵省の考へは実に非常識なものと言わざるを得ないと。蓋し、資本主義経済においては個人企業といえどもその企業の営業上の利益は、企業管理者の智識能力をも含む個人的労務によるもの、外に資本の活用・資本の利子・老舗・商標権・特許権・営業免許権などによる資本的収益が含まれるのみならず、更に店舗の規模、場所的利益等の物的設備、従業員の智能労務等の人的組織による各収益が含まれており、これらが全体として有機的に統合結合されて営業的活動をなし営業の全収益を産み出しているものである。こう言いまして、いろいろ議論をして、結局その事業主本人が自分の努力によって、自分の経験、特殊なことによって、そして生まれたものがその人の得べかりし利益なんだ。だから、特別にその人が亡くなつたために事業がもう全部できぬよ

るのと、それが書色であれ白色であれ、業務形態

が相似している場合には税法上それほど大きな差異

のないような手段をとるのと、そのが当然じゃないですか。

私は外国の法制も調べてみましたが、そこで

も、アメリカ、イギリスその他でも、一定の限度

はありますよ、家族の場合は契約書がきちんと

しておることが必要だと、その支払われる賃金

が世間の常識から離れたものではいかぬとか、時

間が、きちんと働いているとか、そういう条件が

書いてあります。

ちなみに言つておりますけれども、それも全部

引用しようと思つたけれども時間がないからやめ

ますが、私が今言つたことの理論的な問題は、泉

美之松さん、よく御存じでしょう、あなたの大

先輩で国税庁長官が、「税についての基礎知識」

という定価三千八百円の本にちゃんと書いておら

れるんですよ。私はそれを勉強して、ある意味で

は受け売りしながら、最高裁判例など若干新しい

こともつけ加えて、正森理論で申し上げておるわ

けで、だからあなたの方の先輩も考えておられる議

論を言つておるんですよ。

私は、もちろん今度のこの法案の改正でどうこ

うしろと言つたって、それは無理でしょ、残念

ながら我々も少數派ですし。少数も少数、一人で

すからね。ですから、それどころも、やはり高木さんは、中

長期的といふようなことをさつき言つておられま

したけれども、そういう点はやっぱり考えてみる

必要があるんではないかというように思います。

主税局長は、技術的に今できませんと言われると

思いますが、羽田大蔵大臣、もし弁護士的なわ

りにくい議論も一部はおわかりいただけたとすれ

ば、判例が難しいのはよくわかつておりますし、

御感想などお伺いして次に移りたいと思います。

○羽田国務大臣 確かに私どもも先ほど局長の方

からお答えしたあれを持っておつたわけでありま

すけれども、いずれにいたしましても、我が先輩

たちですとか、あるいは最高裁判所の判例という

ことでありますから、高木さんのお話でも中長期

的にといいますか、やっぱり長い時間かかるかも

いすれにしましても、先生にそれだけ詳しい御

ら、法人であれ書色であれ白色であれ、業務形態が相似している場合には税法上それほど大きな差異のないような手段をとるのと、そのが当然じゃないですか。私は外国の法制も調べてみましたが、そこでも、アメリカ、イギリスその他でも、一定の限度はありますよ、家族の場合は契約書がきちんと書いてあります。勉強させていただきます。

○濱本政府委員 非常に刺激的な新しい課題をとおつしゃつたようだなと思って一つだけ私どもの今気づきましたところで、主税局長といいますか、主税局はあくまでも個々の納税者を単位として所得税を課税するという、そういう制度転換を志したものでございます。

これはちょっと想像がまじつて恐縮でございませんが、私が今言つたことの理論的な問題は、泉間が、きちんと働いているとか、そういう条件が書いてあります。

ちなみに言つておりますけれども、それも全部引用しようと思つたけれども時間がないからやめますが、私が今言つたことの理論的な問題は、泉美之松さん、よく御存じでしょう、あなたの大臣が今言つたことの理

論を言つておるんですよ。私はそれを勉強して、ある意味で

書いてあります。

これがちょっと想像がまじつて恐縮でございま

すけれども、結局個人事業というものは家族の協力

によって成り立つものでござりますから、事業主

が支払われますその家族への対価つまり家族

の労働報酬はいかばかりのものか、その認定とい

うものが非常に難しいものであります、したた

がつて別の言い方をしますと、基本的な個といふ

ものに着目した物の考え方の上に税の技術的要請

といふものがかぶさりまして、やむを得ずとい

うものが非常に難しいものであります。

これがちょっと想像がまじつて恐縮でございま

すけれども、結局個人事業というものは家族の協力

によって成り立つものでござりますから、事業主

が支払われますその家族への対価つまり家族

の労働報酬はいかばかりのものか、その認定とい

うものが非常に難しいものであります、したた

がつて別の言い方をしますと、基本的な個といふ

ものに着目した物の考え方の上に税の技術的要請

といふものがかぶさりまして、やむを得ずとい

うものが非常に難しいものであります。

これがちょっと想像がまじつて恐縮でございま

すけれども、結局個人事業というものは家族の協力

によって成り立つものでござりますから、事業主

が支払われますその家族への対価つまり家族

の労働報酬はいかばかりのものか、その認定とい

うものが非常に難しいものであります。

これがちょっと想像がまじつて恐縮でございま

○正森委員 説明をいただきました上に、時間もかしてやると
言つていただきているわけでござりますので、若
い人たちと一緒に中で勉強してみたいと思つてお
ります。

証券局長においておいでいただいておりますので、ご
く簡単な質問ですが、御質問したいと思います。
最近の報道を見ますと、我が国の企業というの

は配当性向の上で非常に問題がある。きょうの産経新聞には、長岡東証理事長も景気への影響が懸念されるというようなこともひつつけて言うておられるんですね。

それで、今後の時価発行増資は、税引き後利益に対する配当の割合、すなわち配当性向三〇%以上を満たしており、増資後も三期は三〇%以上を投資家に公約した場合に限ることを日本証券業協会の規則として明文化することにした、同協会は十四日に決定し、新年度から実施する云々という記事がございますが、この問題について簡単な御

○松野(允)政府委員 御指摘のように、日本の法人の配当性向は非常に低いわけでございます。歐米では大体五〇%を超えてるわけでござりますが、日本の場合には昨年でも三〇、これは利益が減つて若干上がつております。それ以前は二五ぐらいだったわけでございまして、現在、今御指摘のように証券業協会を中心いたしまして、特に時価発行増資などの株式関係の資金調達を行う企業に対しても要請をいたしますルールを策定して作業をしていく最中でございます。その基本的考え方には、今新聞報道にありました点、まだ最終的な決定には至つておりませんけれども、基本的にはやはり配当性向をこれ以上落とさないという考え方を基本にしたいというふうに考えておりまして、そうなりますと、今申し上げましたように、現在、昨年度で三割でござりますので、三割ぐらいいの配当性向をぜひ維持していただきたい。ただ、企業もいろいろございます。急成長して

いろいろケース・パイ・ケースで考えなきやいけない点はござりますけれども、やはり基本的に時価発行ということで時価で資金調達をするわけござりますから、せめて、得た利益のうち株主に還元する部分の割合であります配当性向を行く行くは欧米並みまでには持つていくようなことを考えてもらいたいというのが私どもの希望でございまして、その一歩として今申し上げたようになります。その中の数字なんですけれども、我が国は額面を基礎にして一割配当とか八%配当とか、あるいは一割二分とかいうことを基本にするわけですね。ですから、それは非常に低いもので、この記事では「法人企業の最近六年間の平均配当率は八%であるが、発行価格(時価)で計算される配当利回りは、わずか〇・六七%にすぎない。これは、欧米の三一五%にはるかに及ばない。非所有者の経営者はこの〇・六七%配当利回りを資本の調達コストと思いつめであろう。」こう言っているのですね。つまり、株主が主人公であるという考え方ではなくし、これを資金の調達コストというように考えて時価発行で価格を高くして、調達コストが安くなければそれはもう結構なことだというような考え方になつてている。そして、配当性向が低いから内部留保は多くなります。

それ以外に、今度は引当金の問題であとしばらく質問いたしますが、そうなると、内部留保が非常に多くなれば株価が上昇するのは当たり前なんですね。それで、おまけに奥村宏教授などが言われる法人の持ち合い制度がある。そうすると、市場に出回る株が少ないので、わずかの買い操作によって株価は上昇する。その上がったところで時価発行をするから、時価発行したときは物すごく

高くて、安いと思われる資金をふんだんに入手したが、しかもこれは配当しなくていいんですからね、資本に組み入れなければ。それで金がだぶだぶふ余つて、それを財テクで株で運用してみたりいろいろして、バブルを発生させるということもやったわけで、あの論文でも批判されている日本資本主義の一種の弱点でもあります。

だから、そういうものを考えてなくしていかないかと、東証の理事長が心配しているような問題が起ころってくるということを申し上げておかなければならぬと思うのです。共産党的私がそんなことを言うのもおかしな話ですけれどもね。今のようなことをやっておると資本主義に対する信頼がなくなってしまうんですね。余り信頼があり過ぎて我々の出番がなくなつても困るのですけれども、私たちは直ちに資本主義を変えようとは思つておりませんで、悪い点を民主的に規制してよくしていくということをございますので、こういう質問をしておられるわけであります。

そこで大臣、今度法人税法の改正の問題が出ております。主税局長に伺いたいのですが、これは言つてみれば税額に対する附加税的な形をとつておりますで、四百万の控除で二・五ですね。そうしますと、中小企業も対象になるのですが、これは調査室などでも計算しておられると思うのですが、中小企業のうちどれぐらいが今度の増税の網にかかりますか。

○濱本政府委員 大まかに申し上げまして、今度四百万円に控除額が引き上りました後の状態で申しまして恐らく割ぐらい、全体の二割ぐらいの中小企業がそれにかかるかどうか。

○正森委員 一三%ぢやないですか。

○正森委員 私が調べたところでは、三百万円のときなら上位二八%、それが四百万になると二三%というように聞いておりますが、まあいいです。大体一割ぐらいということですから当たらずといえども遠からずで、大体そんなところです。しかし、それが増税の対象になります。

私は、それは税収が足りないからというので、今までの済岸戦争のようなものは一たん廃止して新たに設けたんだという建前ですけれども、そういう方策をとられるよりは、税率はそのままにしておいても課税ベースを広げることによって増収を考えるというのが税制の正道ではあるまいかと、いうことを前々から申しているのです。私どもはもちろん今の三七・五というのは前の、一番高い四三・三までいきましたかね、それに比べるとどうんと下がってますので、少なくとも四〇%以上にせよ、あるいは所得に応じて税率の差異をつけようとかいろいろ言つておりますが、そんなことは今は申しません。ですから、課税ベースがあれやこれやで非常に食されているということが重大な問題だと思うのです。涙

それでは、資料をお配りいたしているようですから、その資料に基づいて卑見を申し上げたいと思いますが、我が国は大臣、非常に課税ベースが少なくなりまして、私どもの調査では、引当金や準備金はアメリカやイギリスは二種類しかないのです。フランスが五種類で西ドイツが十種類ですが、日本は二十七種類もあります。その結果、これは一九八五年度ベースですが、資本金百億円以上の大企業の実質法人税負担率は三一・四%で、資本金五千万から一億円の中・小企業の三七・一%より六ポイントも低くなっているわけあります。これはやや古い資料であります。

そのうちで法人税本法、租特ではなしに本法で規定されている貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金、製品保証等引当金、特別修繕引当金を認めていることは御承知のとおりであります。これを全部一々言うとあれば、その中の、主税局長

は何よりもよく御存じですが、大口はここで出一
ておきました三つですね。貸倒引当金と賞与引当

金とそして退職給与引当金であります。

か。時間の関係で申しますと、例えば金融保険業は千分の三が法定繰り入れ率ですが、実績率は、

これは予算委員会に提出された資料ですからね、六十年から平成元年の五年間の平均は千分の一で

は千分の十に對して実績は千分の五、それから小売業ですね。つまり、三分の一です。それから

製造業は千分の八に対し実績は千分の一と、小売業は千分の十三に対し実績は千分の四、

よう、おむね三分の一から二分の一以下が審
査の実績であります。それから、賃戻給与引当金

はどうかといえば、これは昭和六十三年十月十七日の委員会で、皆さんの先輩の水野主税局長が、

おおむね一〇%から一〇%の間というのが実情でござります、こう答えておきます。そのとおりで

○實本政特委員 正森先生、大変恐縮でござります
すね。

すけれども、ここに水野主税局長の答弁としまして、おおむね一〇なハシ二〇の間という数字がござります。

ざいますが、ちょっとこれ、ずっと前を読み返して、いざわらぬのかもしませんが、この辯論は、

要するにこれは退職給与引当金の限度に対します
繰り入れ実績と、うことでござりますか。

○正森委員 退職給与引当金は、洗い直しじゃない
しに積み立てでしよう。

○濱本政府委員 そうです、一定の限度まで。
○正森委員 だから、全従業員が一度に退職する

とした場合は、初め五〇%だったのが、それが四〇%でしょう。そういうあれから言うと一〇か二

○だという、こういう意味です。——それは積み立ての一〇一二〇という意味じゃなハですよ。

○渕本政政府委員 その一〇一〇というのは何に
対して一〇一〇ですか。

○正森委員 つまり、全従業員が一度に退職したとする四〇%が法定繰り入れ率の限度でしよう。

それが本当は一〇か二〇だという、こういう意味だと私は持っているのです。

○濱本政府委員 今御説明でわかりましたが、毎年全員がすぐ退職した場合の想定される金額を出して、それに対しても現実に積まれている金額の比率ということだと思います。申しわけありませんけれども、その計算は私、今手元に持っております。おりませんが、御指摘のように、今の累積限度四〇%ということは当時と変わっておりませんので、それほど変わつてないと想像いたします。

○正森委員 水野主税局長が昭和六十三年に答弁していることでもあります。それをごく控え目に言いましても、法定繰り入れ四〇%が実績は一〇にならし二〇だということになりますと、多い方の二〇をとっても法定繰り入れ率は倍以上あるということです。これはもう水野さんの答弁を見ても明らかなるところであります。何かまだ異論がありますか。

○濱本政府委員 異論というわけではございませんけれども、要するに、今やつております四〇%という率は、平均在職年数というものを前提としたしまして、それがある一定の期間勤務いたしました人たちは退職に向かつて一步近づくわけでございまして、その近づいた間に見合います分を積んでいく、積んでいきますと、よいよ現実に退職しますまでに随分時間がございまして、その間の金利を割り戻すと申しますが、計算をして累積額を決めるというルールになつております。したがいまして、在職期間が変わつていけばこの率は変わつてくるということでございますけれども、近年、毎年点検はいたしておりますけれども、その率は大きくなつておらずませんのですから、このような今のような状況にとどめておるわけござります。

○正森委員 だんだん時間がなくなつてしまひたので、一応、予算委員会に提出された貸倒引当金の法定繰り入れと実績率、これは大蔵省が出しましたのですから、それから退職給与引当金というものは水野主税局長が答弁されたものであるというわけござります。

とで、それを前提にいたしますと、それでこの各委員に差し上げました資料を説明させていただきます。

この貸し倒れ、賞与及び退職給与の三引当金といふのは、引当金の中で大宗を占めております。これを見ていただきますと、一九八九年の貸倒引当金の一一番上の欄を見ますと三兆九千五百八十九億円、これは全法人であります。真ん中が資本金十億円、これが全法人であります。それをお全部合計いたしますと、一九八九年で一二兆二千二百七十八億円であります。これだけが課税ベースから外れているわけであります。

私どもは、これを全部やめるとは言いません。そのため今言っているわけです。実績率も言つてある。しかし、大体、貸倒引当金の場合は二分の一ないし三分の一以下である。退職給与引当金の場合は二分の一以下である。そうしますと、仮にこれを諸外国のよう、委員長いいですか、諸外国の場合は、こんな事前に引当金を認めているというような制度はアメリカやイギリスなんかでもないのです。多くの国は、実際にそういう事故が起こった場合に、必要が起こった場合にはそれはもちろん全額、これは当たり前の話であります。が、それを事前に無税で積み立てていく、それも実績よりも一倍も三倍も積み立てる。結局、それは企業がさまざまなものとに運用できるのですからね、財テクにだつて運用できる。退職給与引当金に至つては、一生懸命それで運用して、企業内部を持つていればいいということで、企業外に積み立てるのじやないから、本当に倒産したときは退職給与引当金はどこにもないというような例だつてあるのです。それを、仮に実績に従つて法定繰り入れ率を二分の一にする。そうしますと、実際の実効税率は、いろいろあります、法人税にそれから地方税が加わりますから、それを入れますと大体五〇%です。そうすると、二分の一の二分の一

一ですか四分の一、それだけ課税ベースが広がつて税収があえるということになるのです。理論的にはそういうことなんです。今、我が意を得たというように大きくなづかされました。
それから見ますと、一九八五年のところを見てください。一番下の合計欄は十六兆六千八百八十九億円。仮にこれを十六兆円とするでしょう。この時点で法定繰り入れ率を二分の一にする。そうしたら、実効税率は五〇%ですから、これの四分の一、すなわち四兆円税収があえることになる。一遍に四兆円も取つたら企業は困るだろうということで、これを五年で取るということになれば八千億円ですね。しかし、この中には中小企業が入っているから、真ん中の資本金十億円以上ということにしても十兆円ありますから、この四分の一といえれば二兆五千億円、五年だつたら五千億円ずつ税収はふえるということになるのです。
その上、多くの議論は、こういう引当金といふのは今あるものを一回限り崩すだけで、崩してしまえばもう税収はないというのが多くの人が言わられるところなんです。ところが、そうじやないのですね。これを見てください。「(三)-(5)」といふ一番最後の欄があるでしょう。これは一九八九年の数字から八年を引いたものです。そうすると、全体では一兆八千七百七十四億円、資本金十億円以上の法人企業だけでも一兆九百一十三億円あるのです。これだけ一年間でふえているのです。
さらに、きょう主税局から資料をいただいて、これは一九八九年までですが、一九九二年の予算委員会に提出するものをいただきましたら、貸倒引当金があえております、五千九百九十八億円。退職給与引当金は三千八百二十八億円、賞与引当金は八千八百八十一億円ふえて、全体で一兆八千七百七億円ふえております。

ということは、毎年毎年課税ベースが一兆八千億円も全法人の場合はふえておる。それから十億円以上の場合も一兆はふえておる。そうすると、これに四分の一をかけば二千五百億円が毎年毎年入るということになるでしょう。そういうことをやるべきじゃないですか。

終わります。答えてください。

○済本政府委員 引当金制度は、申し上げるまで

もなく、企業の所得計算をいたしますときに、費用と収益の対応をきちんと考えます上に必要な手法と心得ております。長い間、歴史的に論議されてまして、今我々が運用しておりますやり方というのが合理的なやり方だと思っております。これは政策税制ではなくて、いわば所得計算上当然のこととして考えられるものと言つてもいいかと存じます。したがいまして、その額が大きくなるということは、ある意味におきまして企業の規模が大きくなつてくれば当然のことのございます。

ただ、そうは申しましても、それらのそれぞれ

の引当金というものが設けられております目的に即応して運用されるためには、毎年点検をする必要があると考えております。ことしも貸倒引当金につきましては、例えは先生は先ほど金融機関について実際は千分の三の引き当て率があるけれども実績は千分の一ではないかとおつしやいました。そのとおりでござります。これに着目いたしましていろいろ議論もいたしましたけれども、金融機関が今直面しております状況、こういう状況からいたしましたときに、一体今発生しておりますいろいろな不良債権の山というものがどの程度の結果に終わるのか、その法定繰り入れ率の水準としまして妥当な水準というものをどう見きわめればいいのかということは、慎重な議論を要する問題だというふうに考えまして、そういうような点検の結果、貸倒引当金にしましても賞与引当金にしましても、また退職給与引当金にいたしましても、現在の制度がますことしの場合は妥当であろうというふうに判断したということだけ御報告しておきます。

○正森委員 相続税についても伺いたいと思いま

すが、時間が参りましたのでやめさせていただ

きます。済みませんでした。

○太田委員長 中井治君。

○中井委員 最初に、過日の委員会で大臣の所信

に対してお尋ねをしましたときに、冒頭、本会議

の財政演説と大臣の所信表明とを比べて、所信表

明の中の第二、「調和ある対外経済関係の形成と

世界経済発展への貢献」の項で、一番に財政演説

で載っております日米首脳会談の問題が抜けてお

る、どういう理由だ、こうお尋ねいたしましたと

ころ、大臣は、財政演説の中で抜けておると思つ

てお答えになられた、こういう答弁であります。

私は時間がなかつたものですから、訂正せずに、

再質問せずにそのまま質問いたしました。きょう

は少し時間をいただきましたので、この点を重ねてお尋ねをし、答弁を御訂正いただきたいと思つ

ます。

○羽田国務大臣 財政演説を行いましたのは一月

二十四日の時点でございました。G7はまだ未開催でございまして、この中では一月八日、九日に

行われた日米首脳会談に言及したということです

ございまして、その後一月二十五日にニューヨークでG7が開催され、日米首脳会談におきまして

話し合われた内容を土台として議論が行われたところございまして、そこで、二月四日の大蔵委員会での所信の中では、直近に開催されたG7で

の議論について言及することとしたものでございました。先般二月十九日の大蔵委員会でも、こう

した趣旨のことを御答弁申し上げたところでござ

います。

○中井委員 国税庁にお尋ねをいたします。

昨日国会で共和事件の証人喚問、参考人招致が

ございました。またその席で法務大臣から捜査の

目をむくような金額をもらつたと言われております。

○坂本(導)政府委員 私もこの中で、ここは倫理を議論する委員会

が、事実ですか。

○中井委員 一般論として申し上げます

と、修正申告書が提出された場合には、その修正

申告書が自動的に行われたものかあるいは税務調

査を察知して行わたったものか等によって違ひがございまして、後者であれば、察知して行われたと

いうことであれば、過少申告加算税を課する、前者であれば、過少申告加算税は課されないという

ことですございます。

○中井委員 もう一点は、このお二人の方がおられ

る、同じ経過で、同じような趣旨でお金を二千

万、一千万とそれぞれおもらいになる。

片一方は二年間預かつて返して、返した人が猫ばは

したものでもう一遍返して修正申告をした。もう

一人の人は一千万もらつて二年間預かつて返し

た。この人は修正申告しない。これらはどういう

ふうになるんですか。

○坂本(導)政府委員 個別の案件はコメントは差

し控えさせていただきたいと思いますが、仮に一

たび課税関係が決定され、課税処理が終わってし

まつたものについて、たとえ後からそれを返還し

たとしてもう課税関係の処理は終了したという

ことになります。

○中井委員 そうしますと、この一千万もらつて

返した人も当然修正申告をなさるべきだと私ども

は理解をいたしますが、それでいいですか。

○坂本(導)政府委員 これも一般論でございま

すが、金品等を預かったとすることでは課税関係は

生じません。

○中井委員 二年間預かるなんといふことがあります。

○中井委員 そうしますと、この一千万もらつて

返した人も当然修正申告をなさるべきだと私ども

は理解をいたしますが、それでいいですか。

○坂本(導)政府委員 一般的なまじめに納税をさ

れている人、こんな理屈では到底税務署が許してくれずには受けられてる方が全国何百万とお

りります。そういう人たちは平等な税務調査、課

税、こういったものがきちっと行われるように強

い要望いたします。返事してください。

○坂本(導)政府委員 一般論として繰り返しにな

りますが申し上げますと、それが預かり金である

限りは課税関係は生じない、ただ、事実として預

かり金ではなかつたということになれば、課税関係は当然生ずるということになります。

○中井委員 時間がありませんので、きつと捜査をしていただくことを強く申し上げて、ほかの問題に移ります。

冬季オリンピックが終了をいたしました。日本はかつてない好成績で、私どもも大変喜んだ次第であります。この大会でメダルをおとりになつた方々へは、今回からJOCが、金メダルは三百万、銀メダル二百万、銅メダル一百万円、こういう報奨金を出す。金メダルをとられた方々も現代の子らしく極めて率直に、自動車買うんだとかうれしいんだとか言われております。また JOC の報奨金だけじゃなしに、他にも競技団体か後援団体からお金が出るやに聞いております。アマチュアスポーツとこういうお金というふうなことも、やはり、現代でありますし、世界の情勢から見たらこういったことはあえてくる。しかし、逆に考えますと、この人たちは大喜びで帰つてまいりますが、帰つてきたら当然課税対象になるなんだと思いますがいかがですか。

ただ、報奨金のみならず、いろいろな機会にいろいろな形で金品を收受される方々に対し、そんなどんな方々まで税金を負担していくことがいいのかどうかということは、過去いろいろな場合にて論議になつてまいりました。しかしそれは、今所 得税法第九条に法律の条項として限定して書かれ ておりまして、これはよその国においてもそうで ございます。ノーベル賞の受賞金でも課税されて いる国もございます。

○中井委員 これから言おうとする件を先に答へられたのでは大変やりにくいのでありますが、大臣、私はこのオリンピックのメダル、日本もそ んな無数にとれるわけじゃありません。こういうのをおとりになって海賊の中から報奨金をおもら いになつた。日本ではこれだけが名誉、また努力

に対する報酬であります。そういう意味で、オリエンピックのメダルに対する報奨金ぐらいは課税対象から外す、法律があるのなら、超党派でもそういう法律をつくつて課税対象から外してやるべきだと私は思います。自民党さんでは何かサッカーのトトカルチャヨまで考えようかというようなことがありますから、その前にアマチュアリズムについて、ぜひ大臣としてこういったことをお考えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○羽田国務大臣 今、もう既に主税局長がお答えしたとおりでございまして、心情としての気持ちはよくわかるのでございますけれども、法の中ですそれが定められているということであります。ただ、今回の報奨金につきまして、所得税法上の一定所得される収入から五十万円を控除した上で二分の一に課税されるという考え方で、普通の勤労者所得とは、比べまして軽減されておるということは申し上げることはできると思います。

○中井委員 重ねて言いますが、先ほど申し上げたような、政治家がお金を裏でもらう、それは税金がかからない、こういう明るいしばらしいものには税金がかかる、これでは庶民はなかなか納得しない。大したことではないんだし、大いなる喜びですから、ぜひ、私ども機会あるごとに言いますが、お考えをいただきますようお願いをいたします。

次に、先ほどから御議論のございましたいわゆる三つの証券会社の飛ばしの問題であります。同僚議員からもう既に詳しく論議が行われましたので、重複を避けた意味で幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず確認をしたいと思いますが、コスモ証券、山種証券、大和証券、これらの調査をいつまでに終えられるのか、また、他の大手の証券でもこういう問題があるのかないのか、きちんとお調べをいただき報告をいただけるのかどうか、この二点、御返事をいただきます。

○松野(允)政府委員 この報道されております三

証券会社につきましては、一部はまだ裁判が行われ、始まつたものもございますし、あるいは裁判上の和解が成立したり民事調停が成立したというようなものもございます。私ども、この中身につきまして、和解が成立し、あるいは調停が成立したものにつきましては、証券会社を通じてこの事実関係あるいは当事者の言い分などを聞いて、それがどういう事実関係で、その中にどういうような証取法上の問題があるかという点についての検討をしたいと思つております。ただ、民事訴訟が行われているものにつきましては、この訴訟の推移を見る必要があろうかと思います。

また、ほかにこういう例がないかという点でございますが、これは率直に申し上げまして、ないということを申し上げるだけの自信はございません。簿外で会社に無断で行われ、会社が把握できないというような形で行われたものでござります。したがいまして、各証券会社に対してこういったような事実、こういうようなものがないかどうかという点について、特に法人の取引の担当者あるいは場合は場によっては相手法人とというようなものとの照合といいますか、チェックをすることによりつて、こういった問題が潜在していいかどうかという点をより詳細にチェックをするということを各社に要請をしているわけでございまして、率直に申し上げまして、こういう株式が低迷状態にあって、ここで起つております問題は、いわゆるバブルといいますか、株式が非常に好調だったときに行われた取引が下落によつて巨額の損失を生じ、それが含み損として存在してこういうような取引が繰り返されたわけでござりますので、今のような株式の低迷状況の中で、こういった類似の行為、トラブルというようなものが全くないということは考えにくいわけでございまして、よしり一層各社に対しても申し上げたようなことで、できるだけ早くそういう潜在化しているものについて会社として把握するように、この事実把握を進めさせたいというふうに思つております。

しなければなりません。その審議までにきちつと私どもが論議できる資料をお出しになりますよう、委員長にもお願いを申し上げておきます。

同時に、本当に聞くたびに、どこまで続くかわからないぞという歌がありましたけれども、そんな感じでございまして、私ども、補てん問題での論議、あれだけやりながらこういうことがまだ起こるのかという思いもいたします。証券法違反の問題については、先ほど仙谷委員から御指摘がありました。それらの点も含めて十分御調査いただきますよう、お願ひいたします。

この中で幾つか確認をとりたいのですが、いわゆる現先取引というものですね。これ、わかるないのですが、これは債券をもとにしたものだったらやつてもいい、証券だったらダメだ、こういうことになつておるのかどうかということが一つであります。

それから、先ほどお話を出ました証券会社の外交員、外交員、外交員といいますが、みんなその証券会社の大幹部であろうかと思うのでありますのが、この人たちが会社と会社の金融を仲介できるのか、これは私はできないと思うのであります。そのことについてどう思われておるのか。

それから三つ目、補てんを禁止する法律をつくりましたときに、相手先の企業、証券会社の相手先、取引先の認識の問題で随分論議が行われて、私どもはやむを得ずあいの形で賛成をいたしました。しかし、こういう一種の補てんがまだ行われておつて、しかも公然と相手も認識をしておる。こういったものが幾つも出てくるわけであります。そういう意味では、あの補てんを禁止しました。法律改正はやはり甘かった、相手先に対する罰則、こういったことをもう一度議論し直すべきだ、こんなことを痛感いたしますが、大蔵省、いかがですか。

○松野(允)政府委員 まず最初のお尋ねであります。

いわゆる現先取引、これは条件つき売買と言つております。ある人が貰い戻し条件つきで売却す

ような形で行われているわけでございまして、それがある企業から先に転売先がなくなつたという段階でこの問題が起つたわけでございまして、その場合に仲介した証券会社の営業マンに対する企業が損害賠償請求をする、あるいはそれが代表としております証券会社に対して損害賠償請求をしたわけでございまして、このケース自体は補てん使用者責任を追及する損害賠償請求であるというふうにとらえております。

ないという扱いにしているわけでございまして、補てんについて、この前、証取法改正でお願いいたしました相手先の認識の問題とか証券会社が補てんをする場合の問題と、今回の場合には、一回公正な裁判官を中心にして調停とか和解が乱用されないと、いう歯どめのもとで認められているものではないかと考えているわけでござります。○中井委員 この問題等はまた制度改革のときに論議をさせていただきますが、いつも証券局長の御答弁を聞いていて思うのですが、二つお願いがあります。

一つは、証券会の一セールスマンあるいは外交員がやつたという話が必ず入ってこられる。テレビ等を見たり、一般の国民は質疑を見て一番驚くからないのはそれなんですね。一外交員とかセールスマントと言うと、本当に肩書は何もない、外で株のお仕事をなさっている方のように聞こえる。しかし、現実にこういう問題をやっていらっしゃるのは、肩書もつき役職にある人たちだ。ここら辺の言い方をもう少しお考えをいただきたい。

もう一つは、大蔵省から御説明を聞いたりいたしましても、常におっしゃることは、株価が上がったり続ければこういうことは出なかつたんだ、こればかりなんです。株みたいなのは上がりつ放しのはずがないじゃないですか。それは下がることもある。だから、上がっていればこういうことは起らなかつたんだという言いわけがいつもちらちらと衣の下から出てくるような感じがいたします。大分局長さんも御答弁になられられてずうずうな気持ちあるいは対応を忘れずにお取り組みをなされたことを望んで言つているわけであります。大蔵省がその責任の一番ポイントにあるわけであります。そういった意味で、去年の補てんのときのような気持ちあるいは対応を忘れずにお取り組みをなす

いたがきたい、このことを、言わざもがなであります。私が申し上げておきます。

統いて、地価税の問題についてお尋ねいたしましたが、これもいろいろと議論のあったところであります。私たちの党でも、この地価税創設につきまして随分議論、異論が続出をいたしました。最終的に賛成をいたしました。しかし、その中で私ども意見集約をいたしましたのは、固定資産税の評価をきちっとやっていくんだ、これが一つ。それから、附帯決議に盛られたような事項をきちっと実行してもららうんだ、これが二つ。これらあわせて初めて土地対策としての地価税というは何らかの役を果たすんじゃないか、こういう思いで法案に賛成をいたしました。そういうふた意味で、今地価税をめぐるいろいろな論議がありますが、この二つのことがいつも条件つきで言われない、地価税だけで言われる。大変残念に思います。

自治省にお尋ねいたしますが、この土地対策、そこから出てきた地価税、これをめぐる論議の中で、かなりいろいろな答弁等で固定資産税の評価、これを七割とはおっしゃいませんでしたけれども、七割に近い形で全国的にやっていくんだ、これが暗黙の前提条件になつておりますが、これらは評価の見直しについて全国的にどのような状況で行われておるのか、お知らせをください。

○堤説明員　お答えいたします。

平成六年度の次回の固定資産税の土地評価においては、土地基本法第十六条、これは具体的には公的土地評価相互の均衡と適正化を図るということございますけれども、こういった土地基本法第十六条の趣旨なども踏まえまして、また、地価公示制度そのものにおきましても適正化が図られるということを前提といたしまして、地価公示価格の一一定割合を目標に評価の均衡化、適正化を図るということにいたしておりますけれども、この地価公示価格の一一定割合の具体的数値につきましては、その後いろいろと研究会を設けましたり、また、実際に評価を行います市町村あるいは

都道府県との間で十分意見交換を行いました結果、固定資産税の税率の性格あるいは地価公示制度の趣旨、そういうたものがやはり違いますので、元化するということはできないわけでござりますけれども、そういう趣旨、あるいは昭和五十年代の地価定期におきましては固定資産税の評価が大体地価公示価格の七割程度までいっておったわけでございます。そういうこととを踏まえまして、地価公示価格の七割程度を目標に評価の均衡化、適正化を進めたいというふうにしたところでござります。

○小村政府委員 平成四年度予算におきまして大変厳しい財政状況、税収動向でございましたので、私どもこの地価税の財源につきましても有効に活用させていただきまして、土地対策に対する経費を減らしまして一義的にこれを特定することは難しいのでございますが、あえて新規施策等を盛り込んだ経費を単純に合計いたしますと、四年度におきまして六千五百億円の経費を計上したわけでございます。

高いままに張りついておる。したがつて、一千億というのが入ってきて、その上に奥行き遞減禁止でもっとお金が入ってくるんじやないか、こう思いますが、いかがですか。

○坂本謙^{シロ}（政府委員）まず御指摘の地価税の準備状況でござりますが、新税であることを考慮しまして、制度の円滑な定着を図り、最初の申告までの間に納税者が地価税について正しく理解し、みずから適正な申告と納税をしていただけるような環境づくりをすることが基本的に重要なと考えております。したがつて、この期間内にまず広報体制の整備ということを行ひます。それから、土地等の保有状況に関する資料に基づきまして、申告案内対象者を的確に把握するというようなことと、さらには標準地の増設、路線価地域の拡大等を図る、あるいは地価税法の解釈基準と土地等の評価の評価基準を明らかにするための所要の通達改正を行うというような措置を講ずることによって、納税者が自主的、適正な申告が行われるよう

の評価になる、ところが十メートル四方の土地になりますと、そこにはビル等は建ちませんけれども、改訂後は、前者については奥行き通減はないけれども、後者については九一%まで評価を下げるというようなことでございまして、これは地価税ということよりも、従来からの昭和三十九年設定以来の相続税の評価通達に問題があつたということです直しをしたわけでございます。

それからその次に、売買実例等が非常に高い事例があるのではないかという御指摘でございますが、我々は相続税評価基準、個々の地点の評価基準を作成するに際しましては、地価公示価格、取引価額、民間精通者価格というものを参考にして決定しているわけでございます。その際、御指摘の異常に高値で取引がされたというような異常な取引がされたといたしております。

○中井委員 お尋ねしたのは、奥行き通減の廃止を計算せずに地価税の金額を大体二千億とはじまんでしよう、こういうことを申し上げているわけです。だから、もうちょっとふえるのと違いますか、こういうことあります。

○済本政委員 評価の見直し作業というものがどうのようなことになるかということが、大体私どもの方にも聞き及んでおりましたものでございまして、地而税収を計算いたします場合に、この

奥行き価格の補正率も含めまして計算しております
して、今回二千億円という先ほど御指摘ございま
した計算の中には含まれていると考えていただい
て結構であります。

○中井委員　自治省にお尋ねをいたしますが、固定資産税評価のときにも奥行き通減というのは行われているんだと私は理解しておりますが、国との相続税評価でこれを禁止する、こういう形で

なつていろいろな制度をつくるようですが、自治省として固定資産税全般もそういう形にされるお考えですか。

ましたように、奥行き通減率すべて廃止するということではございませんので、そこだけ。

○堤説明員 昨年末におきまして相続税の基本通達が改正されましたことについては承知をいたしております。また、その趣旨が、昭和三十九年以降まで改正された、特に宅地の画地計算等につきまして改正されたということは十分承知をいたしております。

現在は、私どもの固定資産評価基準、これは自治大臣が告示をいたしておりますけれども、この固定資産評価基準につきましても、従来ですと相続税の基本通達と固定資産評価基準とは同じ画地計算等を用いておりますので、相続税におきましてそういった基本通達が改正された趣旨を踏まえまして、まだ方針は決めておりませんけれども、改正内容を精査しました上で、所要の見直しをせざるを得ないというふうに考えております。

○中井委員 それでは自動車の税のことについてお尋ねをいたします。

たびたび申し上げておるわけありますが、約束どおり大蔵省は平成三年で六%の消費税を廃止する、そして税収が厳しい折だから新たに自動車だけ四・五%お願いをする、こういう法律であります。私どもは、一たん廃止をするんだなとたびたび確認をつけてまいりましたが、一たん廃止ですと。同じようなものであります。それは大事なことだと私は思います。ところが、大蔵大臣の本会議等の答弁を聞いていますと、パートを下げたと、美に簡単にお答えになつていらつしゃる。パートを下げたことでやつたんではない。これはやはりきちっと附則にのつとつてやめたということをいつの場でも言つていただきたい。そういうことが私は信義だと。結果的におつしやるような気持ちもわからないわけではありません。私どもはそのところは非常に、こだわるわけではありませんが、大事な問題と考えておりまし、またこれからいろいろな附則や約束が守られるかどうかという問題にもなつてくる、こう

いうふうに思いますので、重ねてお答えをいただきます。

○羽田国務大臣 御指摘のとおりでございまして、今の法人につきましても、あるいは自動車につきましても、そして石油臨特、これをあわせて失

とも書いてありません。二年特例であります。こ

れは二年で終えるんですか。このように終えると

私どもは理解してよろしくございますか。

○濱本政府委員 今回お願いしておりますのは二

年間の時限措置でございまして、二年間の時限措

置としてお願い申し上げているということに尽き

ようかと思います。

○中井委員 これは私どもが法案に賛成するか反

対するか、大変重要なポイントにもなつております。どうしても自動車だけやるんだ、こう言つたら、財源が足りないから、これだけであります。

○中井委員 これは私どもが法案に賛成するか反対するか、大変重要なポイントにもなつております。どうしても自動車だけやるんだ、こう言つたら、財源が足りないから、これだけであります。

○中井委員 これは私どもへ行きましたが、中小企業からの陳情の一番はこのパート減税百万というの

を何とかしてくれという話ばかりであります。このところ少し景気が冷え込んでまいりましたから何とかやりくりできるかと思うのですが

、日本を支えている中小の企業、しかも大企業の下請の大半はパートの人たちで構成されておりま

す。このことは、いい悪いは別であります。そ

して、そのパートで働く人たちがもう何年も働いて

おる。こういう状況の中で、財源が足りないから、自動車はかつて六%取つておつたんだから四・五

年だということもあります。それを二年間、これ

ならないじゃないかということで、お金が足りな

いからと言われてやる。これは私どもからい

ます。このことは、いい悪いは別であります。そ

して、そのパートで働く人たちがもう何年も働いて

あるいはパートの人たちは、逆に百円になつたらやめちゃう、そして近所の工場へ行っちゃう、そして調べられないことをいいことにまた百円円まで働く。こういう格好でやりくりをしていると

いうかインチキをしているというのが現状であります。このパートの人たちがきちんとやってくれる、レベル高く働いてくれるからこそ日本の経済

が意を尽くしていかなければ大変申しわけないこと

が意を尽くしていかなければ大変申しわけないこと

だといふふうに存じます。中井先生の私どもに向

けで示しておられます御意向というものは十分私

どもも受けとめて、中井先生の我々に向けておつ

しやつていただきたいであります。これを超えた中で政治的

バート減税の問題でお尋ねをいたします。何回

も委員会で過去議論がなされて、それなりに御苦

労いただいて対応していただいているのを承知

いたしております。また、これをもつとやるとい

うことになれば、税制全体、大変な問題になるとい

うことも承知いたしております。しかし、その上

でまだ大臣にお尋ねを申し上げたいし、意見も言

いたいと思います。

○羽田国務大臣 これは例のパート問題と言わ

れておった問題とはもう違った次元でのお話だと思

うんですけども、いずれにいたしましても、パ

ートで働いていらっしゃる御婦人でございまして

も、一人で年間百万円を超える収入を得てい

るのでございましたら、やはり御主人の被扶養者

としてではなくて、独立した納税者として相応の

負担をしていただかべきであろうと思つております。このことは、この以上の非課税限度を引き上げるとい

うことになりますと、まさに税負担の公平の面から

問題があろうと思つております。今先生から御

指摘の点は、このパートの減税の問題とは別問題

として考えていかなければならぬ問題じゃない

のかなというふうに思います。

○中井委員 もしそういうことであるならば、税

金ということについて、あるいは所得に課税をさ

れるということについて、あるいは実際にどれぐ

らい働いてどれぐらいで御主人の控除も含めてど

ういうふうになるんだということを働いている女

の人たちに説明をしてやらないと、到底それは大

臣の言うような形にはならない。もうみんな、百

万円以内ならからない、だからその百万円以内

のところへ行くんだという形でもう転々とされ

ます。

○中井委員 これが本筋でござります。

○濱本政府委員 了解します。

○羽田国務大臣 了解します。

○中井委員 了解します。

○濱本政府委員 了解します。

る。中小企業は、せっかく育てたパートの人がすぐやめちゃう、上からはどんどん仕事をせいと言われる、それじゃもうやめるんだ、中小企業やめちゃう、こういう形が地域にそれぞ出ているのが現実であります。言うだけじゃなしに、あるいは税金を取るだけじゃないし、そういう形で私もきらつとした雇用になつて税金をお払いいただければいいと思います。しかし、それはそれで、税金を払つたことが一回もない女性にとつては大変だから、それらをきらつと説明する制度等をやはり、大蔵省の所管ではないでしようが、国税庁、中小企業庁も含めてリードすべきだ、私はこのように思います、いかがですか。

○濱本政府委員 また一つ大事な御提言をいたしました。率直に申しまして、中井先生、一昔前までは、あるところまで収入が達しますとやめていく、それは税金のゆえであるということを私ども直接聞きました。それはなぜかというと、それ以上働く、と世帯としての収入が減るからでございまして、くどいようでございますけれども、今はそれはないはずなんでございます。ないはずだから、たくさん働けば働くだけ歩どまりはあるはずなんですが、それでもなおいうことがよくわからなかつたんでございますが、よくよく私どもまた耳を傾けてみますと、むしろ家族手当でござりますとか、あるいは健康保険でござりますとか、そういうものが今そういう機能、たまたまかつてのパート問題を再現しているところがあるのではないかという気もいたします。そのあたりは誤解を解かなければいけません。それを何が税の問題と一緒にくるで言われているような感じもちょっとといたします。どういう形で皆さんに知つていただきたいが、私どもの持つてている手段といふものも限られておりますけれども、今の御提言を生かすように考えてみたいと思います。

○中井委員 最後に、大臣にこの政治改革の面からお尋ねをいたします。

選挙制度やらそういう政治改革というのは、この場の論議ではありませんからしません。大臣が政治生命をかけて頑張られたのも周知の事実であります。今大蔵大臣となられました。私は、大蔵大臣として政治改革というのをやることは幾らでもあると考えております。先ほど午前中の池田議員との議論の中で、行政の中へ入つてみると大変緻密にやつていらっしゃる、それはそれで、それはそのとおりだろうと思います。しかし四十一年同じやり方、同じ発想、そして同じ政権党といふことで、補助金の制度あるいは政治の仕組み、随分停滞しておるがいる。本当は私どもは政権交代をと、こう言えばいいわけあります。現状はこれは御承知のとおりであります。しかし、それじや今の自民党政権が続くから、今のような補助金体制で本当にいいのか、世界がこれだけ狭くなつて、世界から日本に対する要求がどんどん来できるのか、こういったことを含めてお考えをいただきたい。

私どもは前々から、例えば補助金制度というのはサンセットにすべきだ、十年なら十年やつて期限で切つてしまふんであって、もう一遍やるにしても二年ぐらゐの間は置くべきだ、こういうことを提言してまいりました。例えば沖縄振興だとか北海道の何だとか、何十年やつていくんだろうという思いもあります。やはり十年なら十年と切つて効果を一遍考へる、そういう制度ということひとつ問題を再現しているところがあるのではないかという気もいたします。そのあたりは誤解を解かなければいけません。それを何が税の問題と一緒にくるで言われているような感じもちょっとといたします。どういう形で皆さんに知つていただきたいが、私どもの持つてている手段といふものも限られておりますけれども、今の御提言を生かすように考えてみたいと思います。

特にやつていただきたいのは、大蔵省は予算を配分する、しかし配分はなさるけれども、その結果、本当に経済効果、地域への貢献といったものを図つてらっしゃるのか。前に橋本大蔵大臣に質問したことがあります、四国へ橋をつくる、結構なことであります。だけども三つも要■るのか。その一つ目の橋自身も本当に出された予想自動車量、通行量をはるかに下回つていて、そういう形で日本じゅうみんな一緒になるまではやるん

だといつてやつておつたら東海道の税金を納めているところはたまらない。税金ばかり払つていて、ここらをやはりお互いに議論をしながらじつていかないと、補助金と政権党とのつながり、またそこから来るいろいろな情けない話、こんなこともなかなか消えないのじやないか。私はふだんから考へております。党としては、それは北海道でも議員がおれば四国にも議員がおりますから、こなんことを言うたら、ほろくそ怒られますが、しかし、これはやはり言わないと、税金の効果的な、有効な使い方はあり得ないと思つてます。そういう意味で、大臣のお考えを一度お尋ねをいたしました。

○羽田国務大臣 きょうは本当に建設的ないろいろな御意見をいたいたことをまずお礼を申し上げたいと思います。

今御提言のございました、ともかくもう長いこと続いたものについて一度見直す、そういうふた姿勢というものをとらなければいけないのじやないかというお話をございまして、実は昨年暮のいわゆる平成四年度の予算案を組みますときにも皆様方といろいろお話ししたわけでありますけれども、やはり定着したものというものがあるはずであります。しかし、何かそういうものが既得権みたいになつてしまつてあるものがある。そういうことで、全部ともかく、まあ手を突つ込むという言い方はいけないんですけど、ともかく全部の補助金とかそういうものについて洗い直してほしいということで、相当各省とぎすぎすぎすぎました。した話し合いを実はいたしております。

○中井委員 それは私どももちろんそうであります。まして、人様には削れ、自分のだけは残せといふわけには到底いきません。やはり選択の順番があるわけがどうのうか、この補助金制度のあり方、ぜひお考えをいただきたいし、政治改革であれだけの案をつくられた大臣でありますから、ぜひとも、まず自分の省庁でその権限を發揮されて頑張つていただくようになりますが、今もこの見直し、削減、予算についてあつたのです。それから、こういつたものは今度は認めるけれども、こういつたものを提言したんだけありますから、ぜひとも、まず自分の省

と同時に、この間も少しお尋ねをしたわけですね。その権限を發揮されて頑張つていただくようになりますが、今もこの見直し、削減、予算についてやつて、これだけの伸びで抑えたいとやつたと言われました。それから予算の説明の中におきましたが、一般経費等は去年を上回らないに再度激励を申し上げます。

七百三十億だ、残り千七百億ほどはいわゆる使わなかつた予算、それで五千億余りは国債の利子が

下がったんだ。すると、七十兆の予算で七百億円しか節約できないというのは、民間企業やら一般家庭から見たら全然考えられない。それが国の予算であります。しかし、やり方によつてはもつと節約できる部分はある。こういう景気の中で增收策に苦労されるのも結構です。しかし、まずお互いやはり使い道を減らす、ここらに主眼を置かないと、いろいろな税制というのはなかなか国民の理解を得られないのではないか、あるいは私たちの姿勢も問われる。そういうことも含めて御努力を賜りたいと思いますが、最後に御意見を承ります。

○羽田国務大臣 もうその点何も議論申し上げることもなく、全くそのとおりであろうというふうに思つております。

いずれにいたしましても、まずやはり出るを制すということが一番大事なことだろうと思います。ただ、私ども今度取り組んでみまして難しいなど思いましたのは、こここのところ経常経費につきましては、ずつとマイナス一〇%ということで、シーリングをかけながらずっとやつてきておるということですから、何だからといってバブルの時代にもそういったものについて削減する努力はしてきたんだなということを今、実は改めて思わされておりますけれども、さらに私どもとしても十分意を尽くしていかなければいけないと思っております。

○中井委員 終わります。

○太田委員長 次回は、明二十七日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十四分散会

平成四年三月十一日印刷

平成四年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F